

令和2年度中小企業関係租税特別措置の効果に関する調査研究
報告書

2021年2月

株式会社東京商工リサーチ

目 次

I. 調査概要	3
1. 目的.....	4
2. 調査概要	4
II. 法人向けアンケート調査結果.....	6
1. 設備投資に関する基本的な方針について	7
2. 法人税の軽減税率について	11
3. 中小企業向けの設備投資関連税制について.....	15
4. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制について	26
5. 会社経営について.....	33
6. 事業承継に関する税制について.....	36
7. M&Aについて.....	47
8. 固定資産税・都市計画税の減免について	49
9. 印紙税について.....	51
III. 個人事業主向けアンケート調査結果.....	53
1. 設備投資に関する基本的な方針について	54
2. 中小企業向け設備投資関連税制について	57
3. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制について	61
4. 青色申告特別控除について	67
5. 事業経営について.....	69
6. 事業の承継について	79
7. 資産の保有状況及び事業用資産について	91
8. 固定資産税・都市計画税の減免について	92
9. 印紙税について.....	94
10. 税務手続き関連の事務負担について	95
VI. 定量分析	97
1. 法人税軽減税率による中小企業の財務基盤の安定・強化に係る定量分析	98
2. 中小企業向け設備投資関連税制による設備投資促進効果とその経済効果に関する企業データに基づく計量経済分析	104
VII. 参考資料	114
1. アンケート調査票（法人企業向け）	115
2. アンケート調査票（個人事業主向け）	139
3. アンケート調査票（M&A）	163

I . 調查概要

1. 目的

中小企業関係租税特別措置（以下「租特」という）について、その利用実態や政策的な効果等について定量的な検証を行い、制度の今後のあり方についての検討・分析に資することを本調査の目的とする。

2. 調査概要

本調査では法人企業18,000社、個人事業主2,000者の合計20,000件に対して郵送によるアンケート調査を実施した。アンケート調査の概要は以下のとおりである。

【中小企業税制に関するアンケート調査】

調査期間：2020年8月

対象エリア：全国

調査対象数：法人企業 18,000件、個人事業主 2,000件

回答数：法人企業向け 3,255件（18.1%）、個人事業主向け 152件（7.6%）

調査票：参考資料（P113～P162）を参照

<主な調査内容>

法人向け 調査項目

1. 設備投資に関する基本的な方針について
2. 法人税の軽減税率について
3. 中小企業向けの設備投資関連税制について
4. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制について
5. 会社経営について
6. 事業承継に関する税制について
7. M&Aについて
8. 固定資産税・都市計画税の減免について
9. 印紙税について

個人事業主向け 調査項目

1. 設備投資に関する基本的な方針について
2. 中小企業向け設備投資関連税制について
3. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制について
4. 青色申告特別控除について
5. 事業経営について
6. 事業の承継について
7. 資産の保有状況及び事業用資産について
8. 固定資産税・都市計画税の減免について
9. 印紙税について
10. 税務手続き関連の事務負担について

【中小企業のM&Aに関するアンケート調査】

調査期間：2020年8月～9月

対象エリア：全国

調査対象数：10,000件

回答数：1,533件（15.3%）

調査票：参考資料（P163～P168）を参照

M&A 調査項目

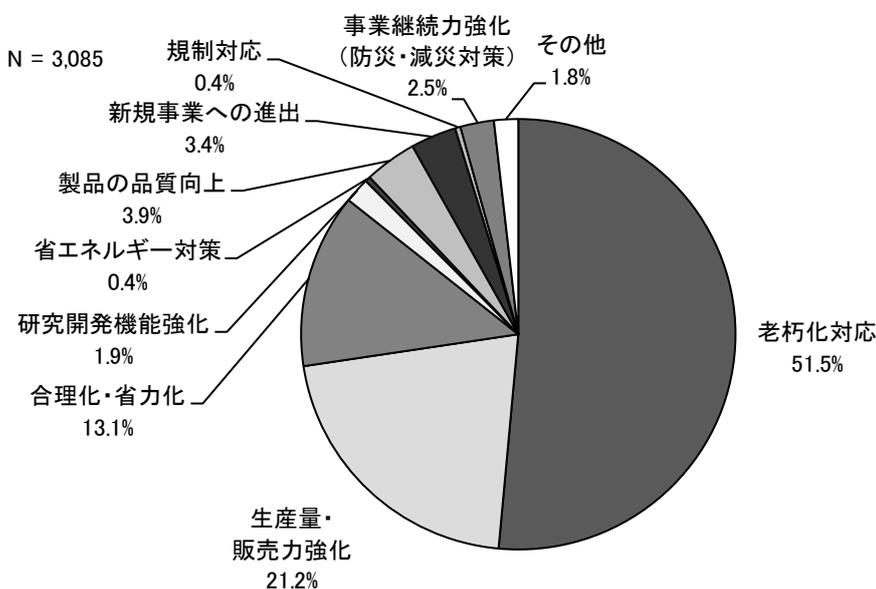
1. M&A実施の有無
2. M&A実施の目的
3. M&A実施上の障害・課題
4. 買収、合併を受けた企業の従業員、経営者の処遇
5. 新型コロナウイルス感染症によるM&Aの影響

Ⅱ．法人向けアンケート調査結果

1. 設備投資に関する基本的な方針について

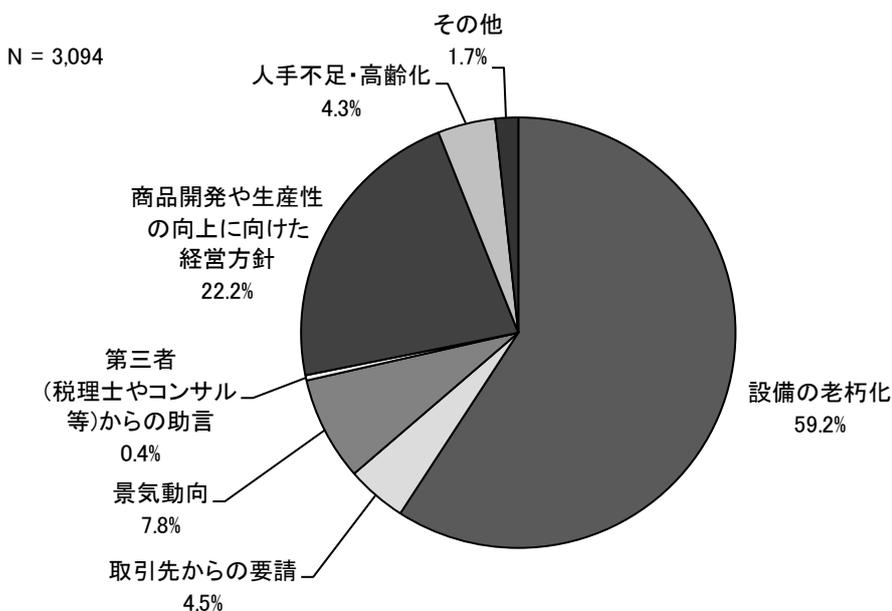
(1) 設備投資を行う主な目的（単一回答）

「老朽化対応」が51.5%と最も高く、次いで「生産量・販売力強化」が21.2%、「合理化・省力化」が13.1%となっている。



(2) 設備投資の決定に影響を与える主な要因（単一回答）

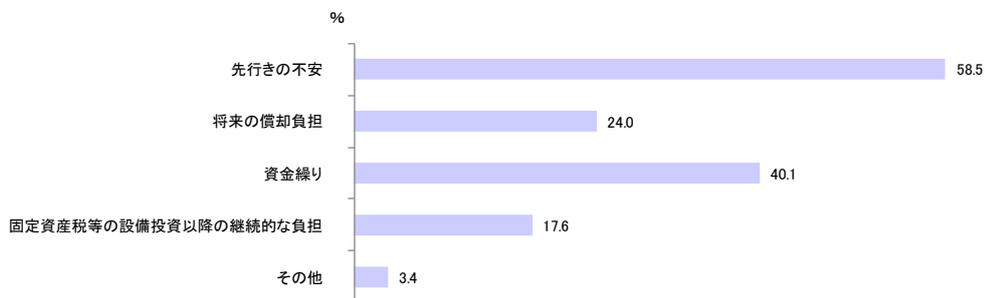
「設備の老朽化」が59.2%と最も高く、次いで「商品開発や生産性の向上に向けた経営方針」が22.2%、「景気動向」が7.8%となっている。



(3) 設備投資の検討の際に、後ろ向きに考えてしまう懸念点（複数回答可）

「先行きの不安」が58.5%と最も高く、次いで「資金繰り」が40.1%、「将来の償却負担」が24.0%となっている。

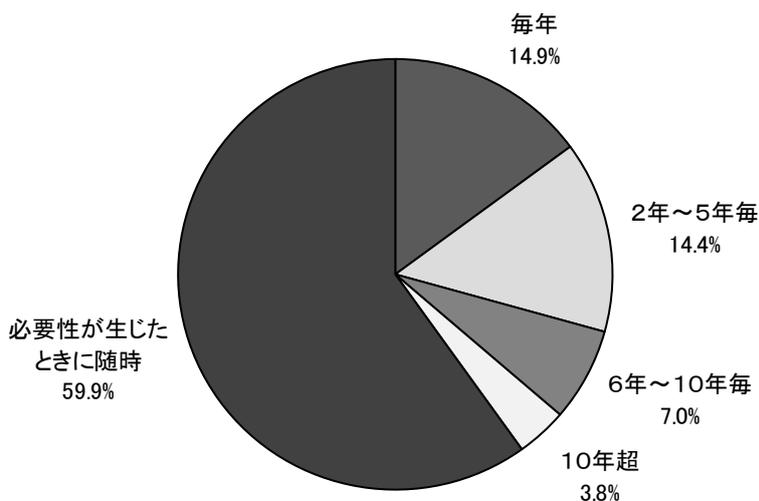
N = 3,080



(4) 貴社の主要な設備について、投資を行う頻度（単一回答）

「必要性が生じたときに随時」が59.9%と最も高く、次いで「毎年」が14.9%、「2年～5年毎」が14.4%となっている。

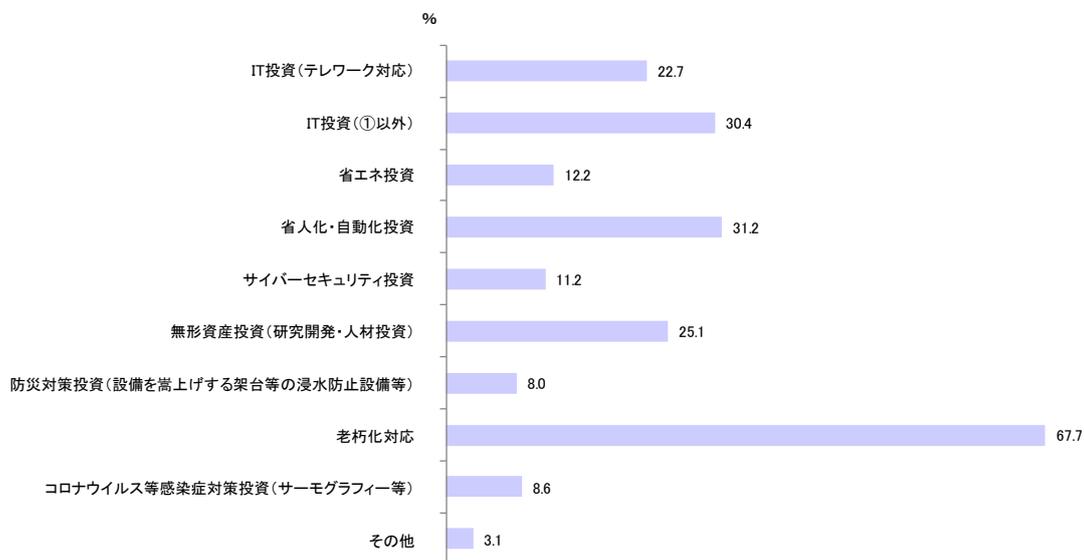
N = 3,179



(5) 今後、特に必要となる投資について（複数回答可）

「老朽化対応」が67.7%と最も高く、次いで「省人化・自動化投資」が31.2%、「IT投資（①以外）」が30.4%となっている。

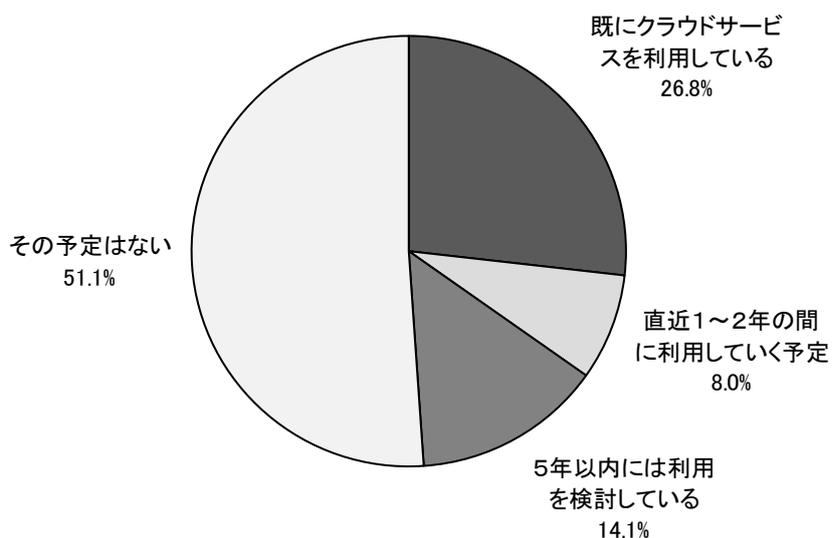
N = 3,165



(6) 今後、サーバーや会計ソフトウェア等の自社システムについて、自社で購入・導入するのではなく、クラウドサービスとして利用する予定の有無（単一回答）

「その予定はない」が51.1%と最も高く、次いで「既にクラウドサービスを利用している」が26.8%、「5年以内には利用を検討している」が14.1%となっている。

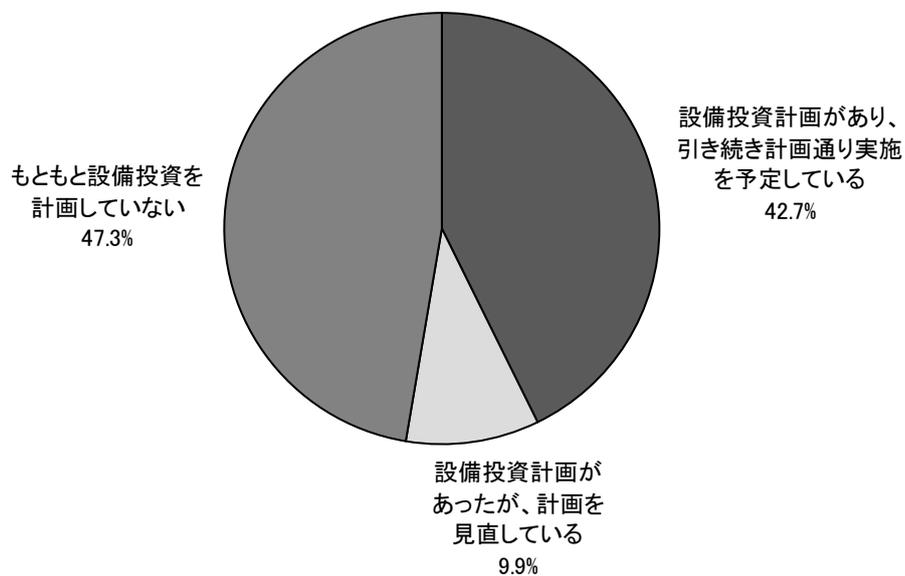
N = 3,177



(7) 新型コロナウイルスの発生・感染拡大による、設備投資計画の見直し（単一回答）

「もともと設備投資を計画していない」が47.3%と最も高く、次いで「設備投資計画があり、引き続き計画通り実施を予定している」が42.7%、「設備投資計画があったが、計画を見直している」が9.9%となっている。

N = 3,147

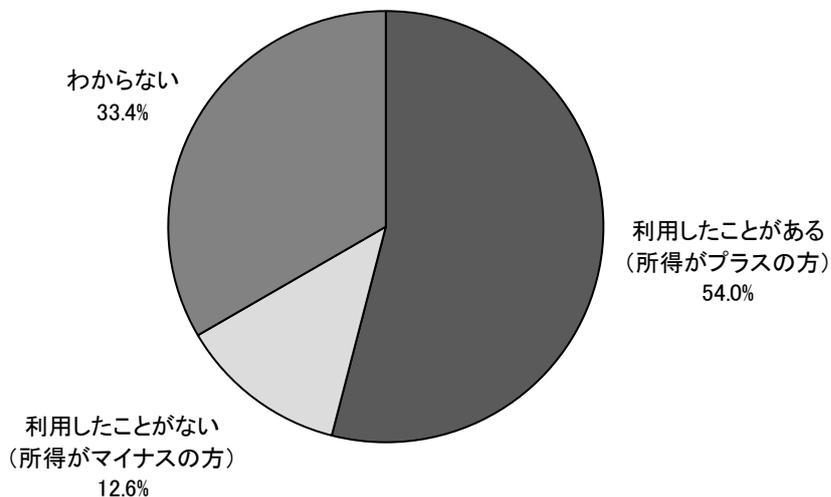


2. 法人税の軽減税率について

(1) 法人税の軽減税率の利用有無（単一回答）

「利用したことがある（所得がプラスの方）」が54.0%と最も高く、次いで「わからない」が33.4%、「利用したことがない（所得がマイナスの方）」が12.6%となっている。

N = 3,162



(2) 法人税の軽減税率について、適用を受けた年度（平成29年度以降）（複数回答可）

「平成29年度に適用」及び「令和元年度に適用」が79.2%と最も高く、次いで「平成30年度に適用」が78.7%となっている。

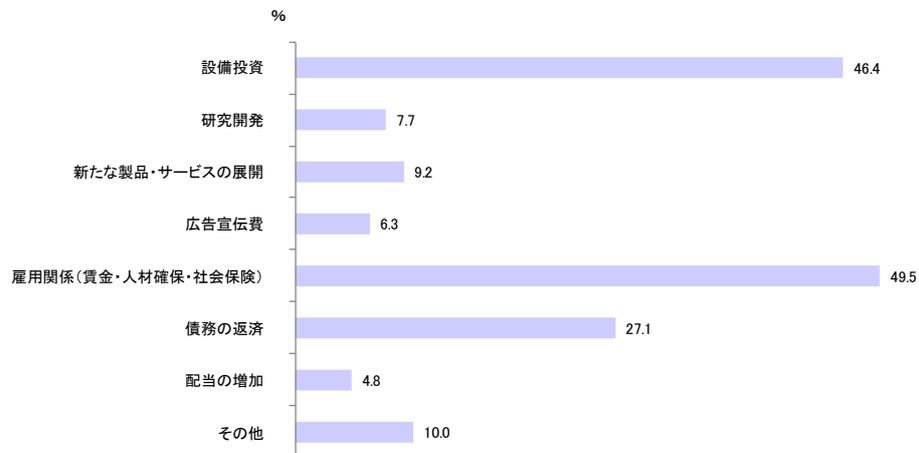
N = 1,686



(3) 法人税の軽減税率によって増加したキャッシュフローの使用用途について（複数回答可）

「雇用関係（賃金・人材確保・社会保険）」が49.5%と最も高く、次いで「設備投資」が46.4%、「債務の返済」が27.1%となっている。

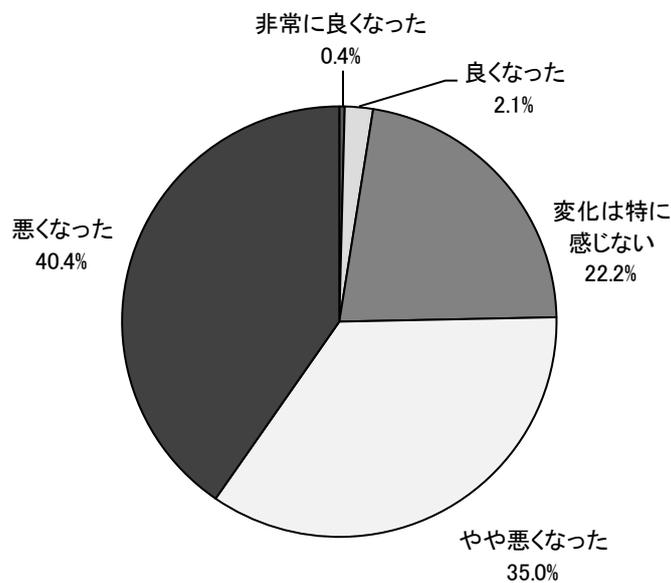
N = 1,661



(4) 新型コロナウイルスの発生・感染拡大による、業績への影響（単一回答）

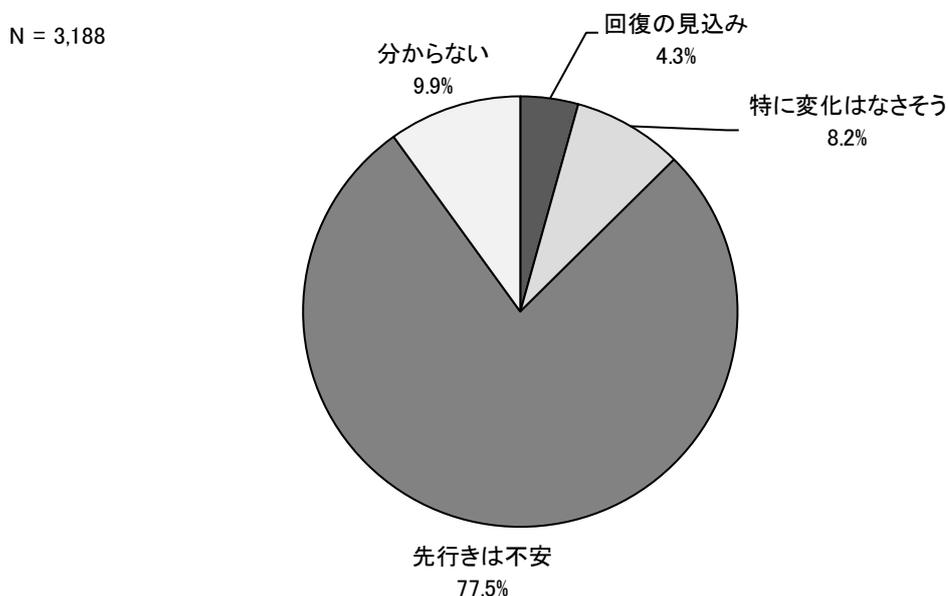
「悪くなった」が40.4%と最も高く、次いで「やや悪くなった」が35.0%、「変化は特に感じない」が22.2%となっている。

N = 3,187



(5) 今後の景気動向の見通しについて (単一回答)

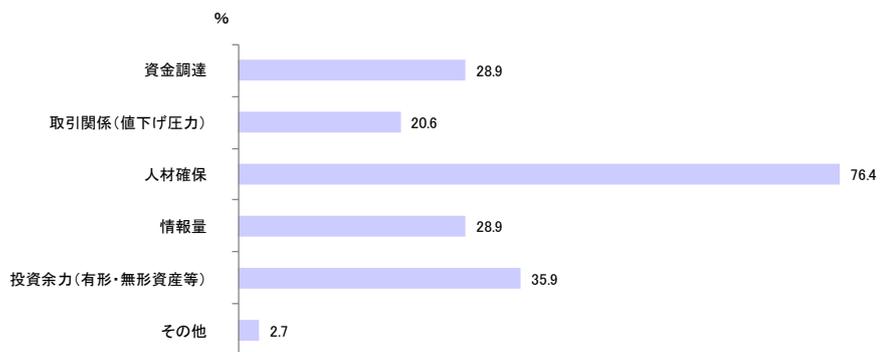
「先行きは不安」が77.5%と最も高く、次いで「分からない」が9.9%、「特に変化はなさそう」が8.2%となっている。



(6) 大企業と比較して感じる経営上の格差 (複数回答可)

「人材確保」が76.4%と最も高く、次いで「投資余力 (有形・無形資産等)」が35.9%、「資金調達」及び「情報量」が28.9%となっている。

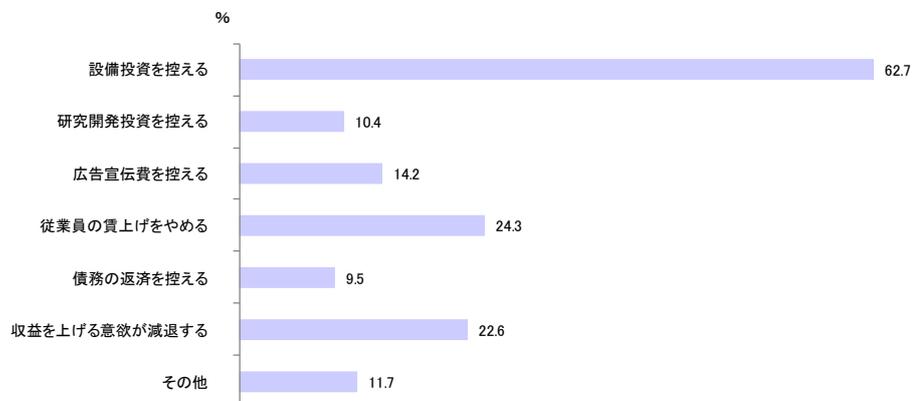
N = 3,164



(7) 法人税の軽減税率がない場合、貴社に影響について（複数回答可）

「設備投資を控える」が62.7%と最も高く、次いで「従業員の賃上げをやめる」が24.3%、「収益を上げる意欲が減退する」が22.6%となっている。

N = 3,037



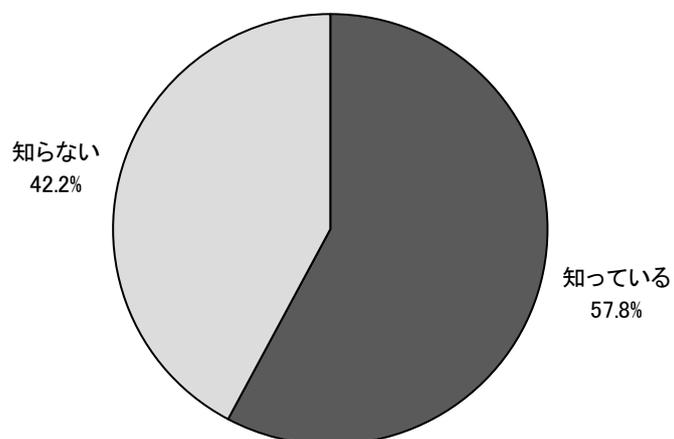
3. 中小企業向けの設備投資関連税制について

(1) 設備投資税制の認知 (各項目に○は1つ)

① A 中小企業投資促進税制

「知っている」は57.8%、「知らない」は42.2%となっている。

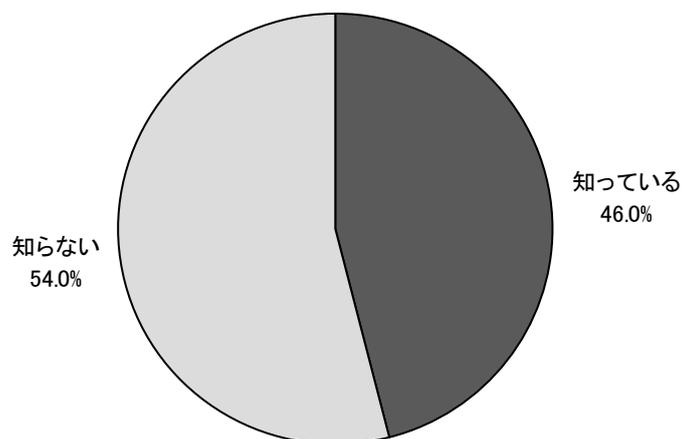
N = 3,150



② B 中小企業経営強化税制 (A類型)

「知っている」は46.0%、「知らない」は54.0%となっている。

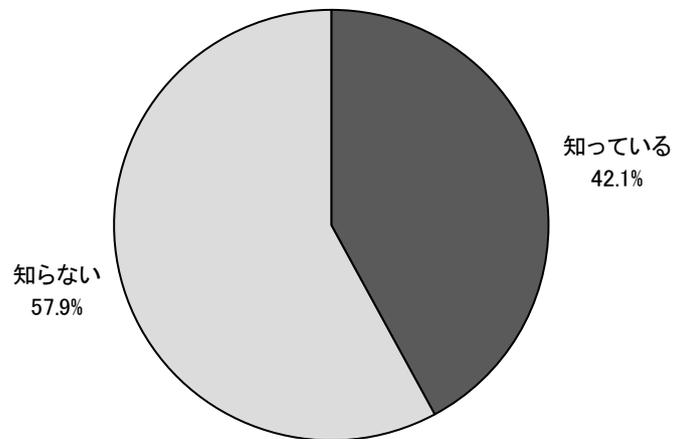
N = 3,137



③ B 中小企業経営強化税制 (B類型)

「知っている」は42.1%、「知らない」は57.9%となっている。

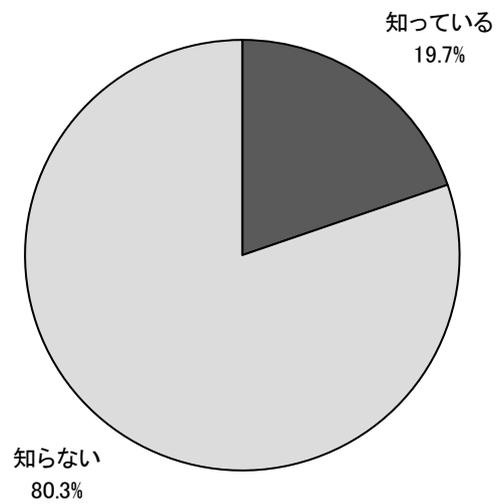
N = 3,127



④ C 商業・サービス業・農林水産業活性化税制

「知っている」は19.7%、「知らない」は80.3%となっている。

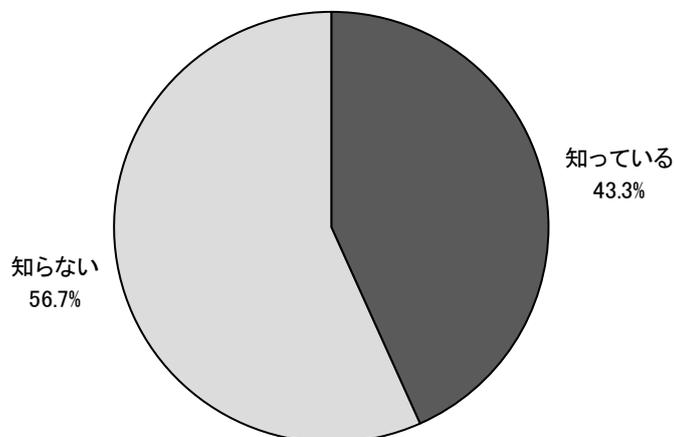
N = 3,104



⑤ E 生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例

「知っている」は43.3%、「知らない」は56.7%となっている。

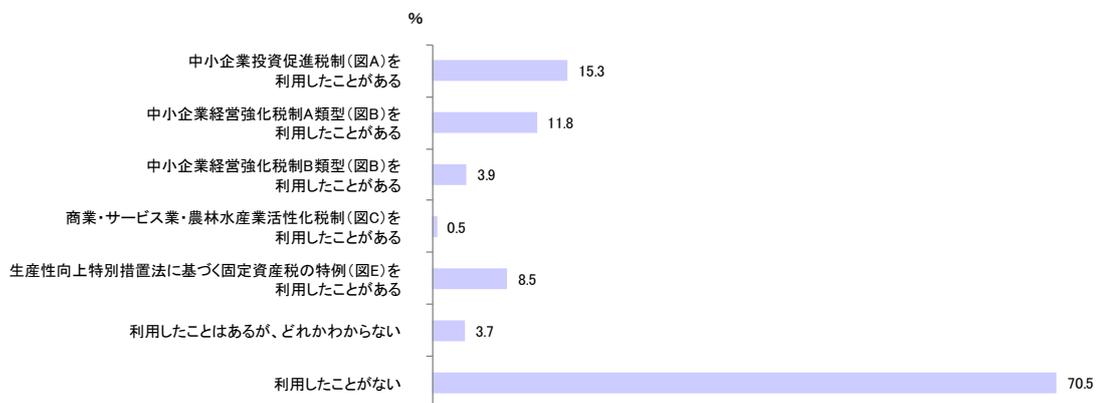
N = 3,126



(2) 上記の設備投資税制の利用有無（複数回答可）

「利用したことがない」が70.5%と最も高く、次いで「中小企業投資促進税制（図A）を利用したことがある」が15.3%、「中小企業経営強化税制A類型（図B）を利用したことがある」が11.8%となっている。

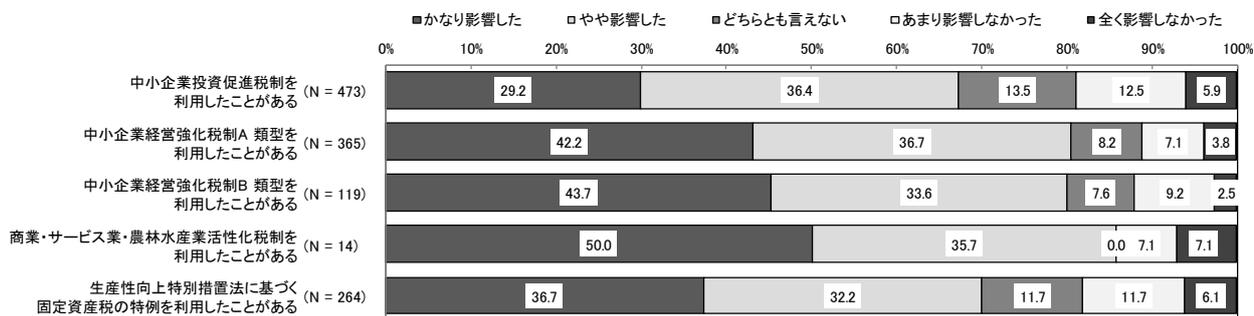
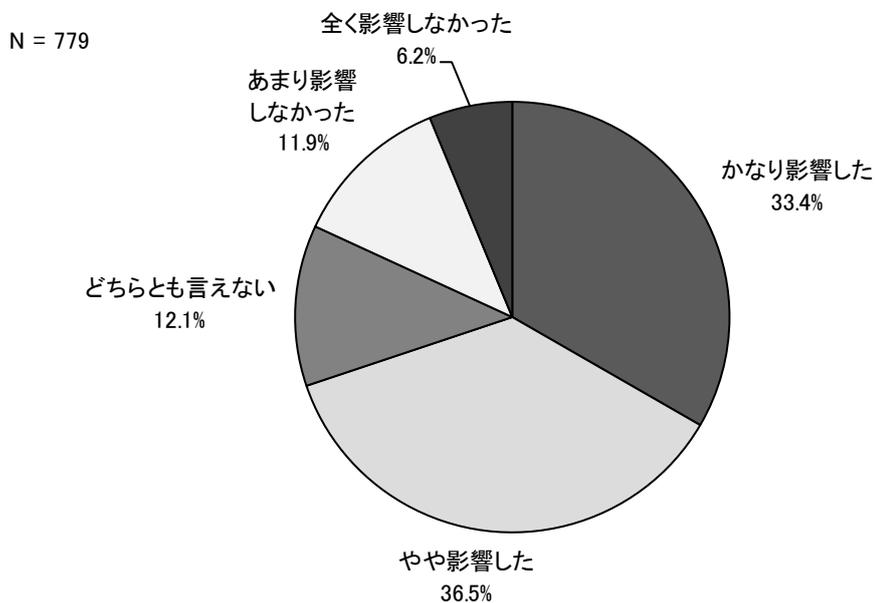
N = 3,088



(3) 設備導入の決定に際し、税制措置による影響（単一回答）

「やや影響した」が36.5%と最も高く、次いで「かなり影響した」が33.4%、「どちらとも言えない」が12.1%となっている。

設備投資税制の利用有無別でみると、

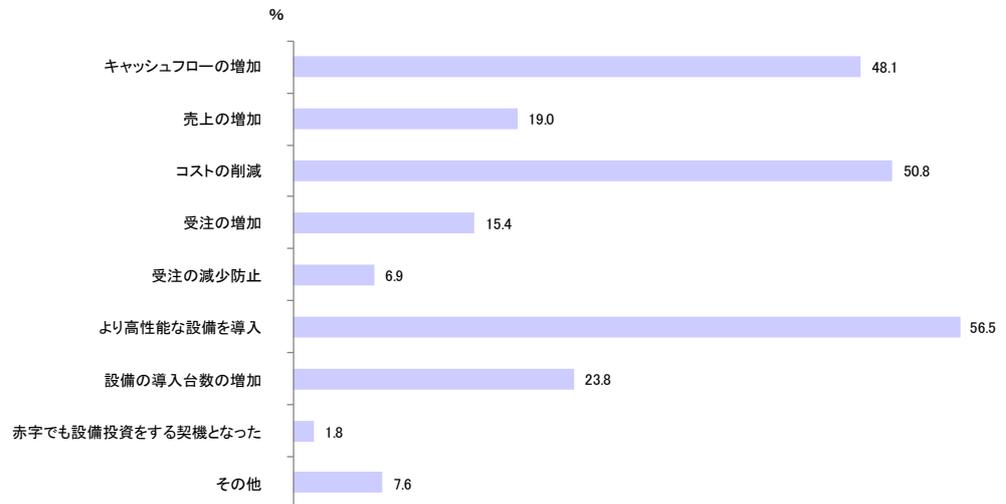


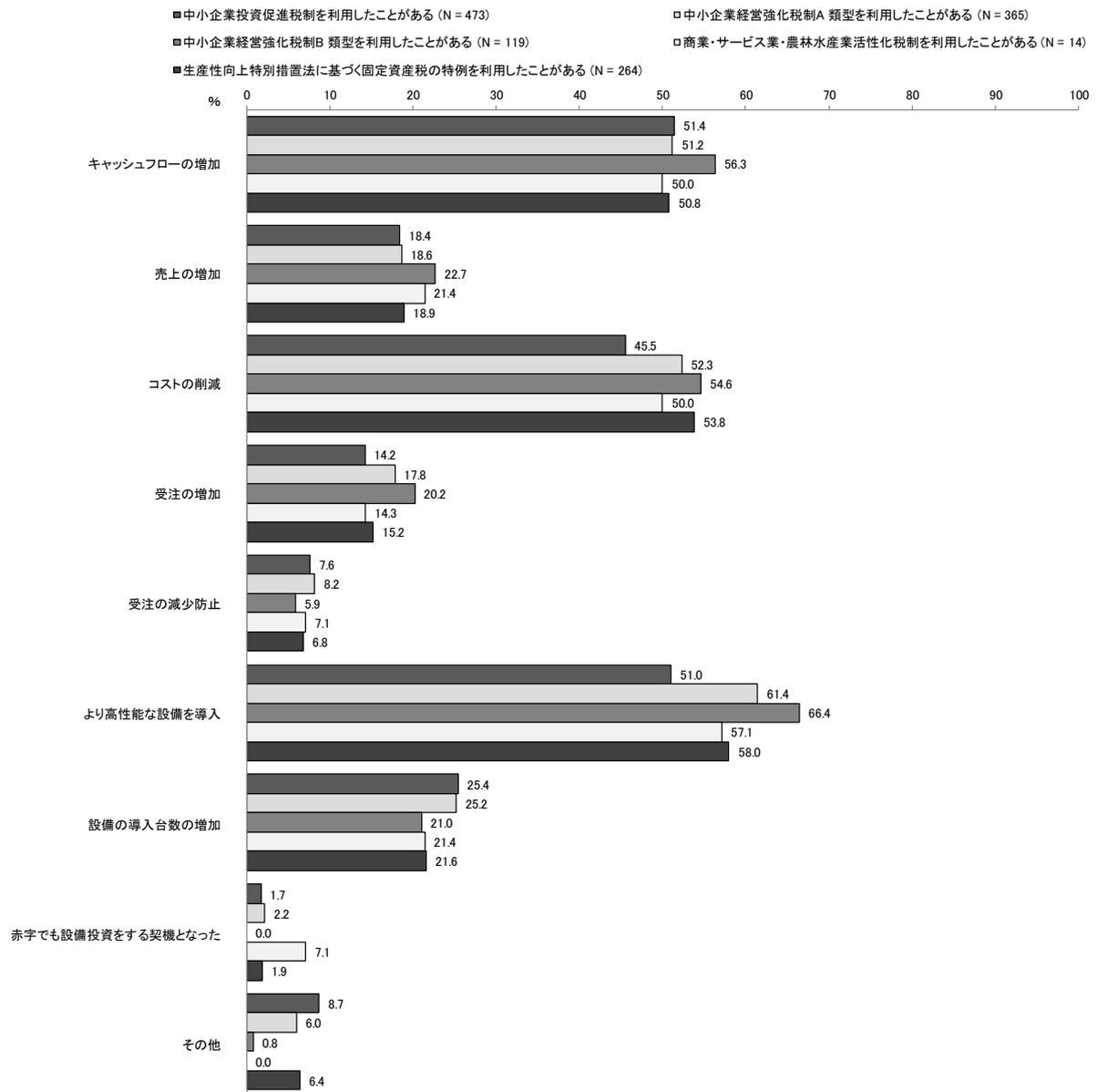
(4) 税制措置を使ったことによる効果（複数回答可）

「より高性能な設備を導入」が56.5%と最も高く、次いで「コストの削減」が50.8%、「キャッシュフローの増加」が48.1%となっている。

設備投資税制の利用有無別でみると、

N = 780

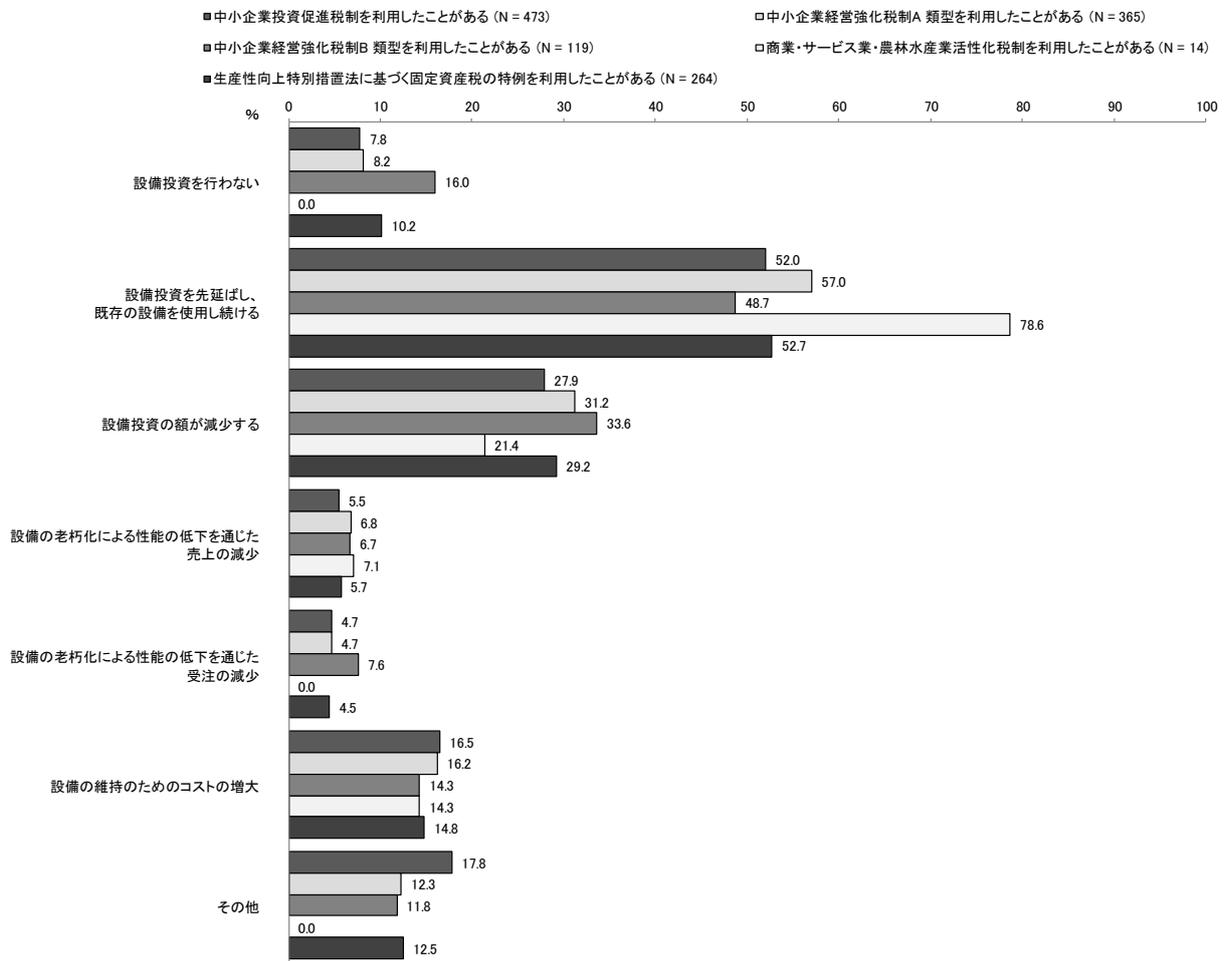
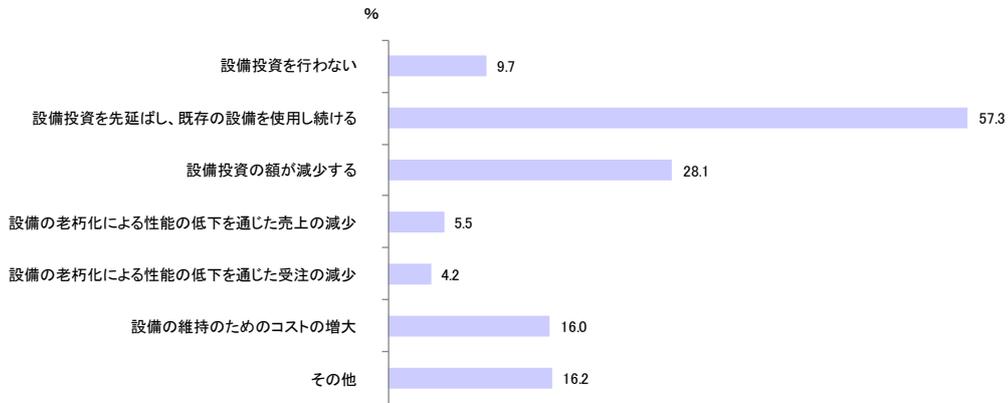




(5) 税制措置がなかった場合/優遇が小さくなった場合の影響 (複数回答可)

「設備投資を先延ばし、既存の設備を使用し続ける」が57.3%と最も高く、次いで「設備投資の額が減少する」が28.1%、「その他」が16.2%となっている。

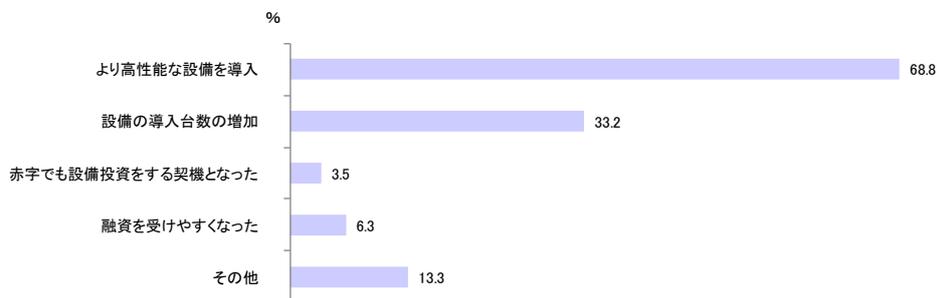
N = 745



(6) 即時償却を使ったことによる効果 (複数回答可)

「より高性能な設備を導入」が68.8%と最も高く、次いで「設備の導入台数の増加」が33.2%、「その他」が13.3%となっている。

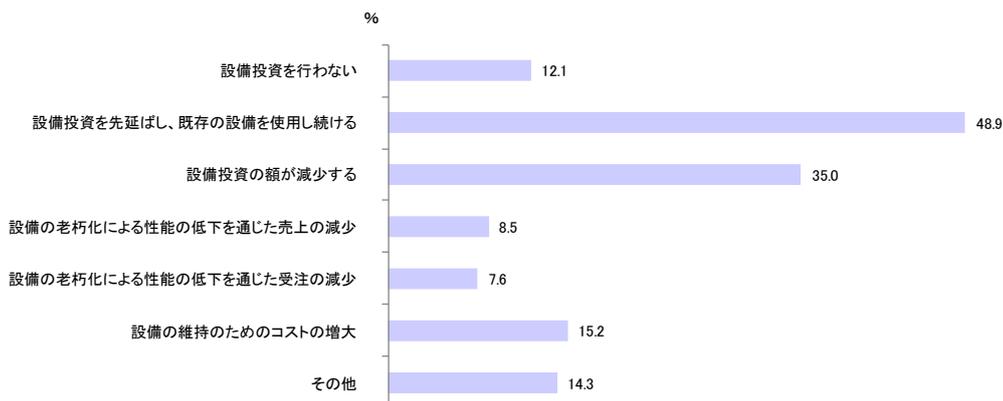
N = 256



(7) 即時償却がなかった場合/利用できる措置が特別償却と税額控除のみとなった場合の影響 (複数回答可)

「設備投資を先延ばし、既存の設備を使用し続ける」が48.9%と最も高く、次いで「設備投資の額が減少する」が35.0%、「設備の維持のためのコストの増大」が15.2%となっている。

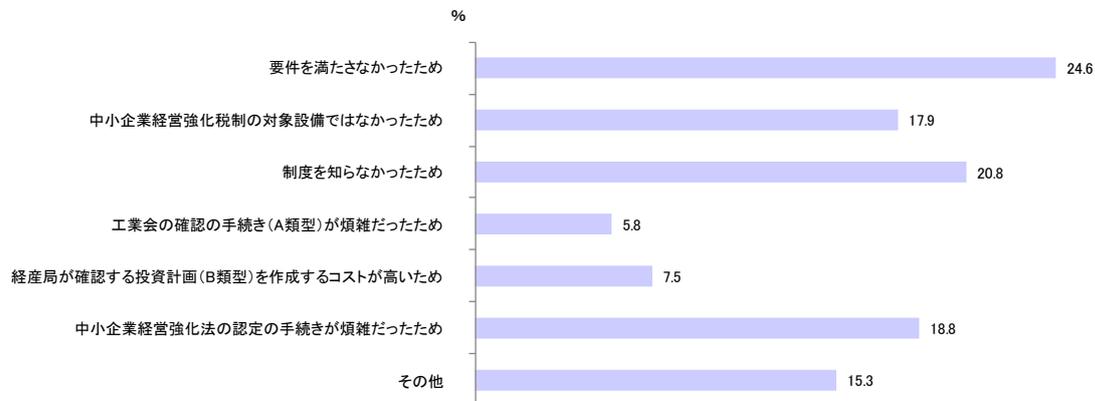
N = 223



(8) 「中小企業経営強化税制」を利用しなかった理由（複数回答可）

「要件を満たさなかったため」が24.6%と最も高く、次いで「制度を知らなかったため」が20.8%、「中小企業経営強化法の認定の手続きが煩雑だったため」が18.8%となっている。

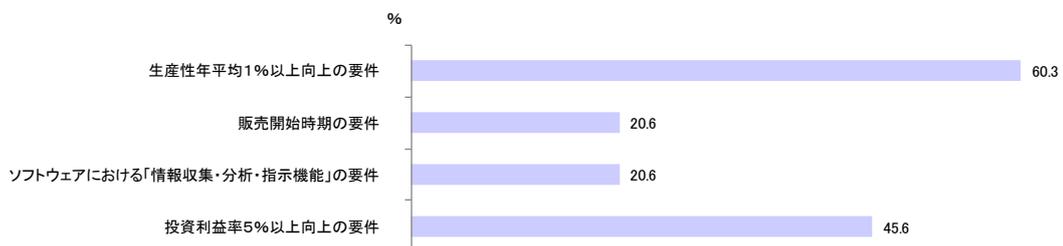
N = 346



(9) 「中小企業経営強化税制」を利用しなかった理由において、満たさなかった要件（複数回答可）

「生産性年平均1%以上向上の要件」が60.3%と最も高く、次いで「投資利益率5%以上向上の要件」が45.6%、「販売開始時期の要件」及び「ソフトウェアにおける「情報収集・分析・指示機能」の要件」が20.6%となっている。

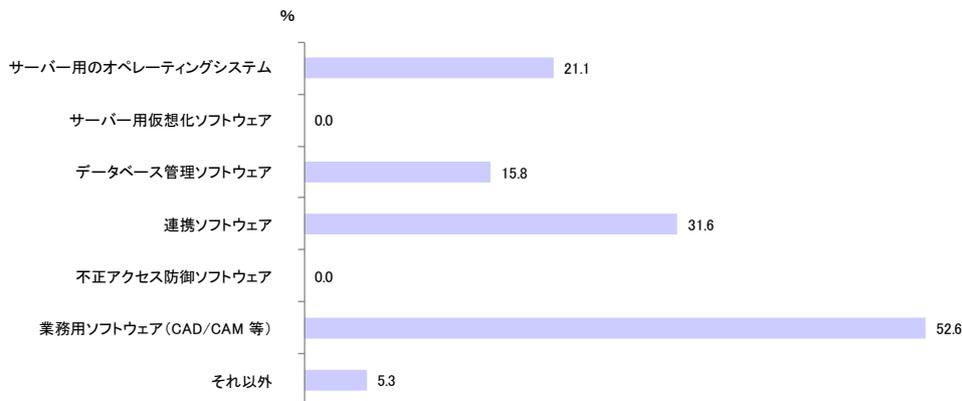
N = 68



(10) 中小企業投資促進税制によって取得したソフトウェアの種類（複数回答可）

「業務用ソフトウェア（CAD/CAM等）」が52.6%と最も高く、次いで「連携ソフトウェア」が31.6%、「サーバー用のオペレーティングシステム」が21.1%となっている。

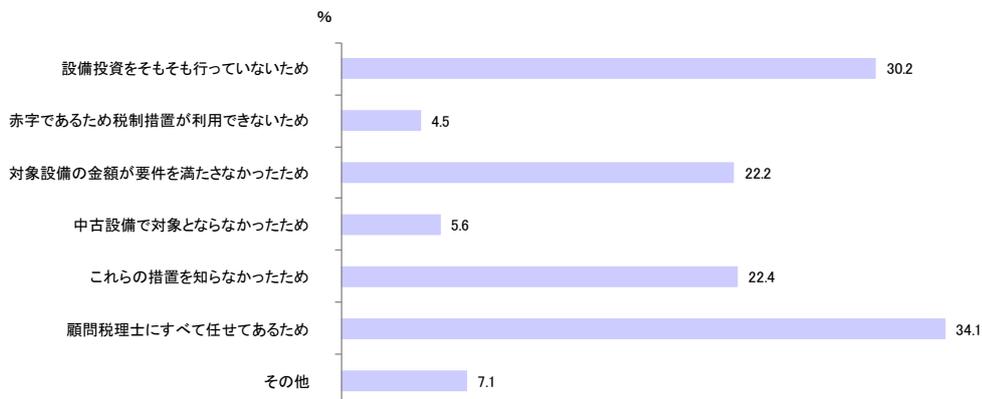
N = 19



(11) 利用したことがない理由（複数回答可）

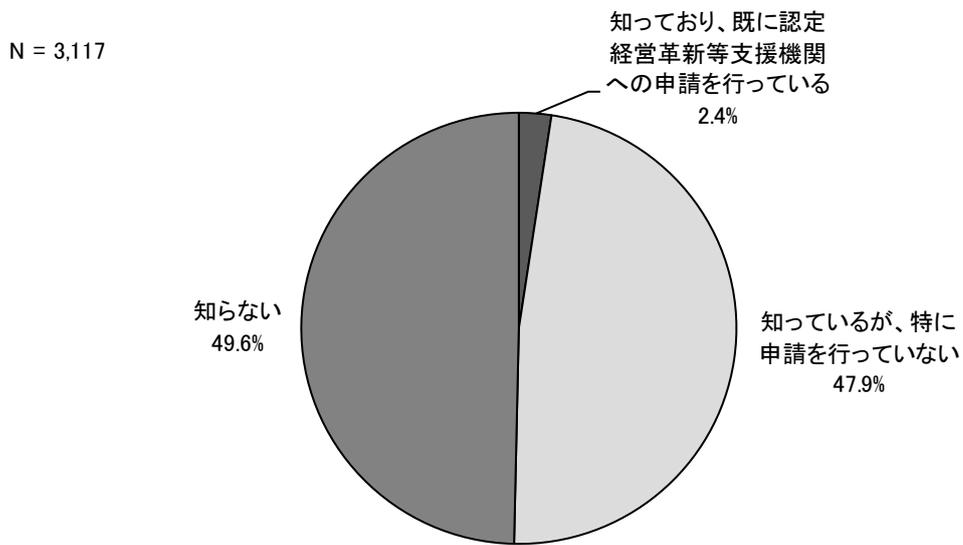
「顧問税理士にすべて任せてあるため」が34.1%と最も高く、次いで「設備投資をそもそも行っていないため」が30.2%、「これらの措置を知らなかったため」が22.4%となっている。

N = 2,140



(12) 中小企業経営強化税制のデジタル化設備（C類型）についての認知（単一回答）

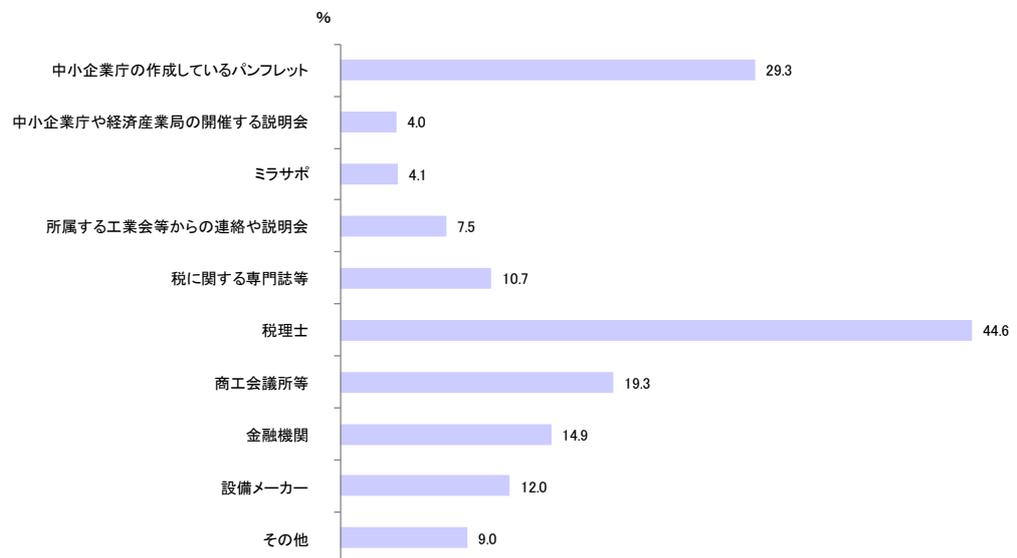
「知らない」が49.6%と最も高く、次いで「知っているが、特に申請を行っていない」が47.9%、「知っており、既に認定経営革新等支援機関への申請を行っている」が2.4%となっている。



(13) 設備投資関連税制を認知したきっかけ（複数回答可）

「税理士」が44.6%と最も高く、次いで「中小企業庁の作成しているパンフレット」が29.3%、「商工会議所等」が19.3%となっている。

N = 2,657

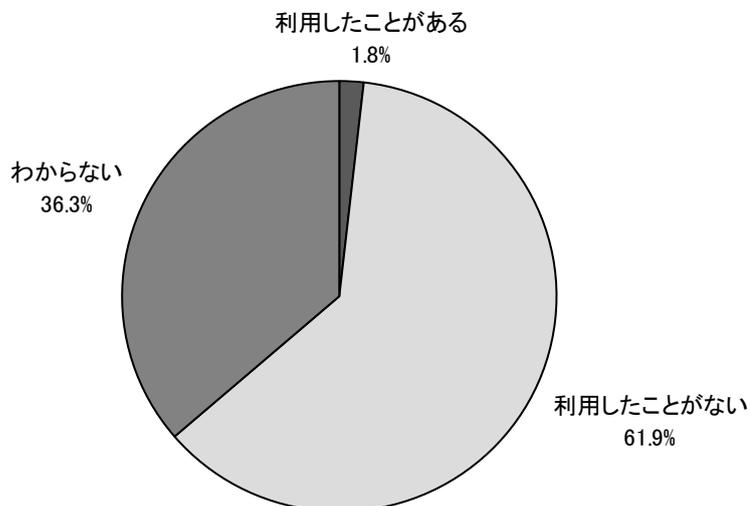


4. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制について

(1) 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の利用有無（単一回答）

「利用したことがない」が61.9%と最も高く、次いで「わからない」が36.3%、「利用したことがある」が1.8%となっている。

N = 3,028

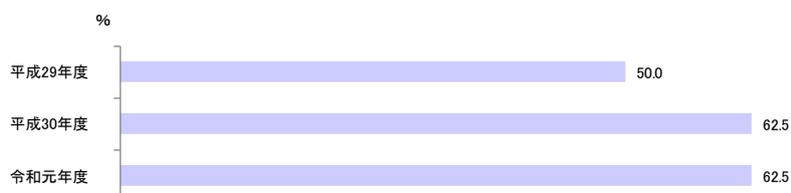


(2) 過去3年間に利用した時期と優遇措置内容（複数回答可）

① 税額控除

「平成30年度」及び「令和元年度」が62.5%と最も高く、次いで「平成29年度」が50.0%となっている。

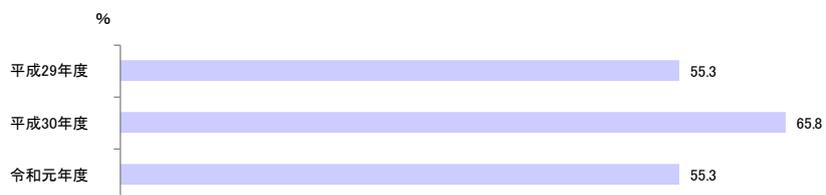
N = 16



② 特別償却

「平成30年度」が65.8%と最も高く、次いで「平成29年度」及び「令和元年度」が55.3%となっている。

N = 38



③ 不明

サンプル数が少なく参考程度に留めたいが、「平成29年度」及び「平成30年度」が50.0%となっている。

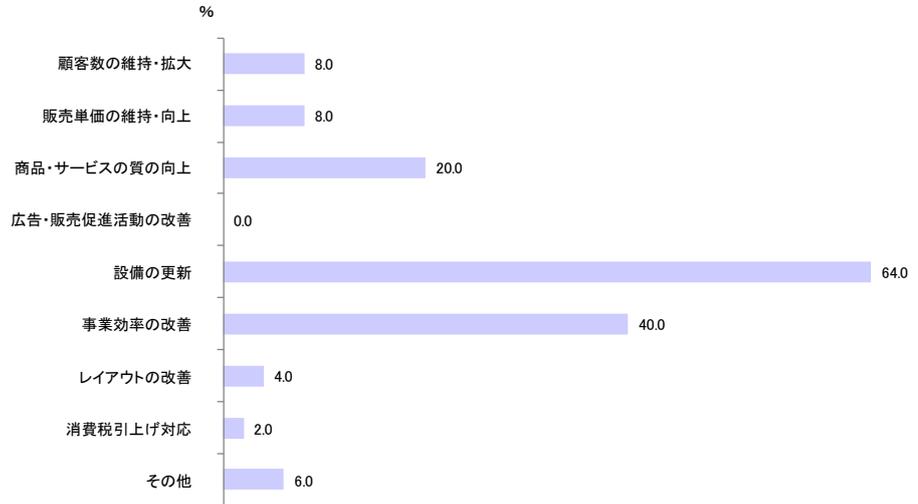
N = 2



(3) 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の活用によって、克服しようと考えた経営課題
(複数回答可)

「設備の更新」が64.0%と最も高く、次いで「事業効率の改善」が40.0%、「商品・サービスの質の向上」が20.0%となっている。

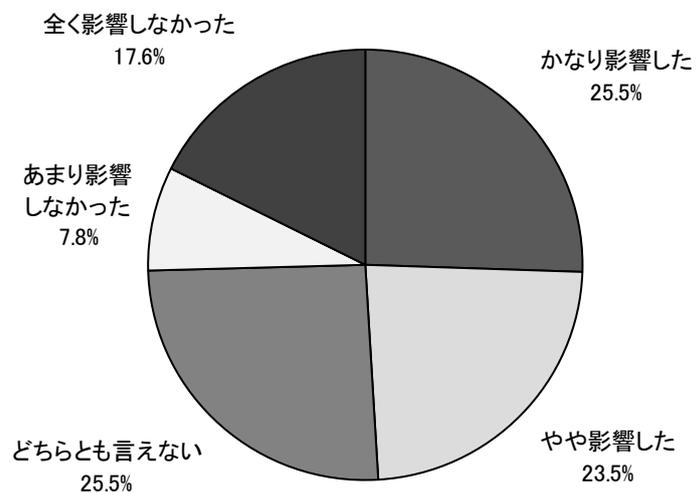
N = 50



(4) 設備導入の決定に際し、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の影響 (単一回答)

「かなり影響した」及び「どちらとも言えない」が25.5%と最も高く、次いで「やや影響した」が23.5%となっている。

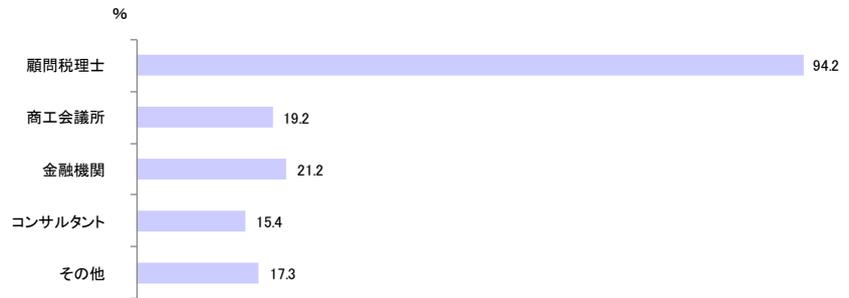
N = 51



(5) アドバイスを受けた支援機関及び経営改善効果について（複数回答可）

「顧問税理士」が94.2%と最も高く、次いで「金融機関」が21.2%、「商工会議所」が19.2%となっている。

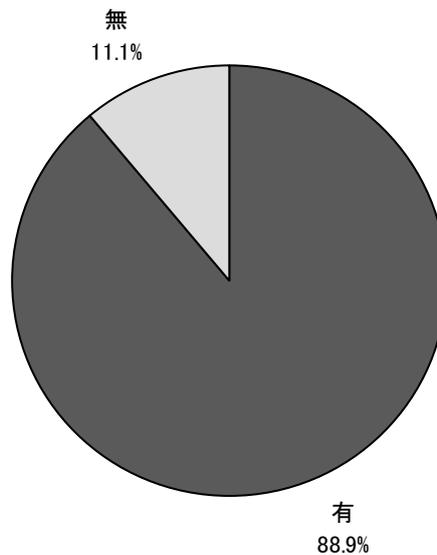
N = 52



① 顧問税理士による経営改善効果（単一回答）

「有」は88.9%、「無」は11.1%となっている。

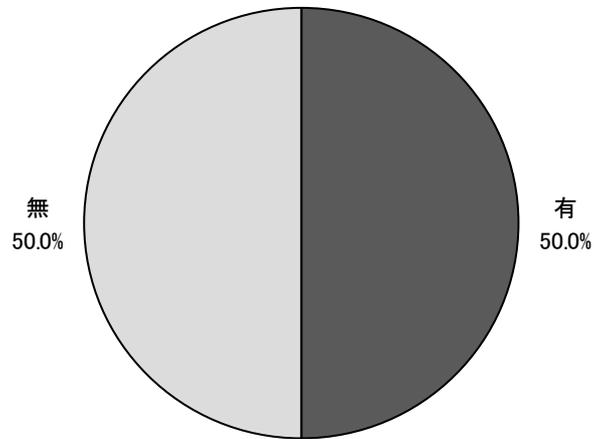
N = 45



② 商工会議所による経営改善効果（単一回答）

「有」は50.0%、「無」は50.0%となっている。

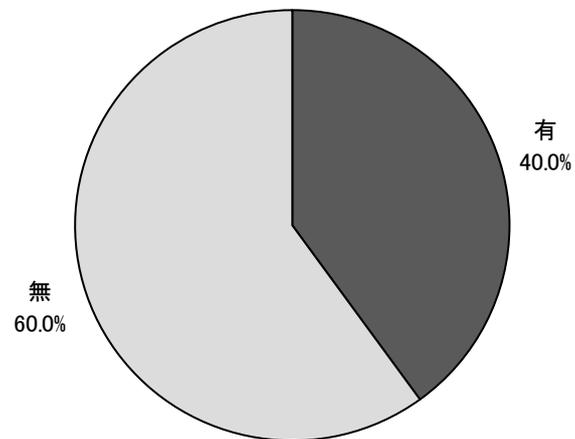
N = 10



③ 金融機関による経営改善効果（単一回答）

「有」は40.0%、「無」は60.0%となっている。

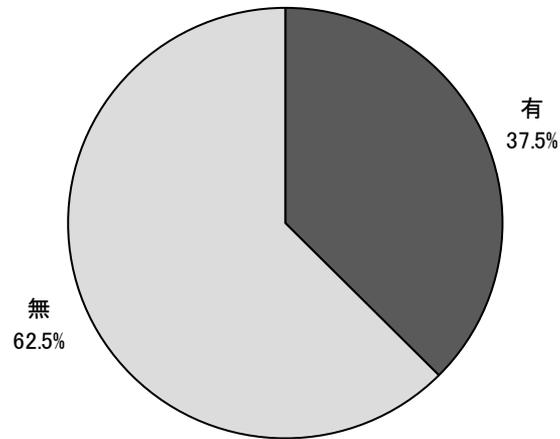
N = 10



④ コンサルタントによる経営改善効果（単一回答）

「有」は37.5%、「無」は62.5%となっている。

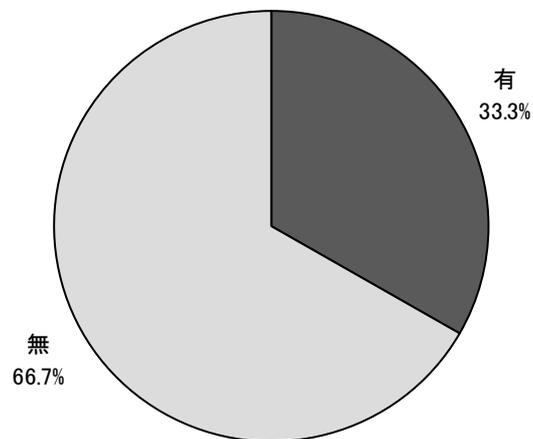
N = 8



⑤ その他による経営改善効果（単一回答）

「有」は33.3%、「無」は66.7%となっている。

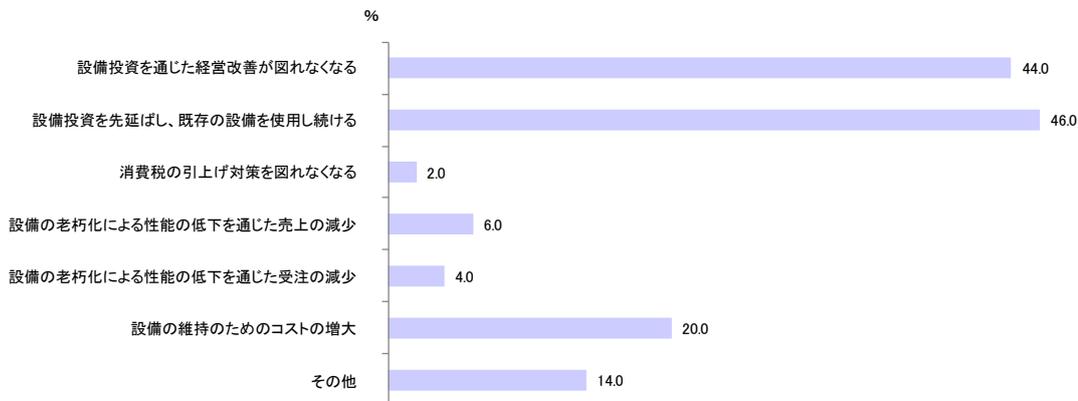
N = 9



(6) 税制措置がなかった場合優遇が小さくなった場合の影響（複数回答可）

「設備投資を先延ばし、既存の設備を使用し続ける」が46.0%と最も高く、次いで「設備投資を通じた経営改善が図れなくなる」が44.0%、「設備の維持のためのコストの増大」が20.0%となっている。

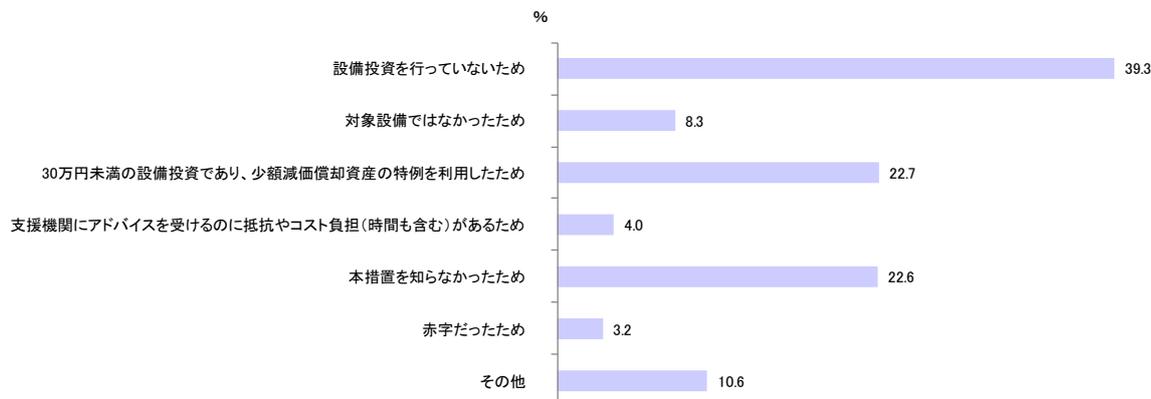
N = 50



(7) 商業・サービス業・農林水産業活性化税制を利用しなかった理由（複数回答可）

「設備投資を行っていないため」が39.3%と最も高く、次いで「30万円未満の設備投資であり、少額減価償却資産の特例を利用したため」が22.7%、「本措置を知らなかったため」が22.6%となっている。

N = 1,833

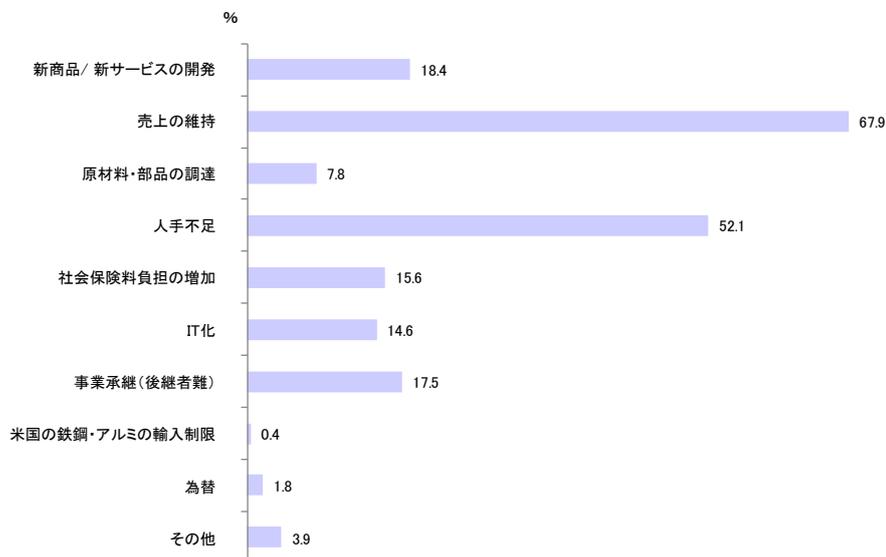


5. 会社経営について

(1) 抱えている経営課題のうち、最も深刻なものについて（複数回答可）

「売上の維持」が67.9%と最も高く、次いで「人手不足」が52.1%、「新商品/新サービスの開発」が18.4%となっている。

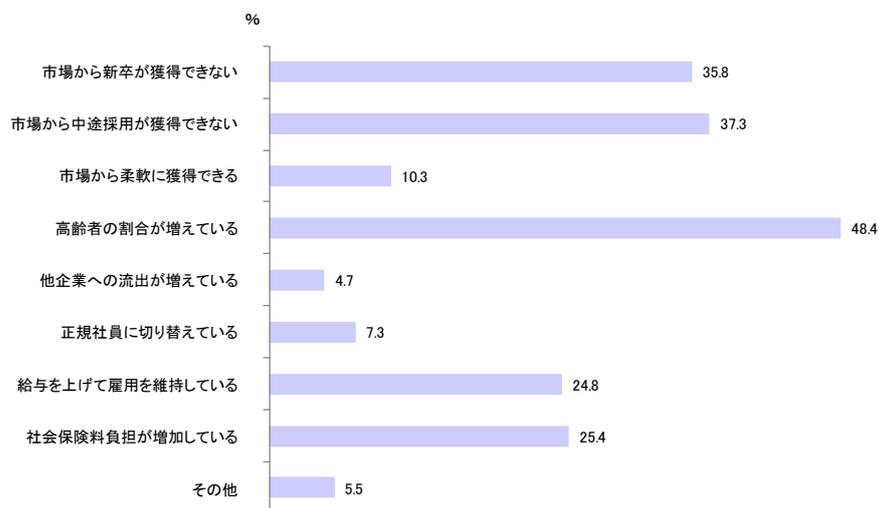
N = 3,176



(2) 人手不足・雇用確保の現状（複数回答可）

「高齢者の割合が増えている」が48.4%と最も高く、次いで「市場から中途採用が獲得できない」が37.3%、「市場から新卒が獲得できない」が35.8%となっている。

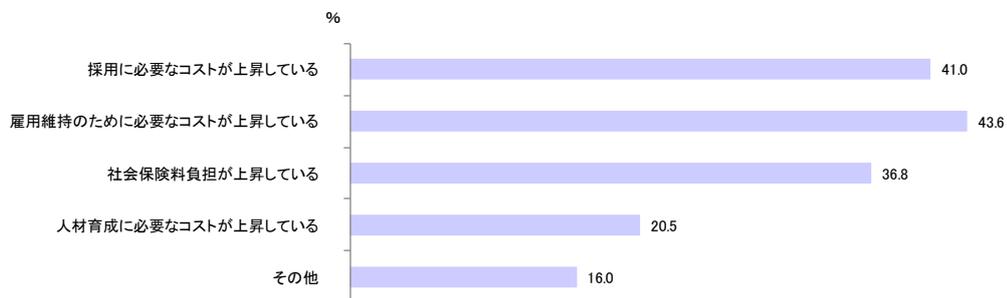
N = 3,103



(3) 5年前と比べて、雇用の確保のために必要な経費の変化について（複数回答可）

「雇用維持のために必要なコストが上昇している」が43.6%と最も高く、次いで「採用に必要なコストが上昇している」が41.0%、「社会保険料負担が上昇している」が36.8%となっている。

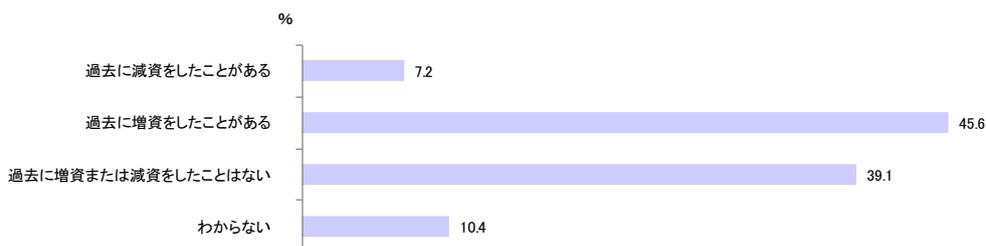
N = 2,840



(4) 資本政策について、これまでに増資・減資の有無（複数回答可）

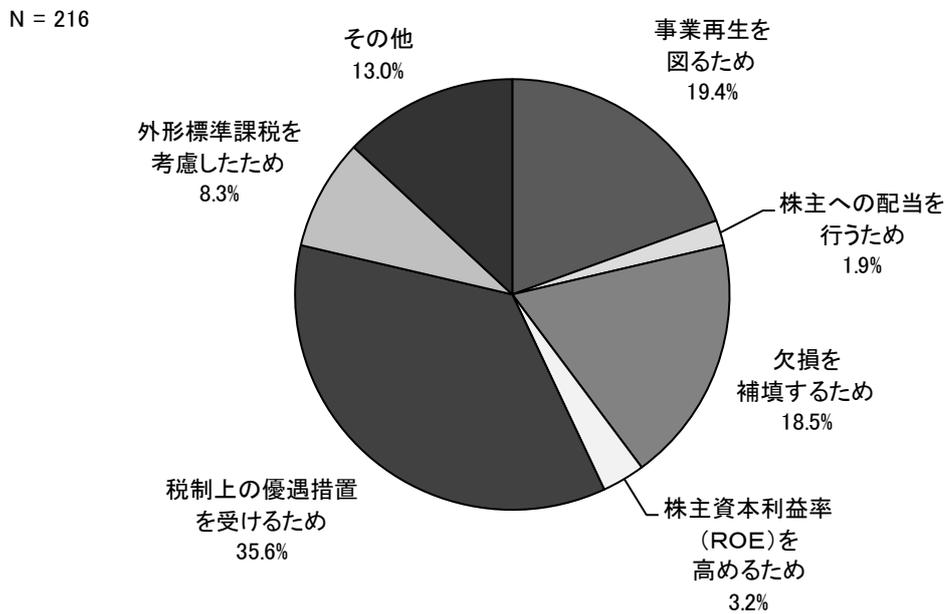
「過去に増資をしたことがある」が45.6%と最も高く、次いで「過去に増資または減資をしたことはない」が39.1%、「わからない」が10.4%となっている。

N = 3,135



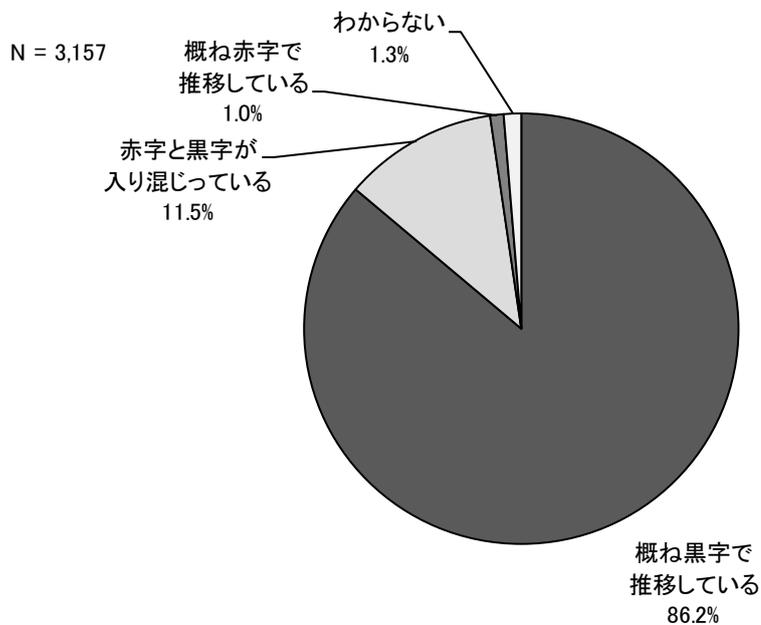
(5) 減資をした理由（単一回答）

「税制上の優遇措置を受けるため」が35.6%と最も高く、次いで「事業再生を図るため」が19.4%、「欠損を補填するため」が18.5%となっている。



(6) 税引き前損益の状況について、主に過去5年間の推移（単一回答）

「概ね黒字で推移している」が86.2%と最も高く、次いで「赤字と黒字が入り混じっている」が11.5%、「わからない」が1.3%となっている。

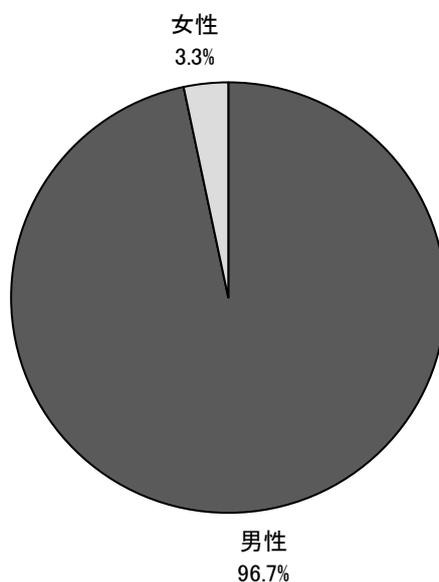


6. 事業承継に関する税制について

(1) 現在の代表者の性別について（単一回答）

「男性」は96.7%、「女性」は3.3%となっている。

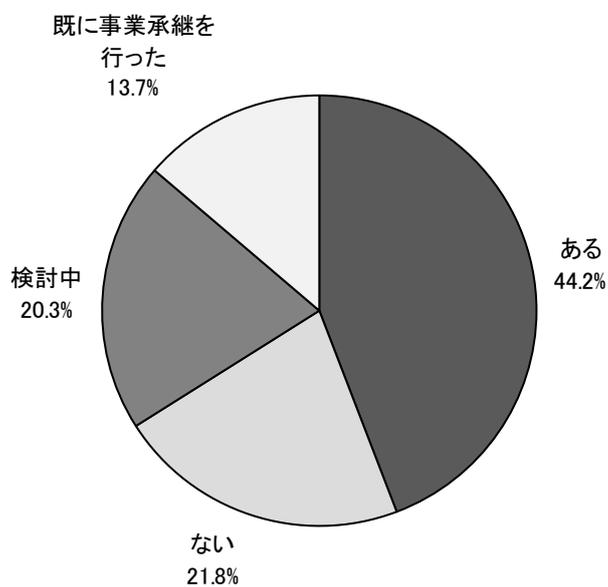
N = 3,155



(2) 事業承継を行う意思の有無（単一回答）

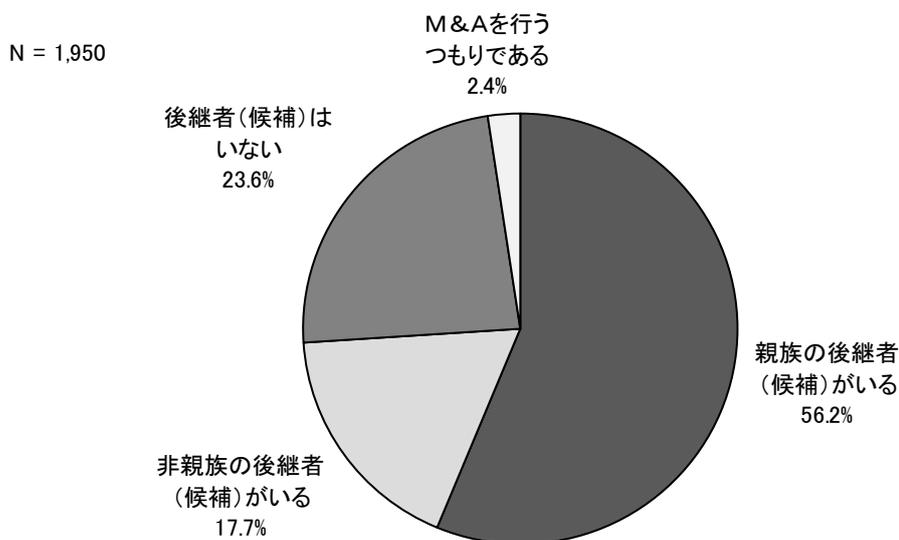
「ある」が44.2%と最も高く、次いで「ない」が21.8%、「検討中」が20.3%となっている。

N = 3,110



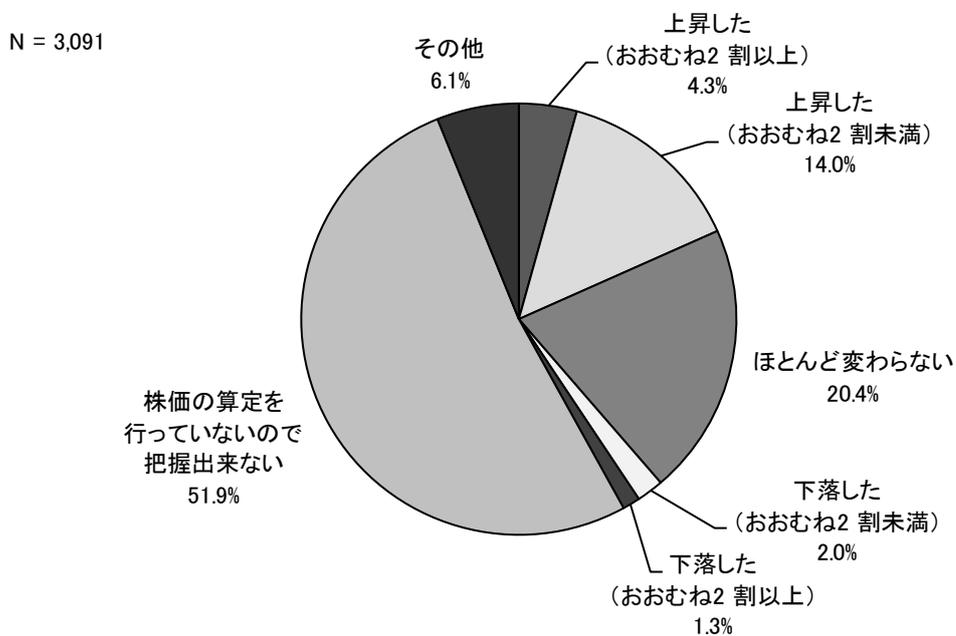
(3) 後継者（候補）の決定状況について（単一回答）

「親族の後継者（候補）がいる」が56.2%と最も高く、次いで「後継者（候補）はいない」が23.6%、「非親族の後継者（候補）がいる」が17.7%となっている。



(4) 前年と比べて、貴社の株価の推移（単一回答）

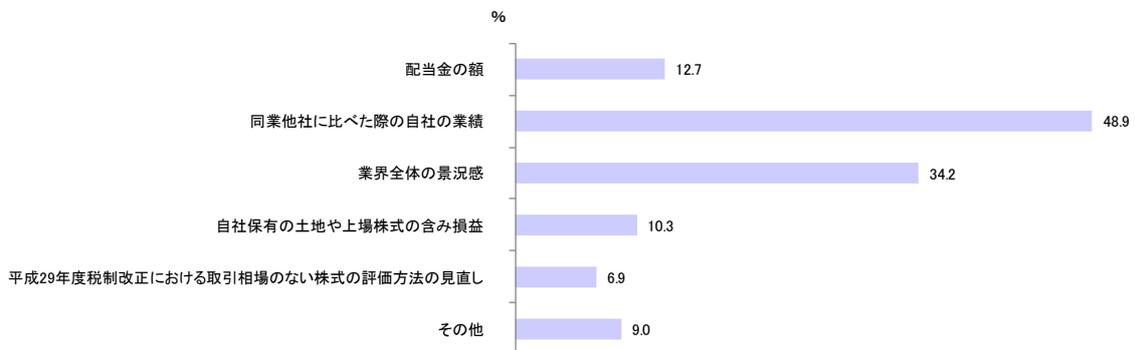
「株価の算定を行っていないので把握出来ない」が51.9%と最も高く、次いで「ほとんど変わらない」が20.4%、「上昇した（おおむね2割未満）」が14.0%となっている。



(5) 貴社の株価に大きな影響を与えている要素（複数回答可）

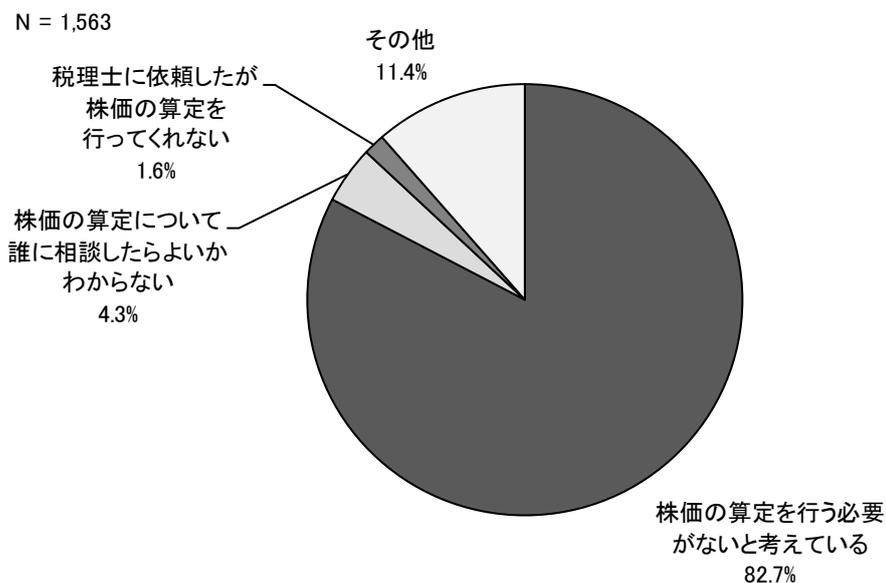
「同業他社に比べた際の自社の業績」が48.9%と最も高く、次いで「業界全体の景況感」が34.2%、「配当金の額」が12.7%となっている。

N = 1,193



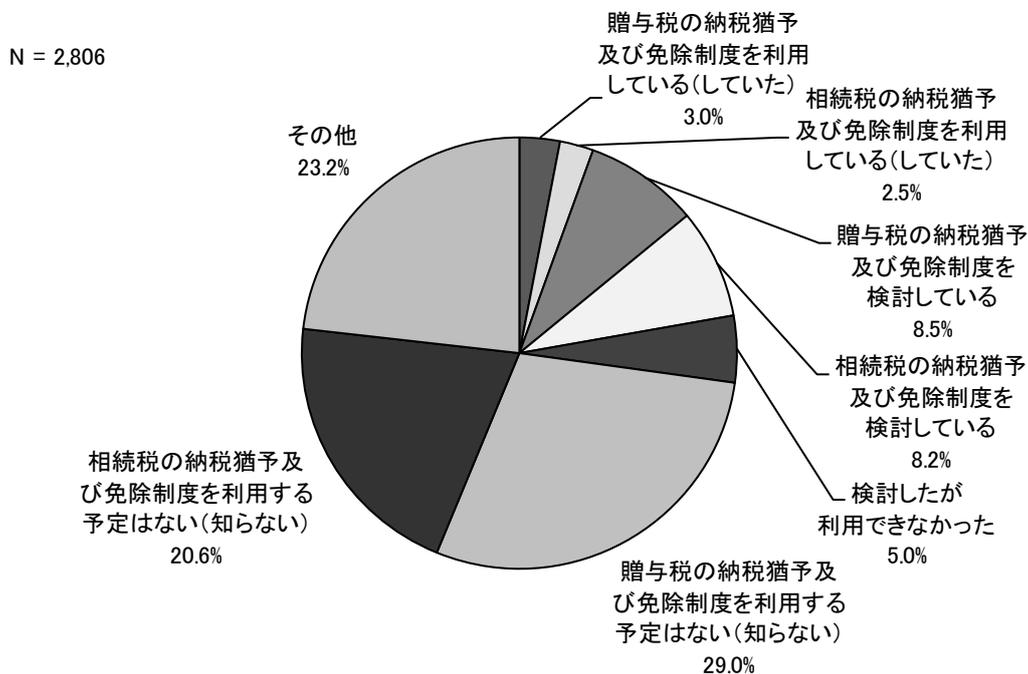
(6) 株価の算定を行っていない理由（単一回答）

「株価の算定を行う必要がないと考えている」が82.7%と最も高く、次いで「その他」が11.4%、「株価の算定について誰に相談したらよいかわからない」が4.3%となっている。



(7) 事業承継税制について (単一回答)

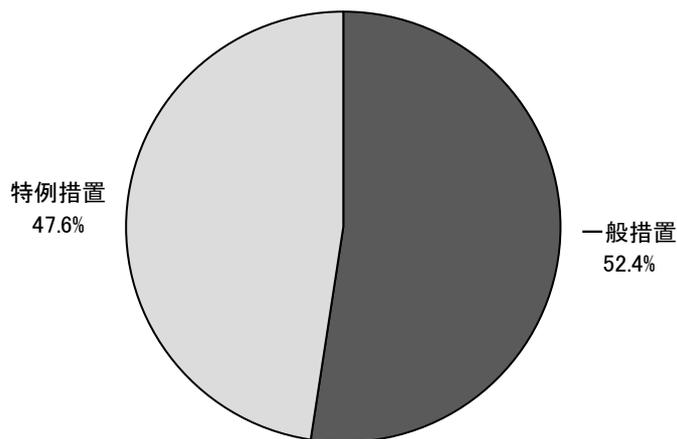
「贈与税の納税猶予及び免除制度を利用する予定はない(知らない)」が29.0%と最も高く、次いで「その他」が23.2%、「相続税の納税猶予及び免除制度を利用する予定はない(知らない)」が20.6%となっている。



(8) 受けた措置について (単一回答)

「一般措置」は52.4%、「特例措置」は47.6%となっている。

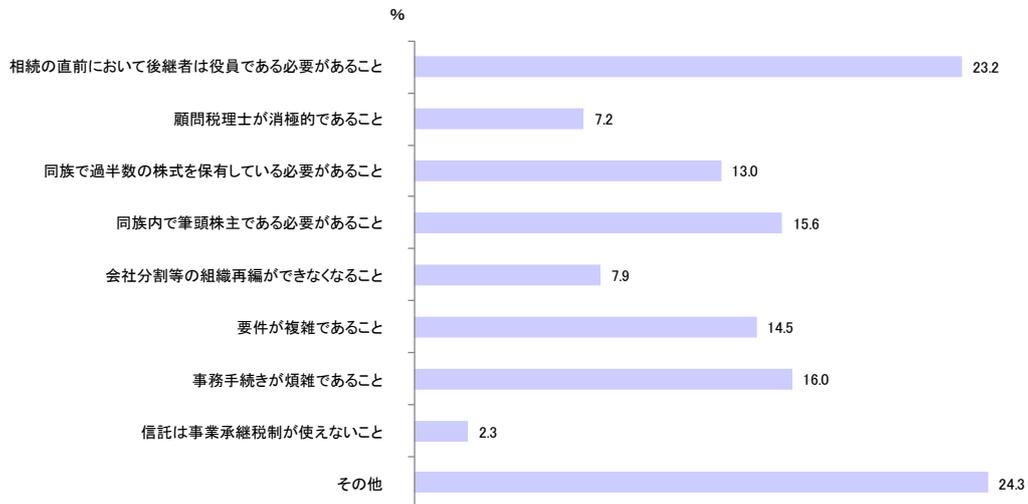
N = 147



(9) 事業承継税制の適用・検討にあたってネックとなっている又はネックとなった事項について
(複数回答可)

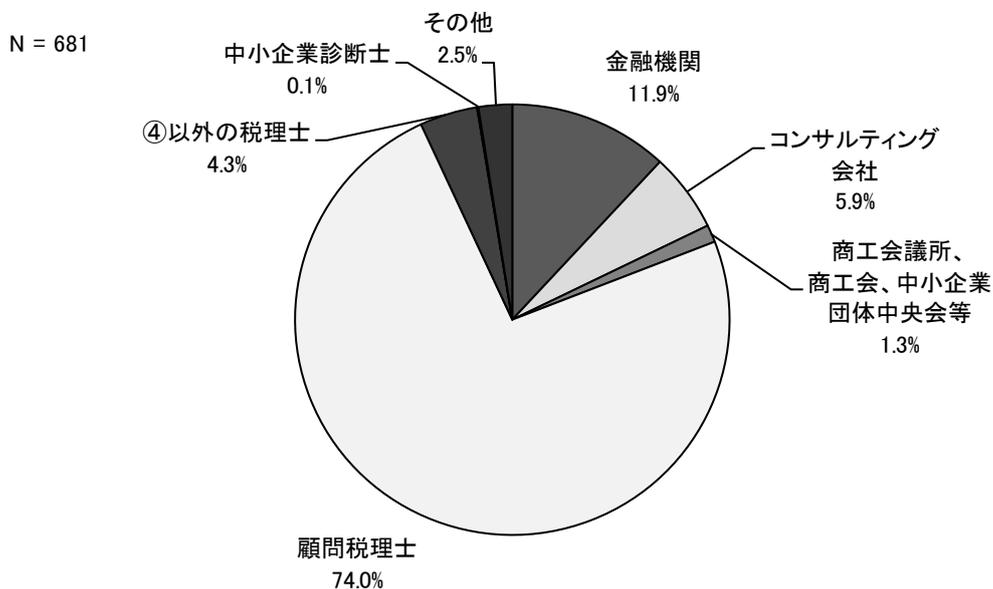
「その他」が24.3%と最も高く、次いで「相続の直前において後継者は役員である必要があること」が23.2%、「事務手続きが煩雑であること」が16.0%となっている。

N = 531



(10) 制度の利用、検討に際して主な相談先 (単一回答)

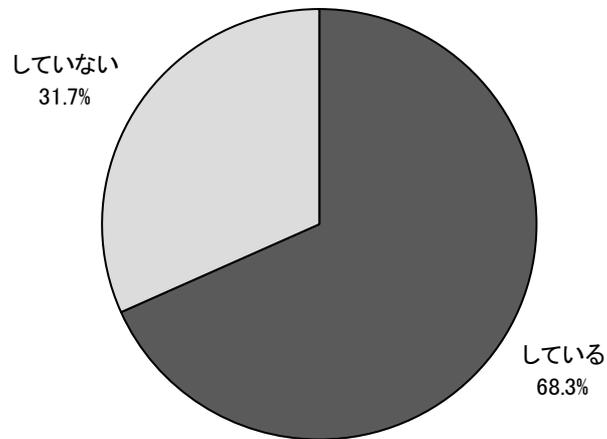
「顧問税理士」が74.0%と最も高く、次いで「金融機関」が11.9%、「コンサルティング会社」が5.9%となっている。



(1 1) 後継者候補は既に役員に就任しているかについて (単一回答)

「している」は 68.3%、「していない」は 31.7%となっている。

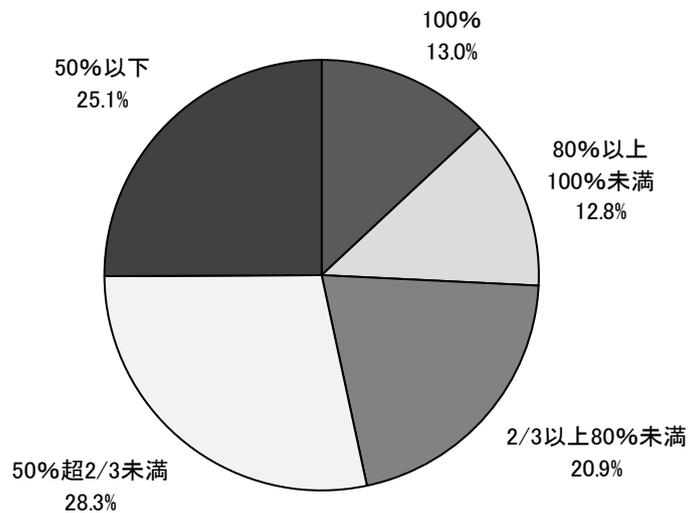
N = 426



(1 2) 経営者が保有していると望ましいと思う株の割合 (単一回答)

「50%超 2/3 未満」が 28.3%と最も高く、次いで「50%以下」が 25.1%、「2/3 以上 80%未満」が 20.9%となっている。

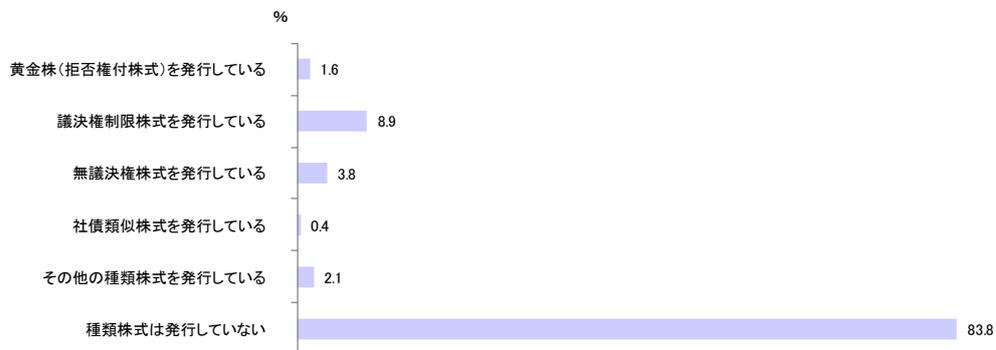
N = 2,870



(13) 種類株式の発行状況について（複数回答可）

「種類株式は発行していない」が83.8%と最も高く、次いで「議決権制限株式を発行している」が8.9%、「無議決権株式を発行している」が3.8%となっている。

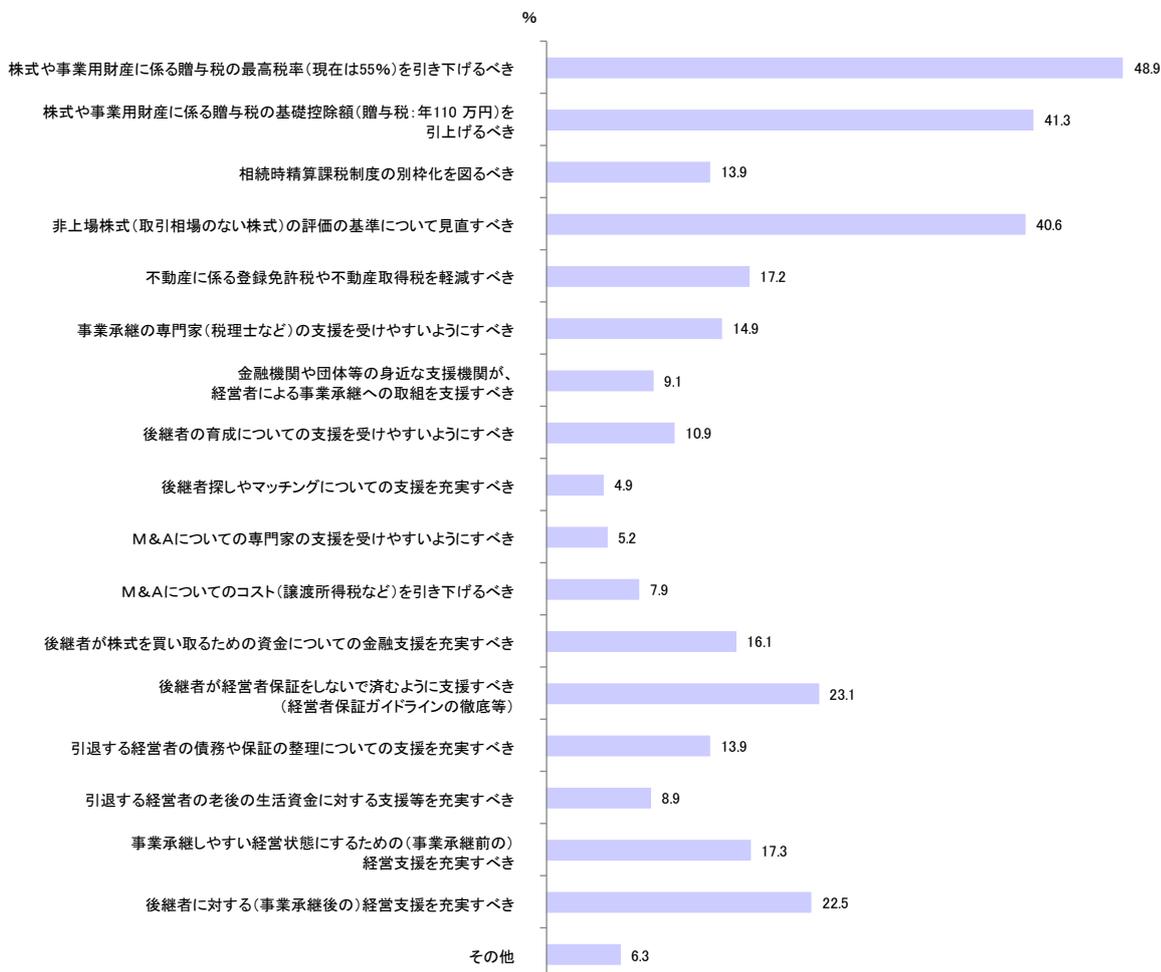
N = 2,840



(14) 事業承継について該当するもの(複数回答可)

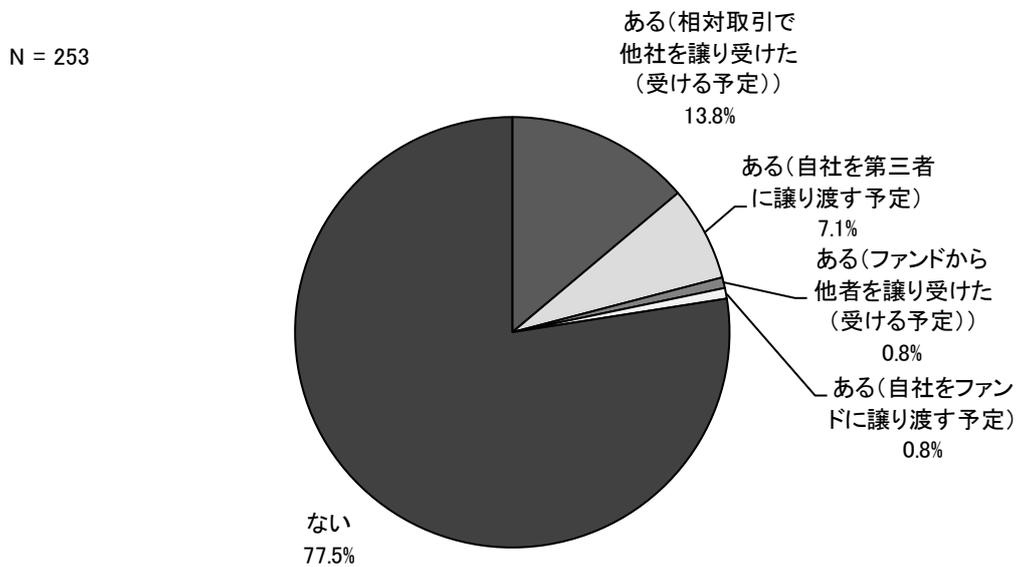
「株式や事業用財産に係る贈与税の最高税率(現在は55%)を引き下げるべき」が48.9%と最も高く、次いで「株式や事業用財産に係る贈与税の基礎控除額(贈与税:年110万円)を上げるべき」が41.3%、「非上場株式(取引相場のない株式)の評価の基準について見直すべき」が40.6%となっている。

N = 2,763



(15) これまでにM&A（買収・事業譲渡等）を行ったこと（もしくは行う予定）の有無
（単一回答）

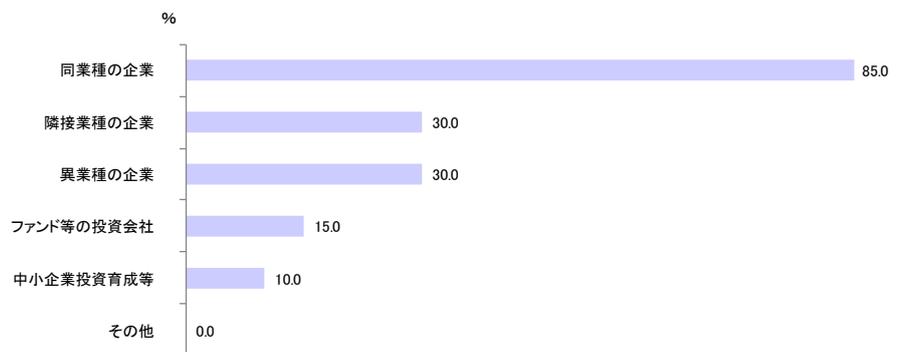
「ない」が77.5%と最も高く、次いで「ある（相対取引で他社を譲り受けた（受ける予定）」が13.8%、「ある（自社を第三者に譲り渡す予定）」が7.1%となっている。



(16) 将来、M&Aで自社を売却するとしたときや、他社からの出資を受けるとした場合、候補となるもの（複数回答可）

「同業種の企業」が85.0%と最も高く、次いで「隣接業種の企業」及び「異業種の企業」が30.0%となっている。

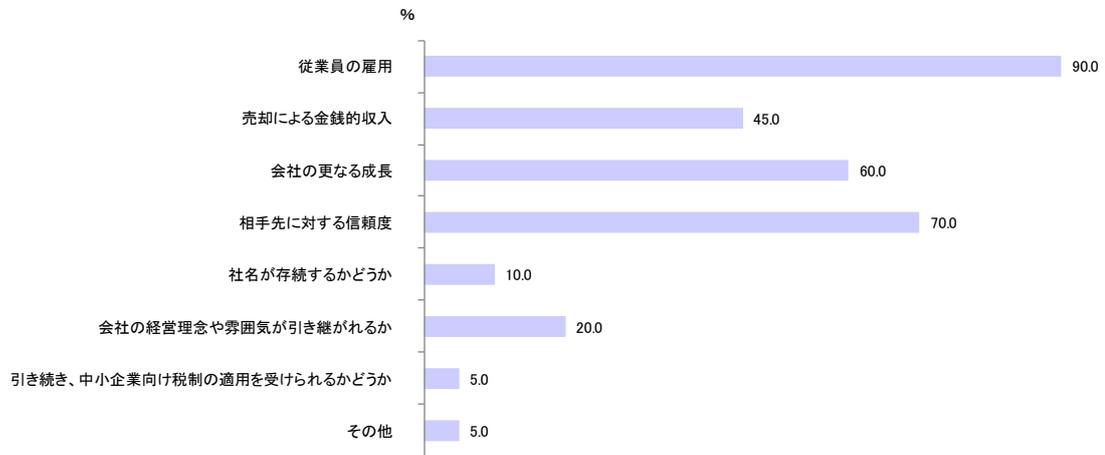
N = 20



(17) (16)で回答した相手先に売却するとしたときや出資を受けるとした場合、重視する点
(複数回答可)

「従業員の雇用」が90.0%と最も高く、次いで「相手先に対する信頼度」が70.0%、「会社の更なる成長」が60.0%となっている。

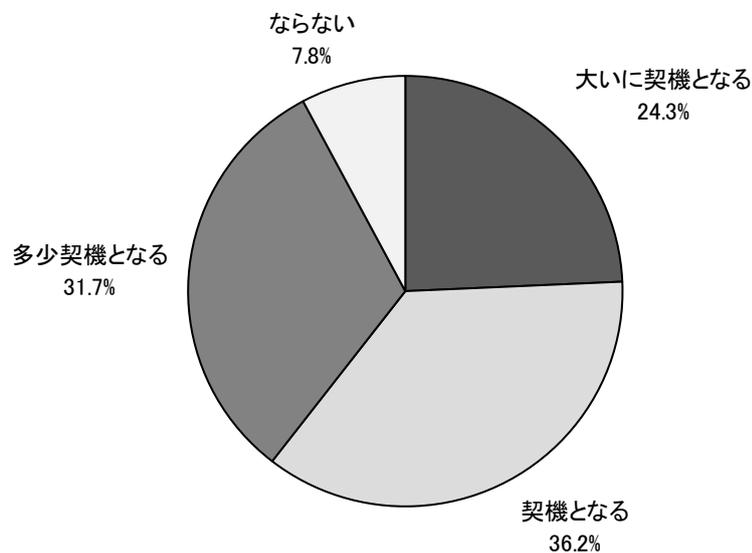
N = 20



(18) 早期に事業承継した際に何らかの老後の生活資金等についての支援がある場合、事業承継を行おうという契機となるか (単一回答)

「契機となる」が36.2%と最も高く、次いで「多少契機となる」が31.7%、「大いに契機となる」が24.3%となっている。

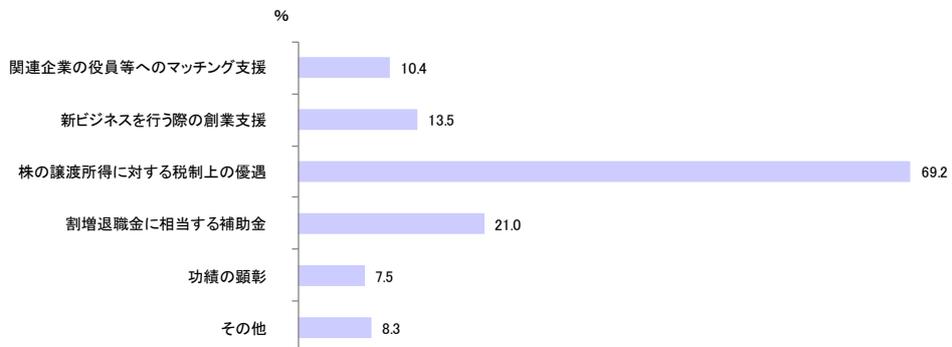
N = 218



(19) どのような支援策があると事業承継を行うという契機となるか（複数回答可）

「株の譲渡所得に対する税制上の優遇」が69.2%と最も高く、次いで「割増退職金に相当する補助金」が21.0%、「新ビジネスを行う際の創業支援」が13.5%となっている。

N = 2,643

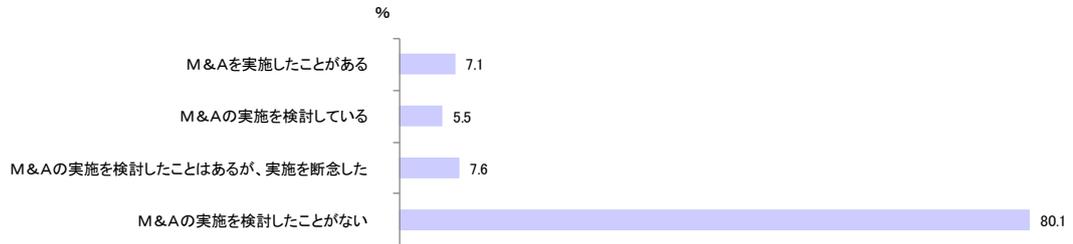


7. M&Aについて

(1) M&Aの実施について、該当するもの（複数回答可）

「M&Aの実施を検討したことがない」が80.1%と最も高く、次いで「M&Aの実施を検討したことはあるが、実施を断念した」が7.6%、「M&Aを実施したことがある」が7.1%となっている。

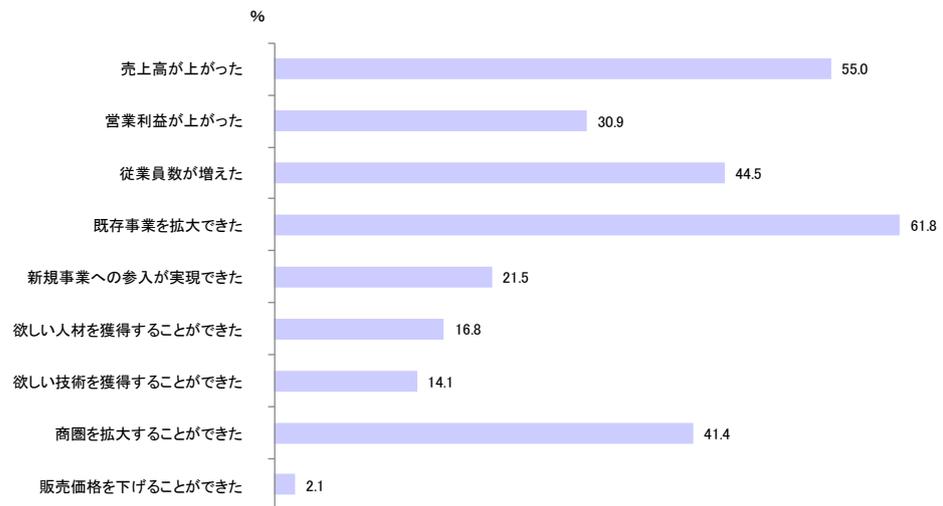
N = 3,010



(2) M&Aによって得られた効果（複数回答可）

「既存事業を拡大できた」が61.8%と最も高く、次いで「売上が上がった」が55.0%、「従業員数が増えた」が44.5%となっている。

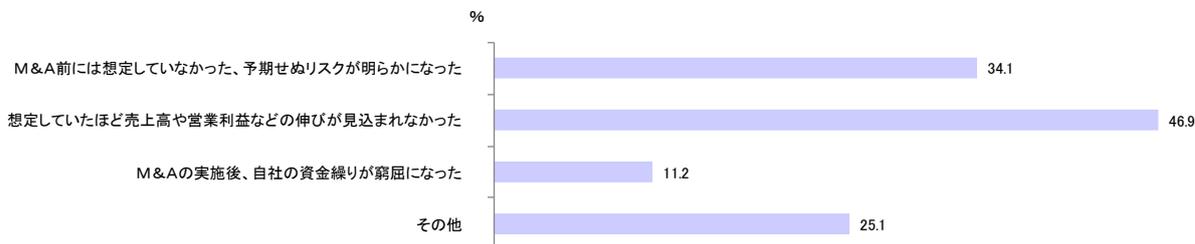
N = 191



(3) M&A実施後の課題について（複数回答可）

「想定していたほど売上高や営業利益などの伸びが見込まれなかった」が46.9%と最も高く、次いで「M&A前には想定していなかった、予期せぬリスクが明らかになった」が34.1%、「その他」が25.1%となっている。

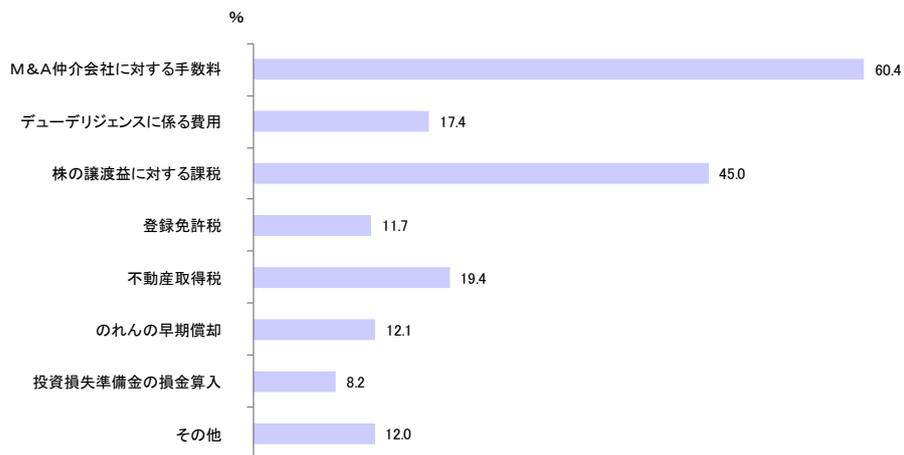
N = 179



(4) M&Aに対し引き下げるのが望ましいと考えるコスト（複数回答可）

「M&A仲介会社に対する手数料」が60.4%と最も高く、次いで「株の譲渡益に対する課税」が45.0%、「不動産取得税」が19.4%となっている。

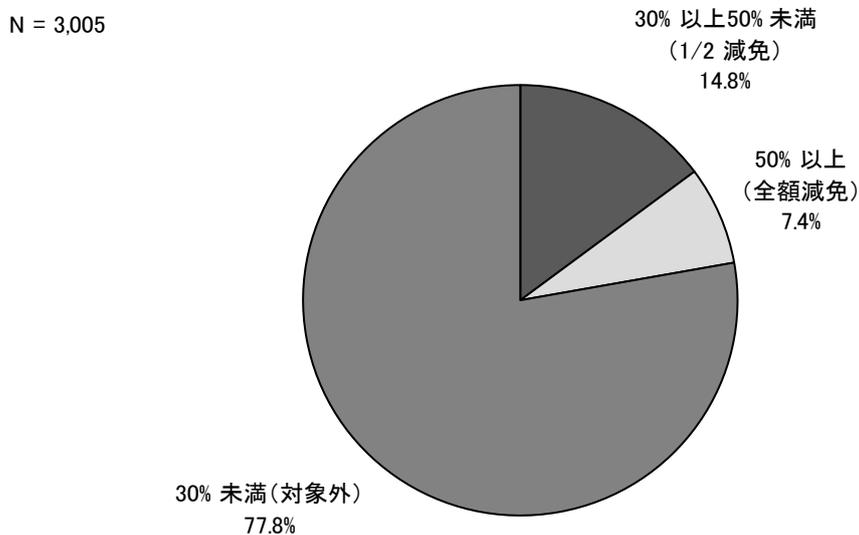
N = 2,609



8. 固定資産税・都市計画税の減免について

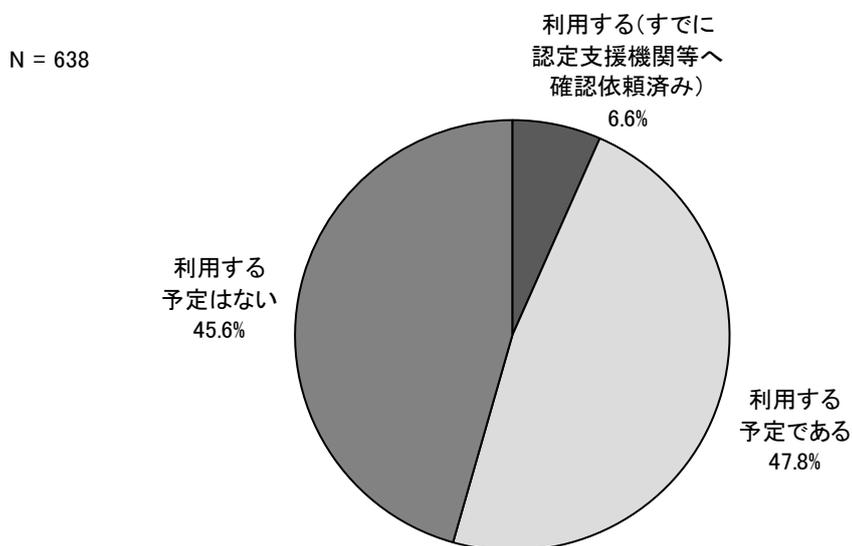
(1) 2020年 2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率（単一回答）

「30%未満（対象外）」が77.8%と最も高く、次いで「30%以上 50%未満（1/2 減免）」が14.8%、「50%以上（全額減免）」が7.4%となっている。



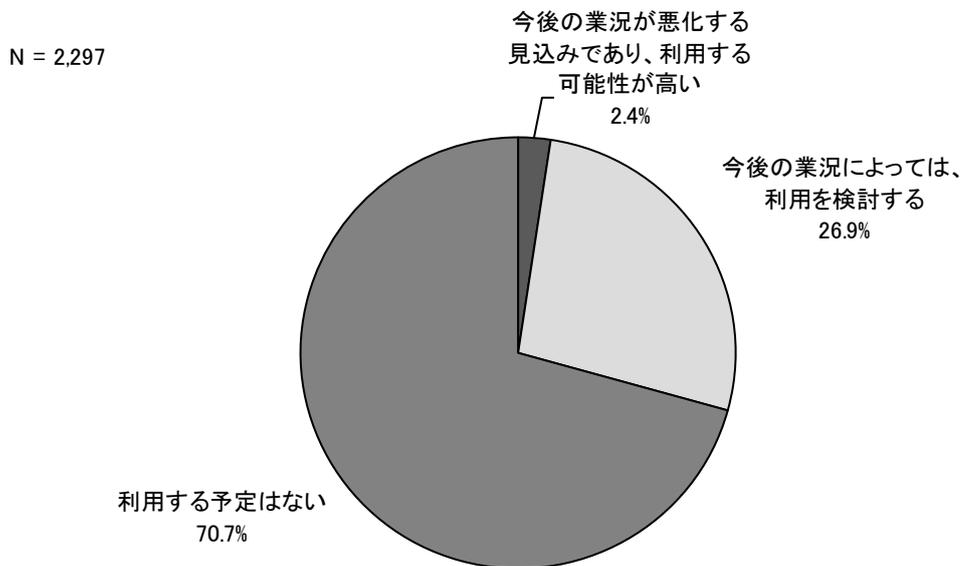
(2) 固定資産税・都市計画税の軽減措置についての利用意向（単一回答）

「利用する予定である」が47.8%と最も高く、次いで「利用する予定はない」が45.6%、「利用する（すでに認定支援機関等へ確認依頼済み）」が6.6%となっている。



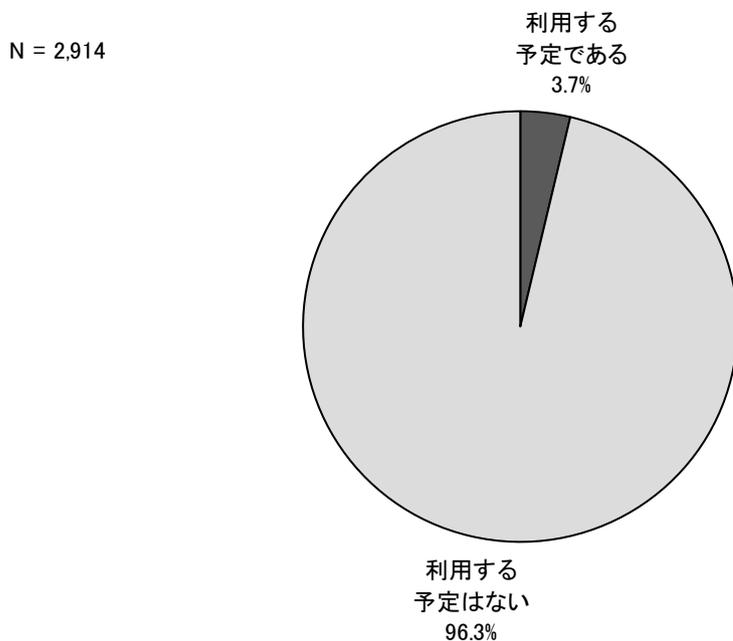
(3) 今後の業況見込み及び本税制措置についての利用意向（単一回答）

「利用する予定はない」が70.7%と最も高く、次いで「今後の業況によっては、利用を検討する」が26.9%、「今後の業況が悪化する見込みであり、利用する可能性が高い」が2.4%となっている。



(4) 事業用家屋及び構築物に係る新規設備投資を行い、令和3年度分の固定資産税の特例措置の適用を受ける予定（単一回答）

「利用する予定である」は3.7%、「利用する予定はない」は96.3%となっている。

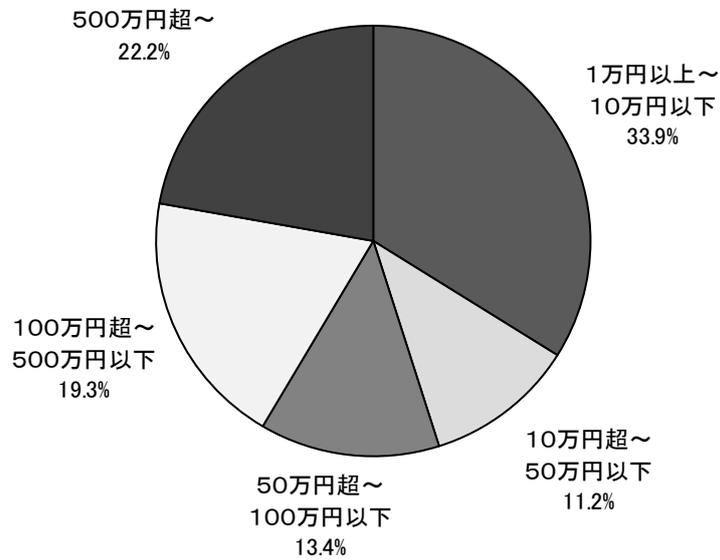


9. 印紙税について

(1) 第2号(請負に関する契約書)文書に記載された契約金額について(単一回答)

「1万円以上～10万円以下」が33.9%と最も高く、次いで「500万円超～」が22.2%、「100万円超～500万円以下」が19.3%となっている。

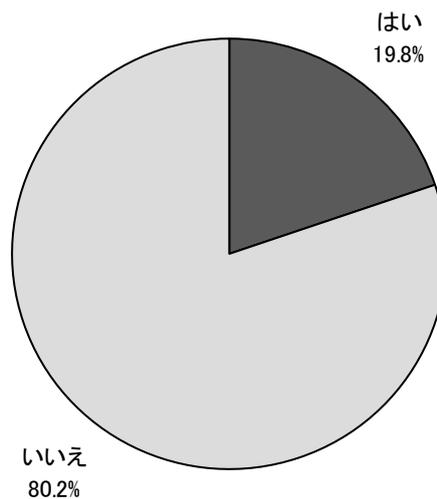
N = 2,034



(2) 税務にかかる事務コスト削減に向けた組織目標・考え方等を掲げているかについて(単一回答)

「はい」は19.8%、「いいえ」は80.2%となっている。

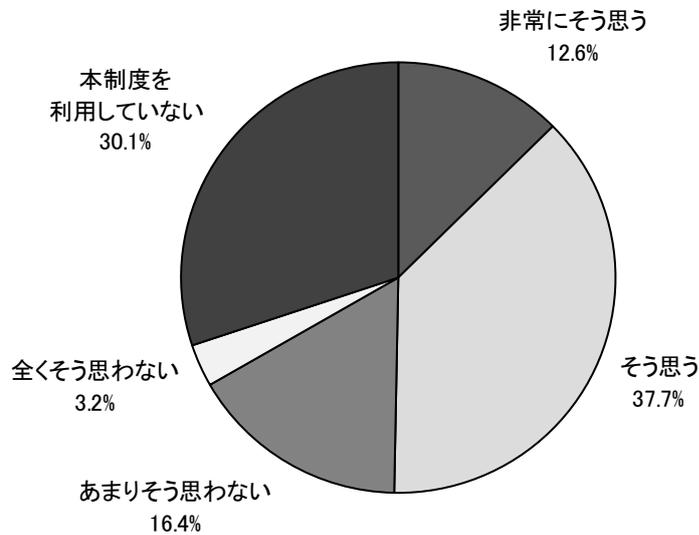
N = 2,895



(3) 電子申告の導入は紙申告に比して事務負担の軽減につながっているか（単一回答）

「そう思う」が37.7%と最も高く、次いで「本制度を利用していない」が30.1%、「あまりそう思わない」が16.4%となっている。

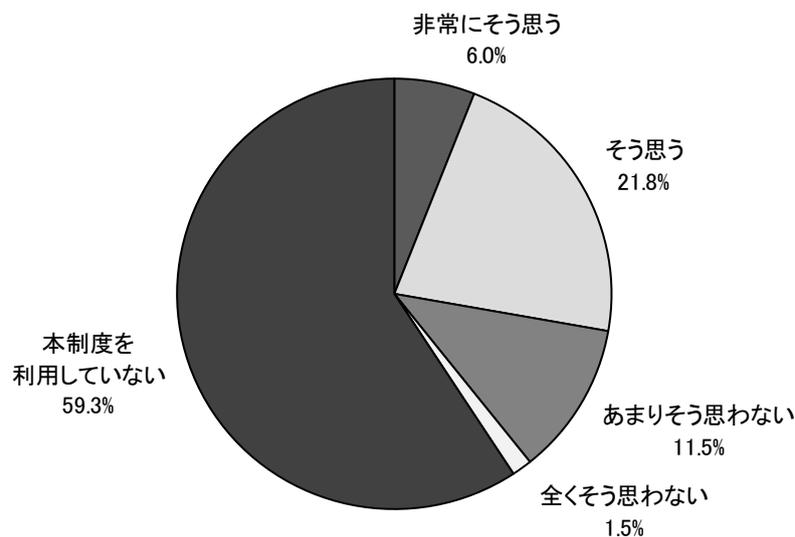
N = 2,777



(4) 電子帳簿等保存法の規定に基づく承認を受けた帳簿書類等の電子保存は、帳簿書類等の保存に係る事務負担軽減につながっているか（単一回答）

「本制度を利用していない」が59.3%と最も高く、次いで「そう思う」が21.8%、「あまりそう思わない」が11.5%となっている。

N = 2,757

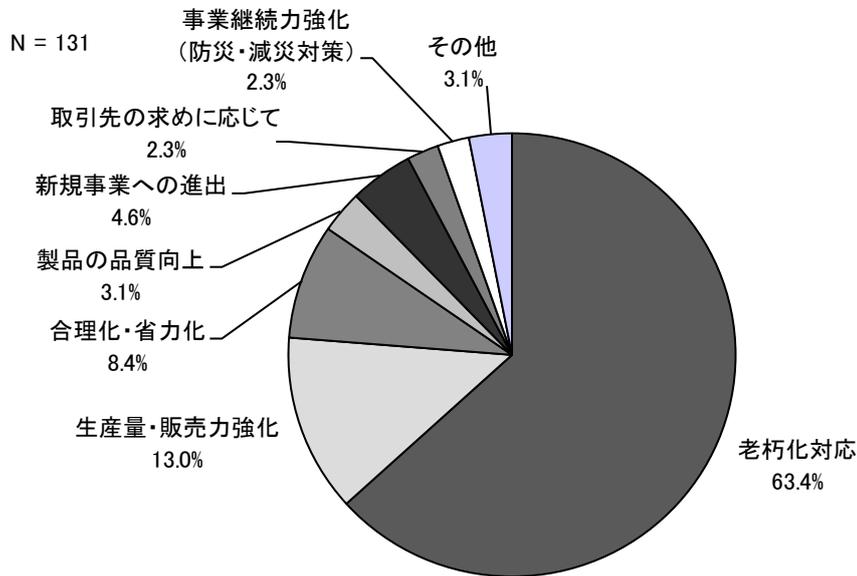


Ⅲ. 個人事業主向けアンケート調査結果

1. 設備投資に関する基本的な方針について

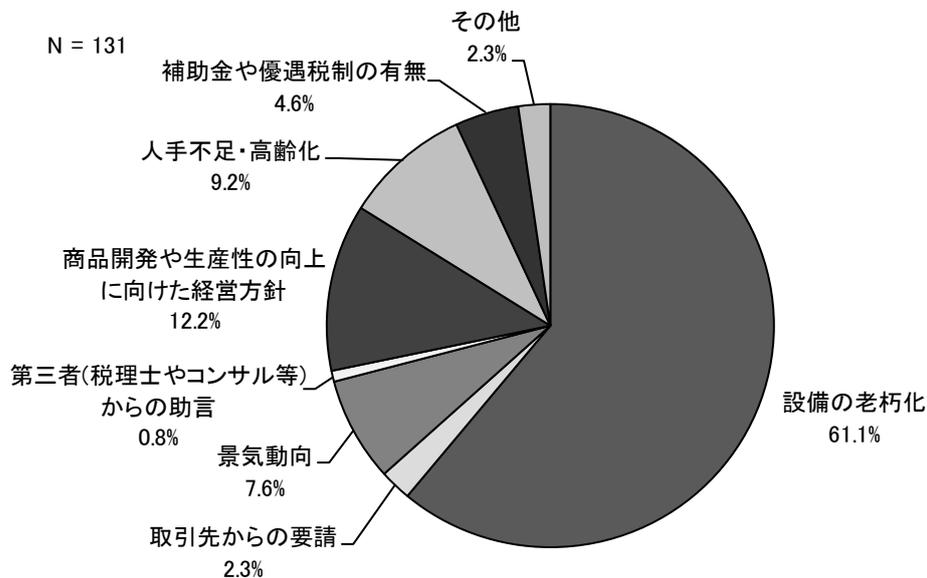
(1) 設備投資を行う主な目的（単一回答）

「老朽化対応」が63.4%と最も高く、次いで「生産量・販売力強化」が13.0%、「合理化・省力化」が8.4%となっている。



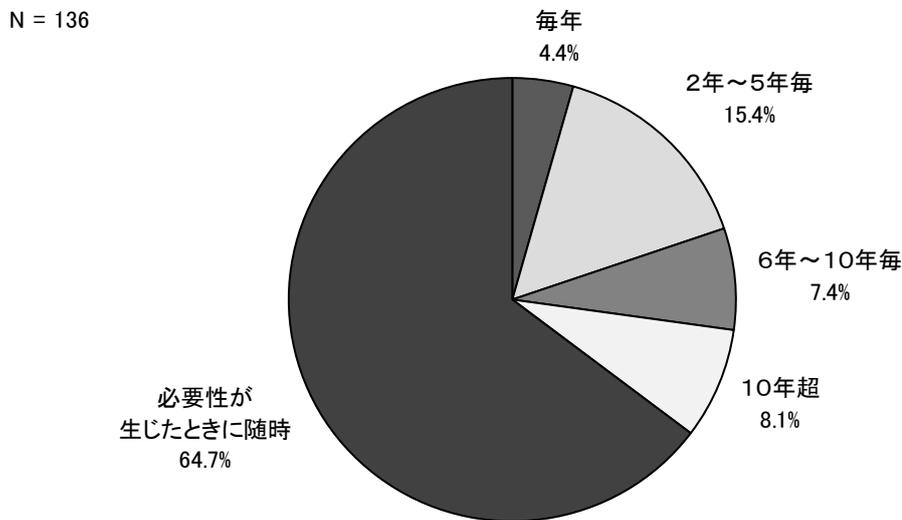
(2) 設備投資の決定に影響を与える主な要因（単一回答）

「設備の老朽化」が61.1%と最も高く、次いで「商品開発や生産性の向上に向けた経営方針」が12.2%、「人手不足・高齢化」が9.2%となっている。



(3) 主要な設備について、投資を行う頻度（単一回答）

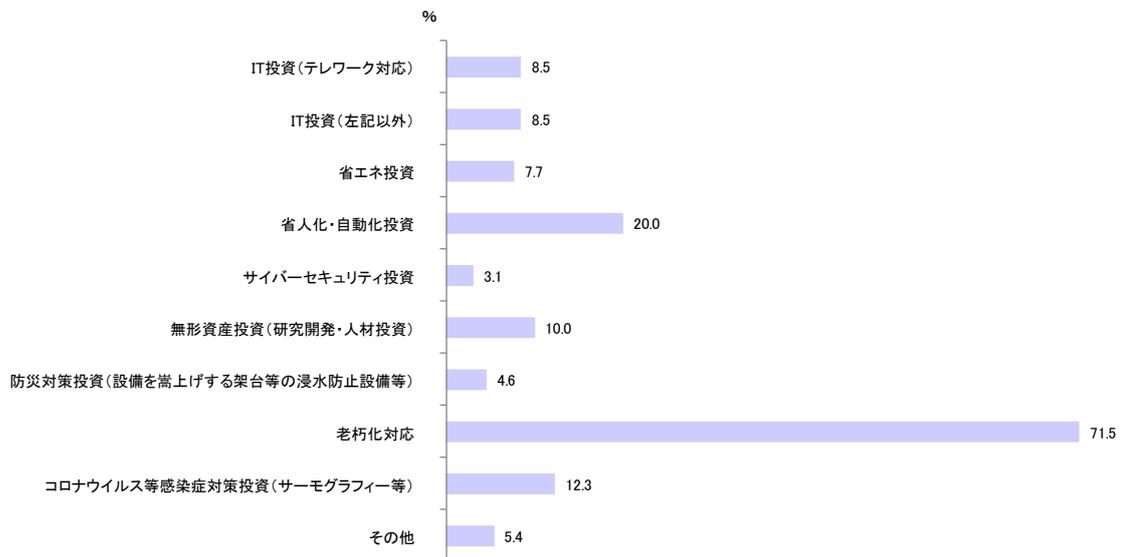
「必要性が生じたときに随時」が64.7%と最も高く、次いで「2年～5年毎」が15.4%、「10年超」が8.1%となっている。



(4) 今後考えられる特に必要となる投資（複数回答可）

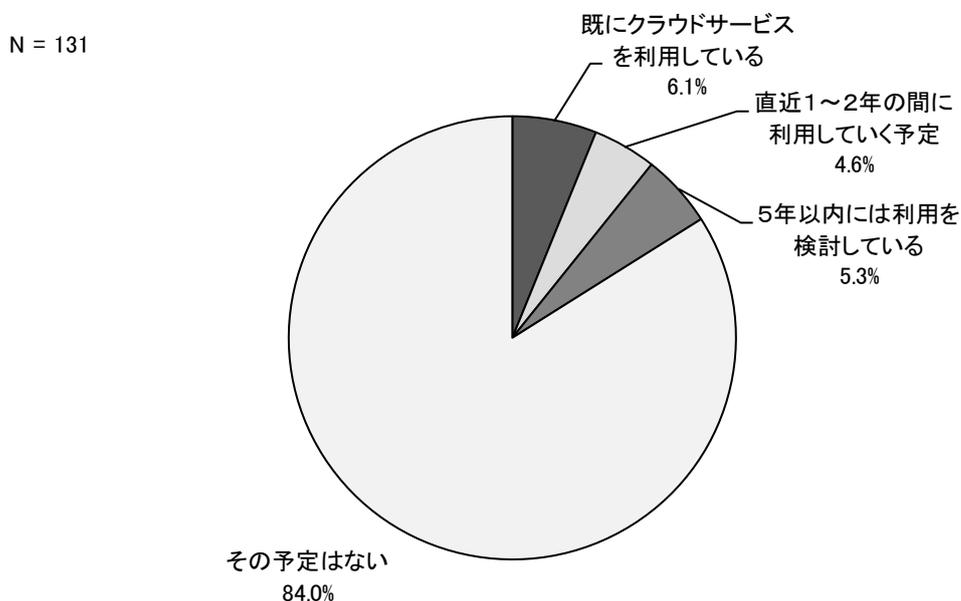
「老朽化対応」が71.5%と最も高く、次いで「省人化・自動化投資」が20.0%、「コロナウイルス等感染症対策投資（サーモグラフィー等）」が12.3%となっている。

N = 130



(5) サーバーや会計ソフトウェア等のシステムについて、今後クラウドサービスとして利用する予定（単一回答）

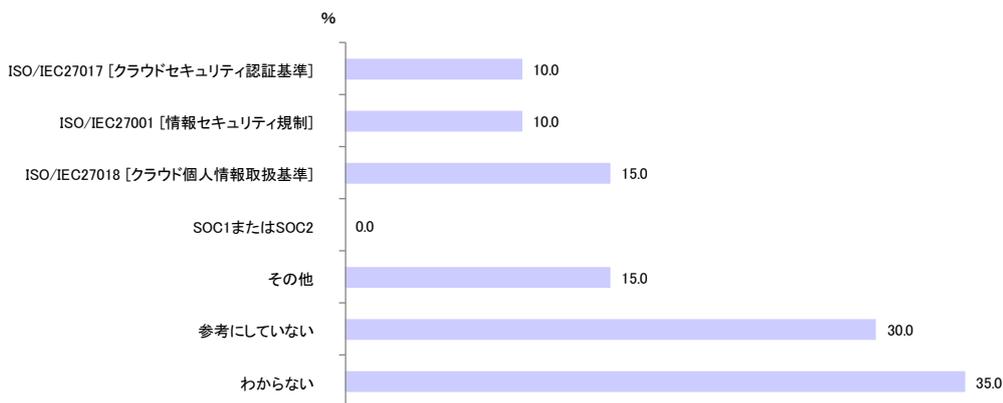
「その予定はない」が84.0%と最も高く、次いで「既にクラウドサービスを利用している」が6.1%、「5年以内には利用を検討している」が5.3%となっている。



(6) クラウドサービスの利用に際して考慮した（している）基準・認証（複数回答可）

「わからない」が35.0%と最も高く、次いで「参考にしていない」が30.0%、「ISO/IEC27018[クラウド個人情報取扱基準]」及び「その他」が15.0%となっている。

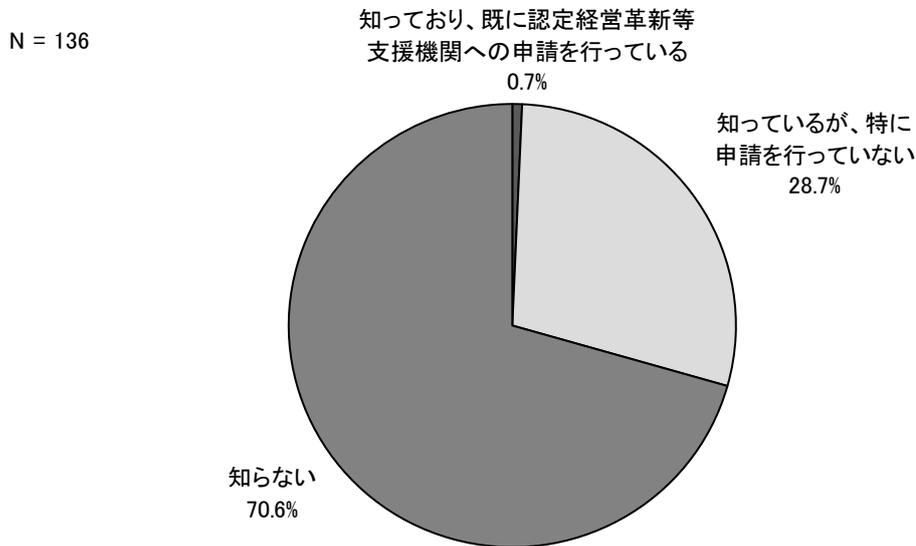
N = 20



2. 中小企業向け設備投資関連税制について

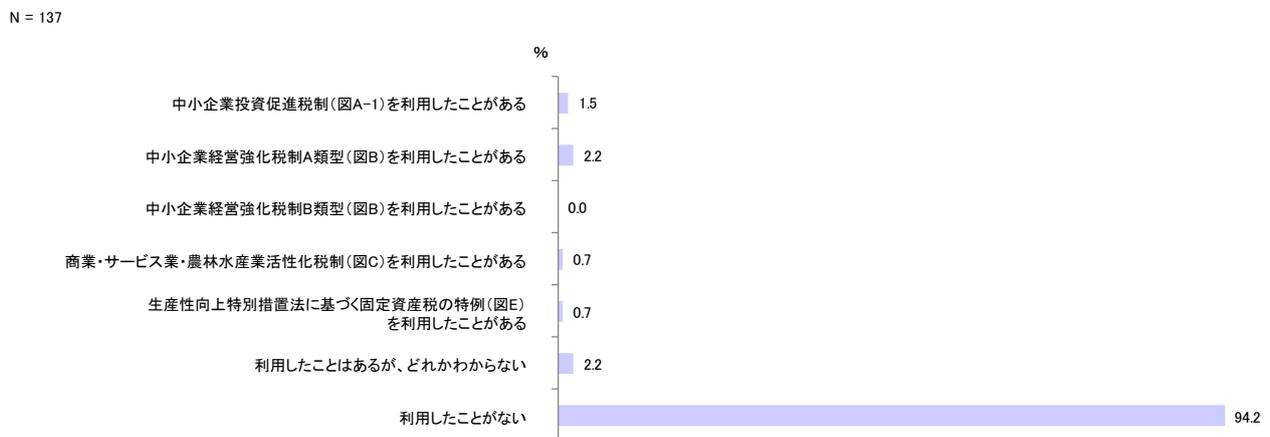
(1) 中小企業経営強化税制のデジタル化設備（0類型）についての認知（単一回答）

「知らない」が70.6%と最も高く、次いで「知っているが、特に申請を行っていない」が28.7%、「知っており、既に認定経営革新等支援機関への申請を行っている」が0.7%となっている。



(2) 上記の設備投資税制を利用有無（複数回答可）

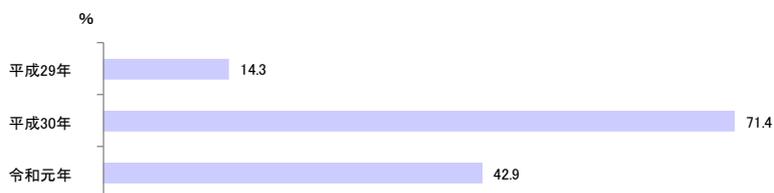
「利用したことがない」が94.2%と最も高く、次いで「中小企業経営強化税制A類型（図B）を利用したことがある」及び「利用したことはあるが、どれかわからない」が2.2%となっている。



(3) 過去3年間（平成29年～令和元年）に利用した時期（複数回答可）

サンプル数が少なく参考程度に留めたいが、「平成30年」が71.4%と最も高く、次いで「令和元年」が42.9%、「平成29年」が14.3%となっている。

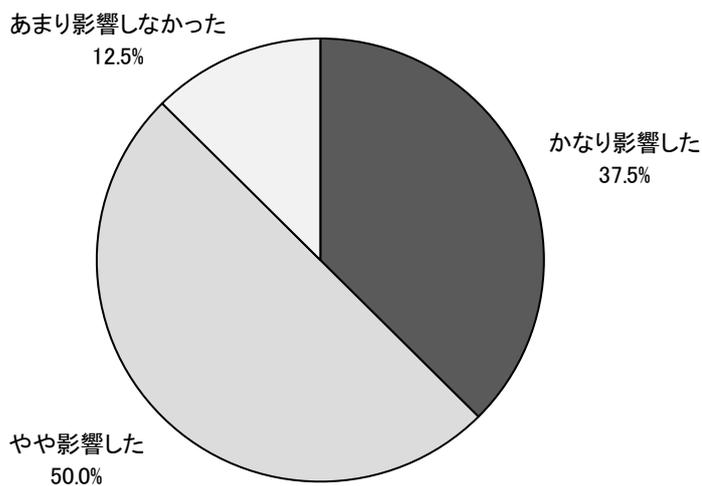
N = 7



(4) 設備導入の決定に際し、税制措置が影響したか（単一回答）

サンプル数が少なく参考程度に留めたいが、「やや影響した」が50.0%と最も高く、次いで「かなり影響した」が37.5%、「あまり影響しなかった」が12.5%となっている。

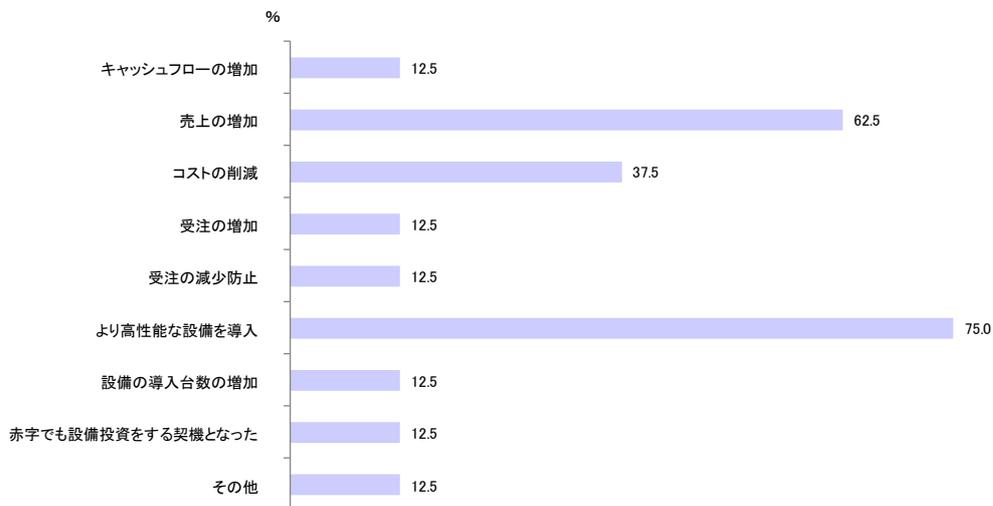
N = 8



(5) 税制措置を使ったことによる効果（複数回答可）

サンプル数が少なく参考程度に留めたいが、「より高性能な設備を導入」が75.0%と最も高く、次いで「売上の増加」が62.5%、「コストの削減」が37.5%となっている。

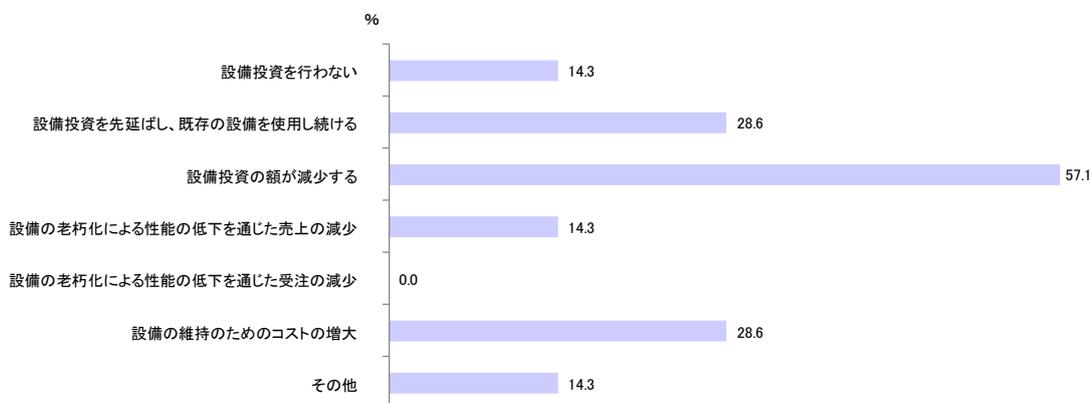
N = 8



(6) 税制措置がなかった場合/優遇が小さくなった場合の影響（複数回答可）

サンプル数が少なく参考程度に留めたいが、「設備投資の額が減少する」が57.1%と最も高く、次いで「設備投資を先延ばし、既存の設備を使用し続ける」及び「設備の維持のためのコストの増大」が28.6%となっている。

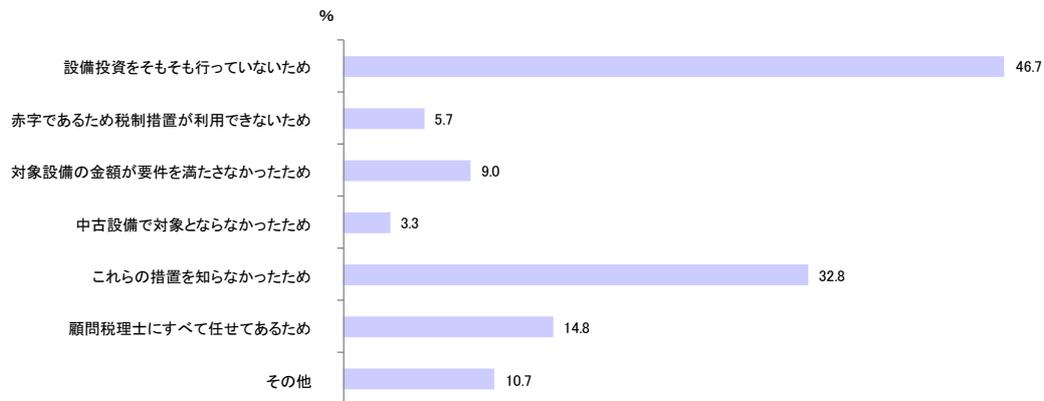
N = 7



(7) 利用したことがない理由（複数回答可）

「設備投資をそもそも行っていないため」が46.7%と最も高く、次いで「これらの措置を知らなかったため」が32.8%、「顧問税理士にすべて任せてあるため」が14.8%となっている。

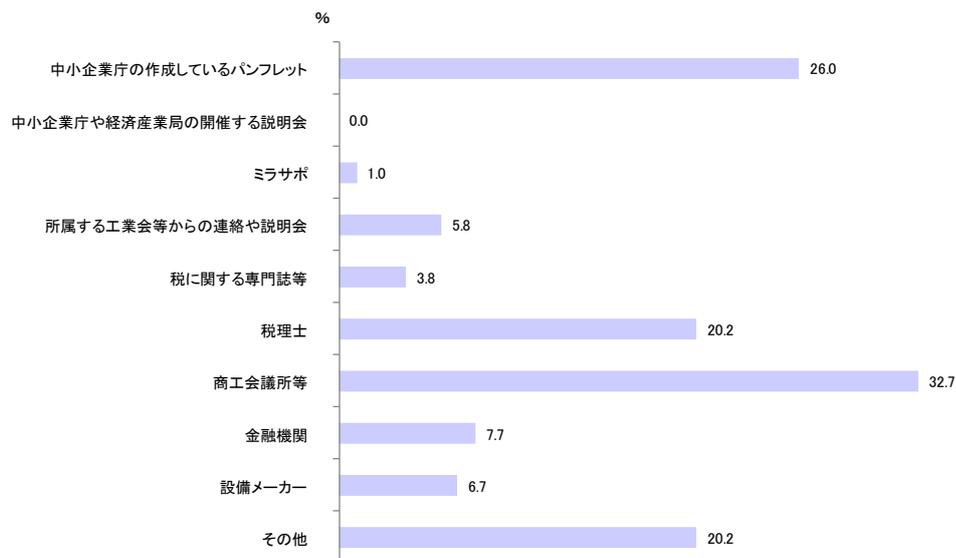
N = 122



(8) 設備投資関連税制を知ったきっかけ（複数回答可）

「商工会議所等」が32.7%と最も高く、次いで「中小企業庁の作成しているパンフレット」が26.0%、「税理士」及び「その他」が20.2%となっている。

N = 104

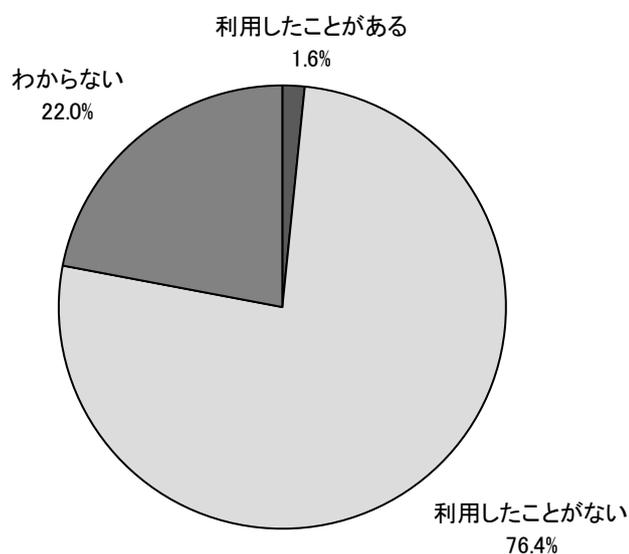


3. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制について

(1) 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の利用有無（複数回答可）

「利用したことがない」が76.4%と最も高く、次いで「わからない」が22.0%、「利用したことがある」が1.6%となっている。

N = 123



(2) 過去3年間に利用した時期と優遇措置内容（複数回答可）

① 税額控除

サンプル数が少ないため、参考程度に留めたい。

N = 2



② 特別償却

過去3年間に商業・サービス業・農林水産業活性化税制の特別償却を利用したと回答した事業者はなかった。

③ 不明

サンプル数が少ないため、参考程度に留めたい。

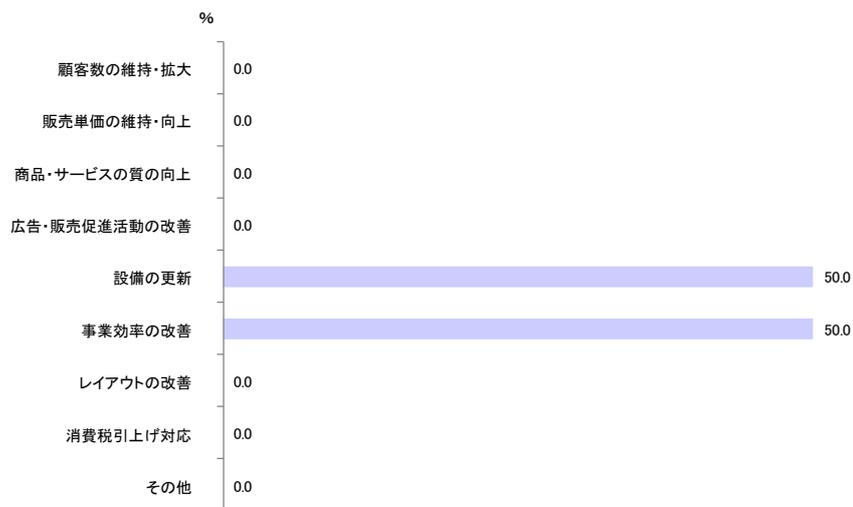
N = 1



(3) 本措置の活用によって、克服しようと考えた経営課題（複数回答可）

サンプル数が少なく参考程度に留めたいが、「設備の更新」及び「事業効率の改善」が50.0%となっている。

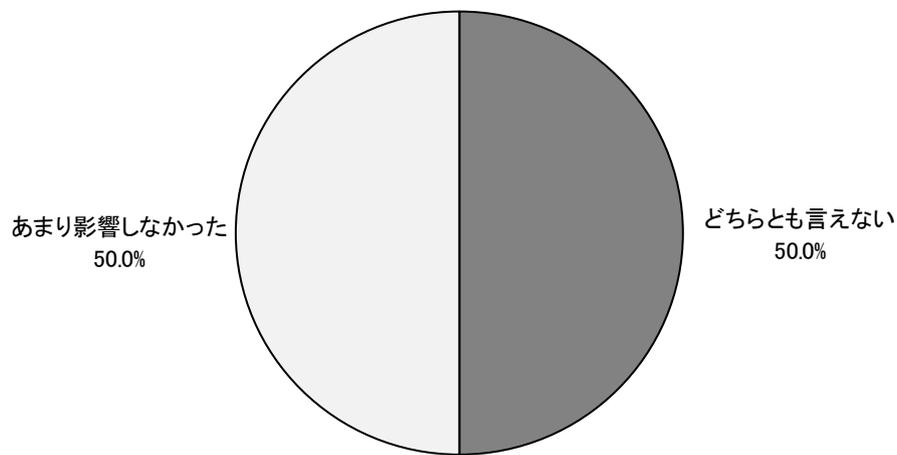
N = 2



(4) 設備導入の決定に際し、商業・サービス業・農林水産業活性化税制による影響（単一回答）

サンプル数が少ないため、参考程度に留めたいが、「どちらとも言えない」及び「あまり影響しなかった」が50.0%となっている。

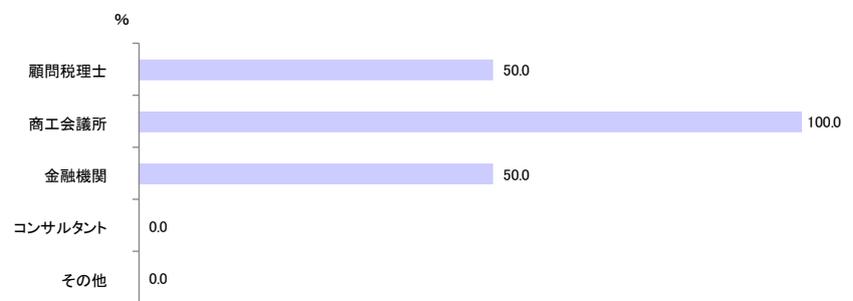
N = 2



(5) アドバイスを受けた支援機関及び経営改善効果について（複数回答可）

サンプル数が少なく参考程度に留めたいが、「商工会議所」が100.0%と最も高く、次いで「顧問税理士」及び「金融機関」が50.0%となっている。

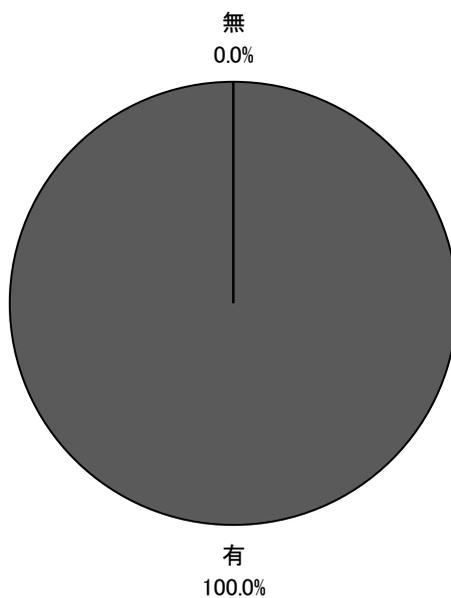
N = 2



① 顧問税理士による経営改善（単一回答）

サンプル数が少ないため、参考程度に留めたい。

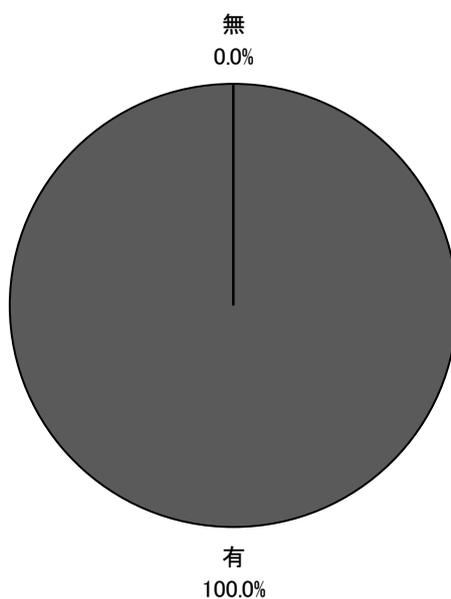
N = 1



② 商工会議所による経営改善（単一回答）

サンプル数が少ないため、参考程度に留めたい。

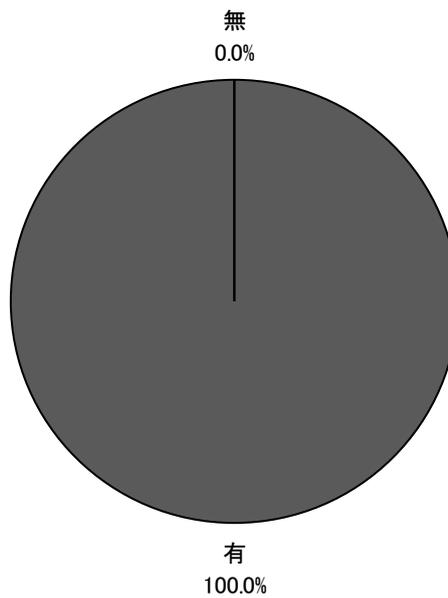
N = 2



③ 金融機関による経営改善（単一回答）

サンプル数が少ないため、参考程度に留めたい。

N = 1



④ コンサルタントによる経営改善（単一回答）

コンサルタントからアドバイスを受けたと回答した事業者はなかった。

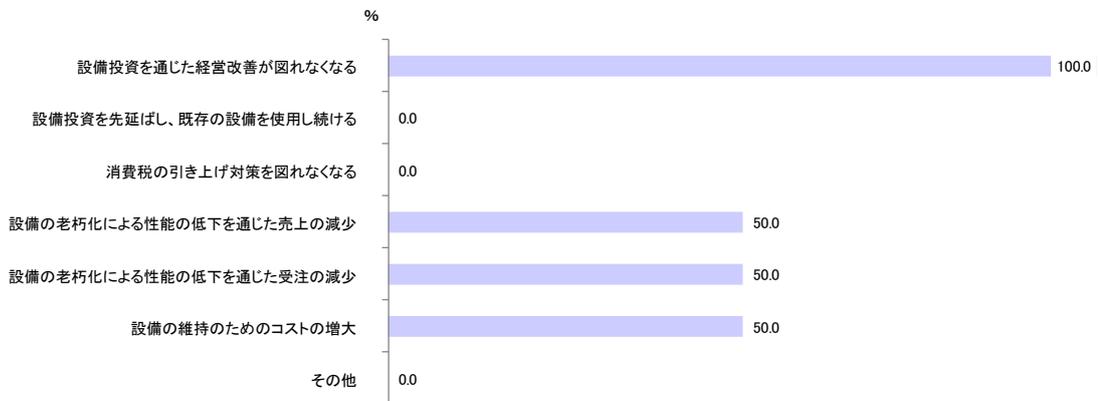
⑤ その他による経営改善（単一回答）

その他支援機関からアドバイスを受けたと回答した事業者はなかった。

(6) 税制措置がなかった場合/優遇が小さくなった場合の影響（複数回答可）

サンプル数が少なく参考程度に留めたいが、「設備投資を通じた経営改善が図れなくなる」が100.0%と最も高く、次いで「設備の老朽化による性能の低下を通じた売上の減少」、「設備の老朽化による性能の低下を通じた受注の減少」及び「設備の維持のためのコストの増大」が50.0%となっている。

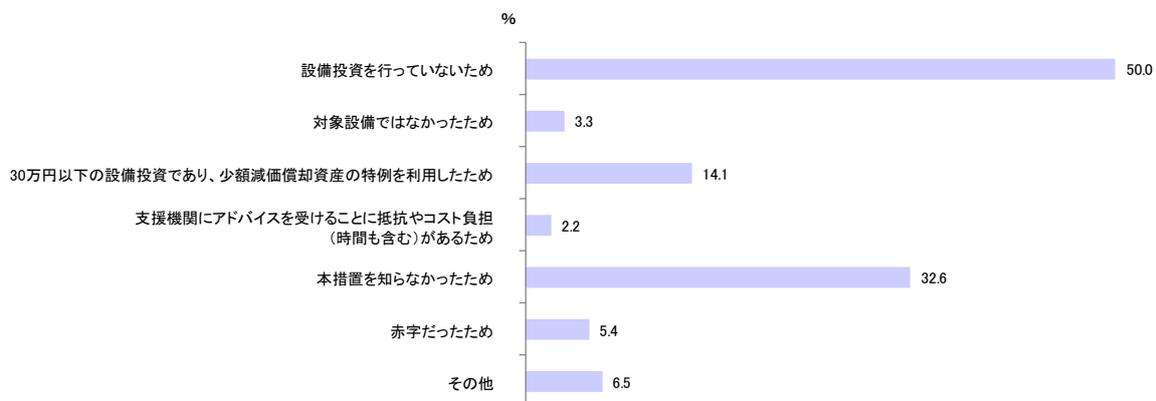
N = 2



(7) 本措置を利用したことがない理由（複数回答可）

「設備投資を行っていないため」が50.0%と最も高く、次いで「本措置を知らなかったため」が32.6%、「30万円以下の設備投資であり、少額減価償却資産の特例を利用したため」が14.1%となっている。

N = 92

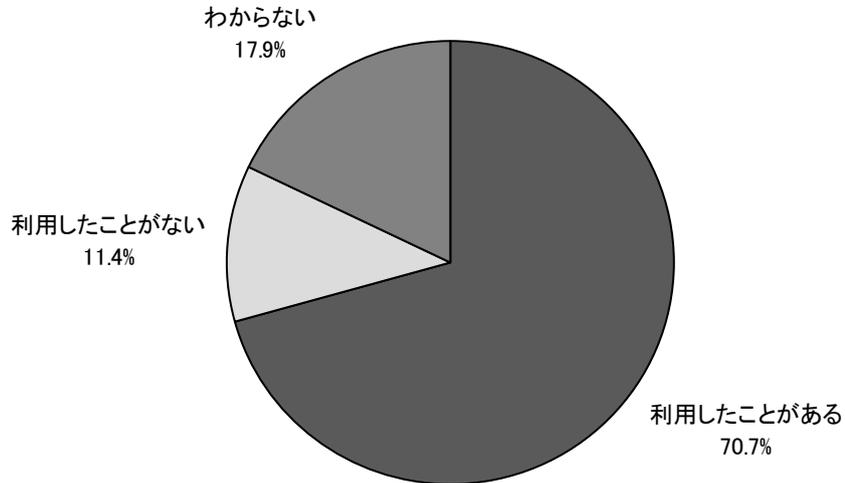


4. 青色申告特別控除について

(1) 青色申告特別控除の利用有無（単一回答）

「利用したことがある」が70.7%と最も高く、次いで「わからない」が17.9%、「利用したことがない」が11.4%となっている。

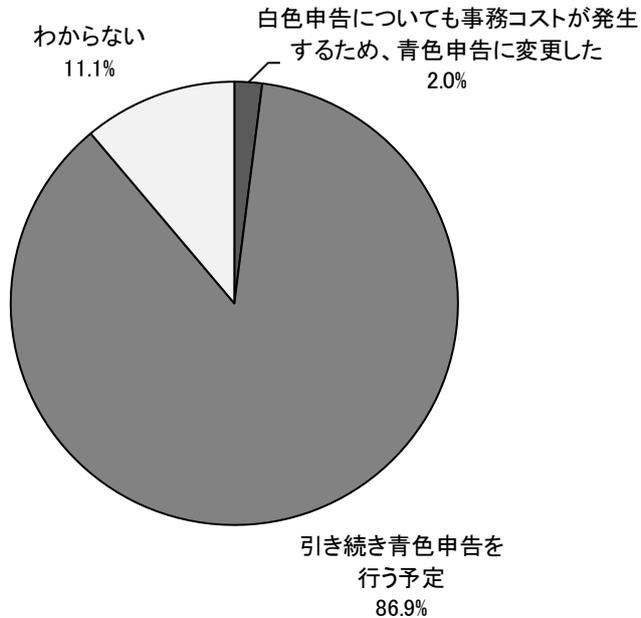
N = 140



(2) 青色申告を行うことに対し、生じた影響（単一回答）

「引き続き青色申告を行う予定」が86.9%と最も高く、次いで「わからない」が11.1%、「白色申告についても事務コストが発生するため、青色申告に変更した」が2.0%となっている。

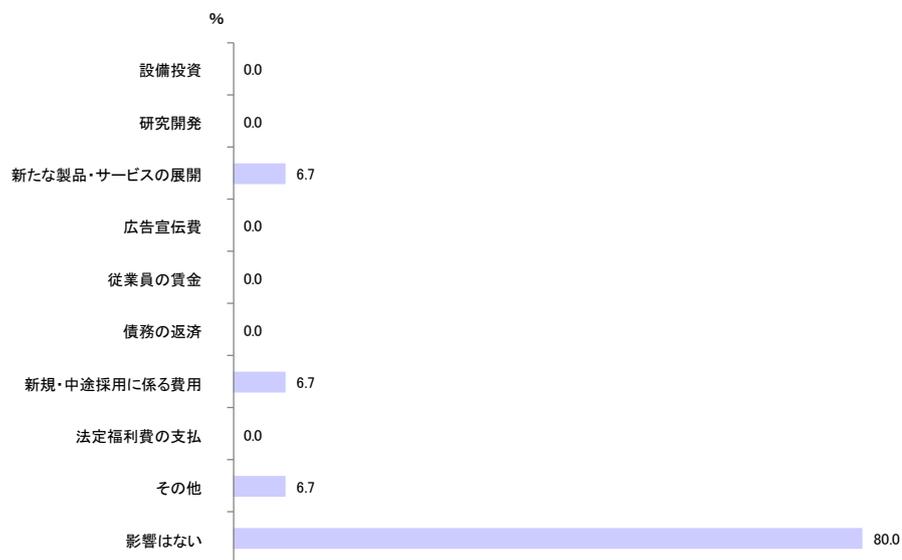
N = 99



(3) 青色申告特別控除が無かった場合の影響（複数回答可）

サンプル数が少なく参考程度に留めたいが、「影響はない」が80.0%と最も高く、次いで「新たな製品・サービスの展開」、「新規・中途採用に係る費用」及び「その他」が6.7%となっている。

N = 15

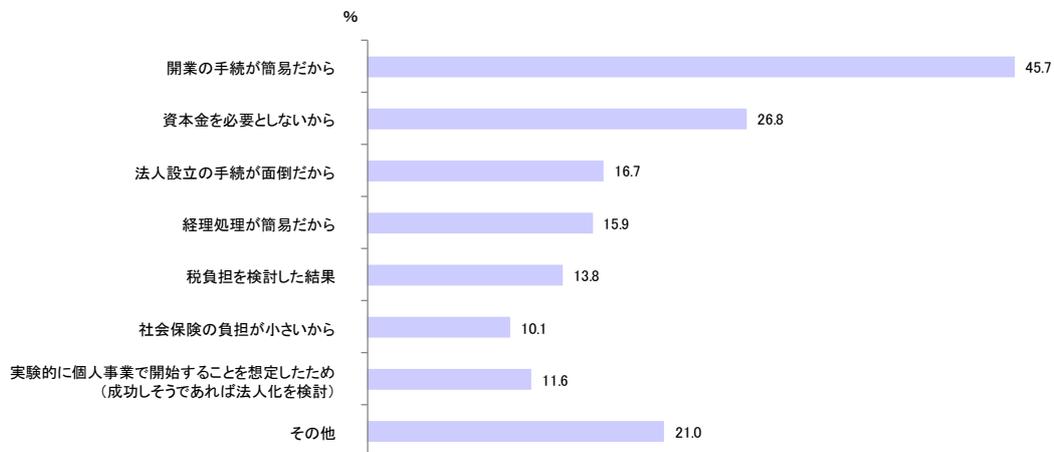


5. 事業経営について

(1) 個人事業の形態を選択した理由（複数回答可）

「開業の手続が簡易だから」が45.7%と最も高く、次いで「資本金を必要としないから」が26.8%、「その他」が21.0%となっている。

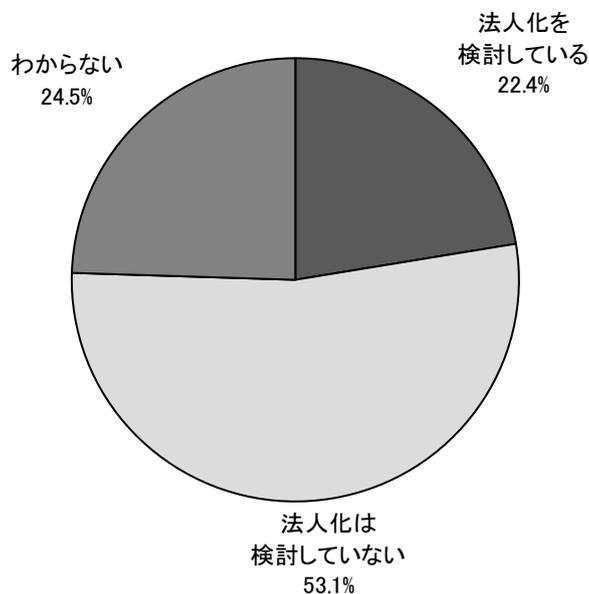
N = 138



(2) 今後の法人化の可能性（単一回答）

「法人化は検討していない」が53.1%と最も高く、次いで「わからない」が24.5%、「法人化を検討している」が22.4%となっている。

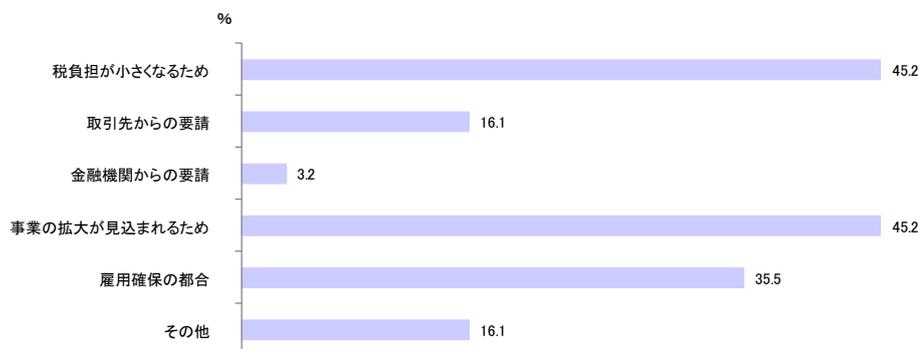
N = 143



(3) 法人化を検討している理由（複数回答可）

「税負担が小さくなるため」及び「事業の拡大が見込まれるため」が45.2%と最も高く、次いで「雇用確保の都合」が35.5%となっている。

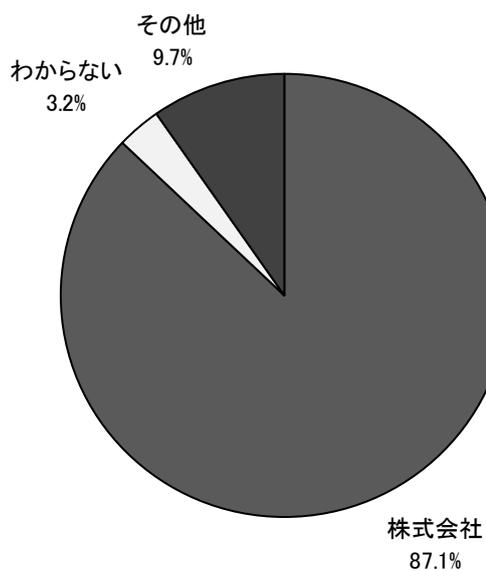
N = 31



(4) 法人化する場合、選択する組織体（単一回答）

「株式会社」が87.1%と最も高く、次いで「その他」が9.7%、「わからない」が3.2%となっている。

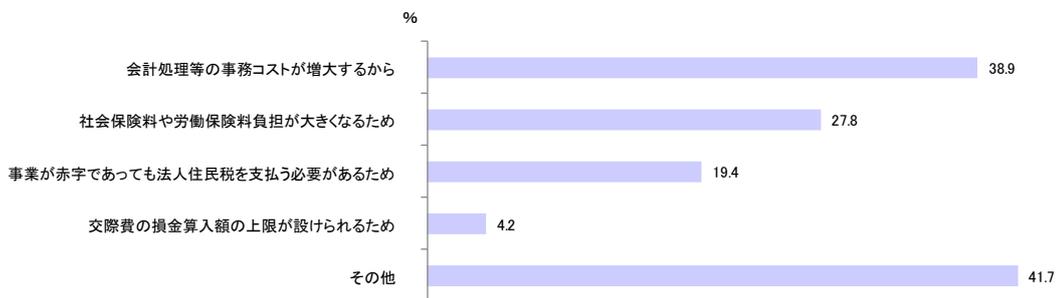
N = 31



(5) 法人化を検討していない理由（複数回答可）

「その他」が41.7%と最も高く、次いで「会計処理等の事務コストが増大するから」が38.9%、「社会保険料や労働保険料負担が大きくなるため」が27.8%となっている。

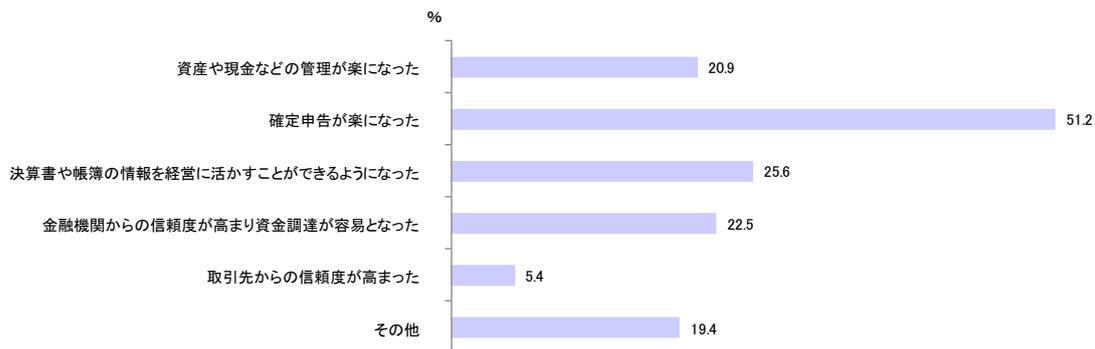
N = 72



(6) 青色申告決算書、複式簿記等の帳簿作成の効果（複数回答可）

「確定申告が楽になった」が51.2%と最も高く、次いで「決算書や帳簿の情報を経営に活かすことができるようになった」が25.6%、「金融機関からの信頼度が高まり資金調達が容易となった」が22.5%となっている。

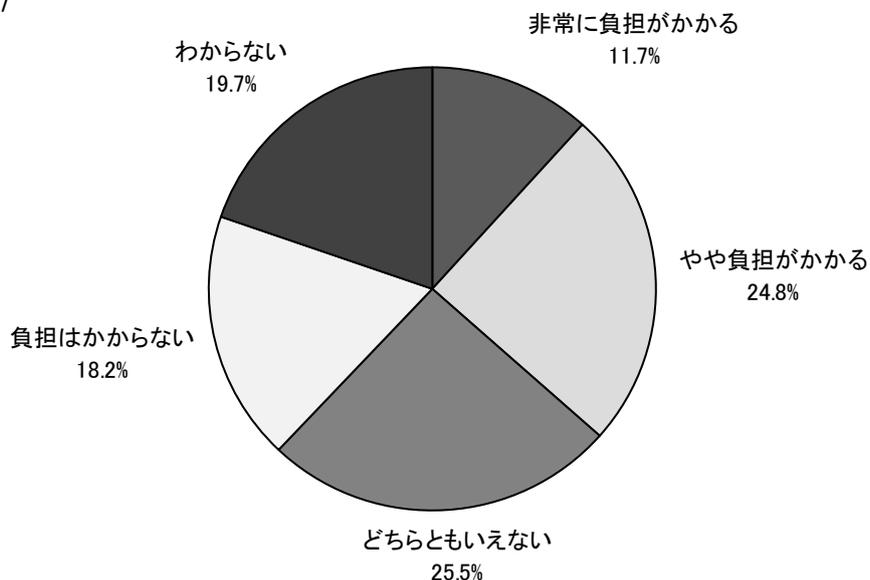
N = 129



(7) 青色申告決算書、複式簿記等の帳簿作成の負担感について（単一回答）

「どちらともいえない」が25.5%と最も高く、次いで「やや負担がかかる」が24.8%、「わからない」が19.7%となっている。

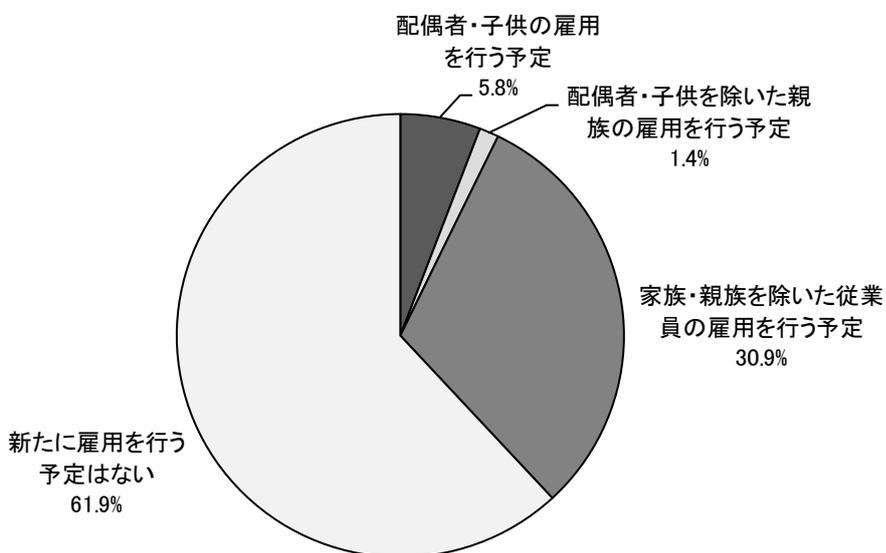
N = 137



(8) 今後2～3年の雇用に関する見通しについて（単一回答）

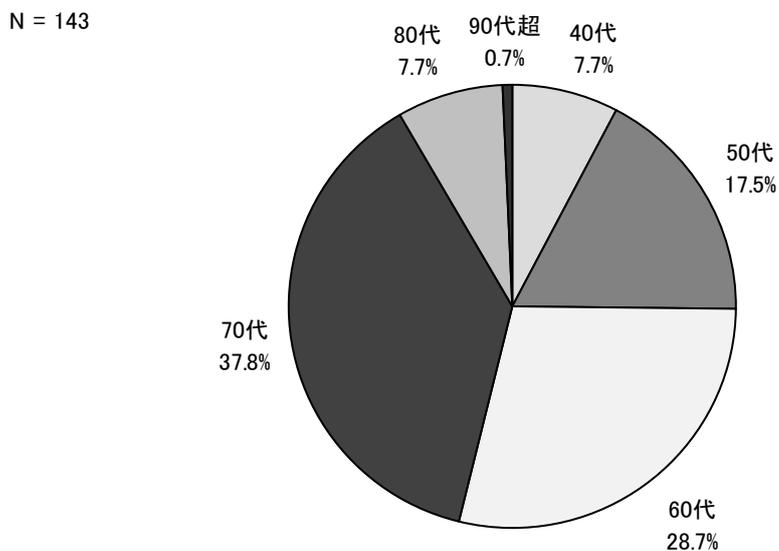
「新たに雇用を行う予定はない」が61.9%と最も高く、次いで「家族・親族を除いた従業員の雇用を行う予定」が30.9%、「配偶者・子供の雇用を行う予定」が5.8%となっている。

N = 139



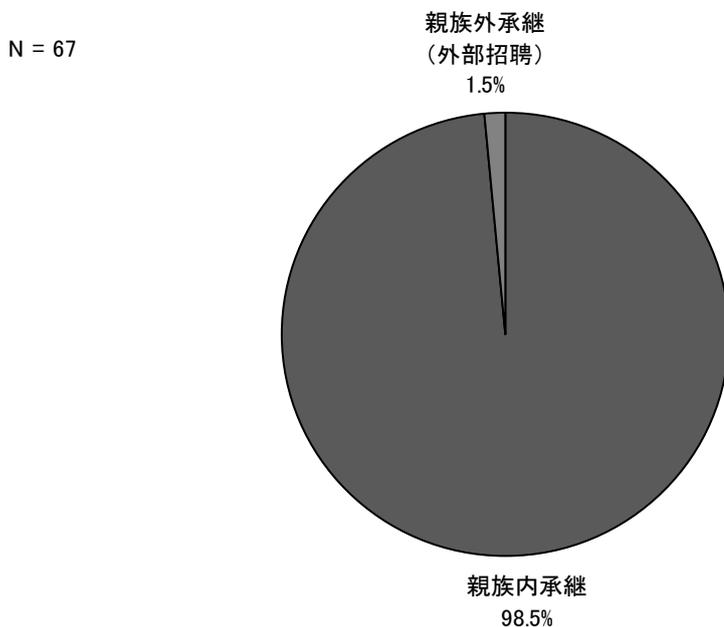
(9) 現在の代表者の年齢について (単一回答)

「70代」が37.8%と最も高く、次いで「60代」が28.7%、「50代」が17.5%となっている。



(10) 現在の代表者の就任経緯について (単一回答)

「親族内承継」が98.5%と最も高く、次いで「親族外承継 (外部招聘)」が1.5%となっている。

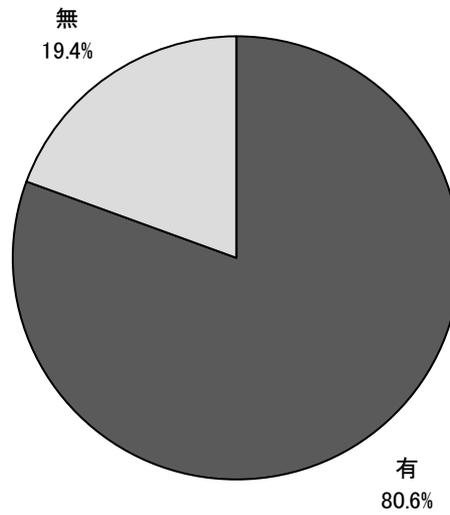


(11) 現在の代表者の家族構成について (単一回答)

① 配偶者

「有」は80.6%、「無」は19.4%となっている。

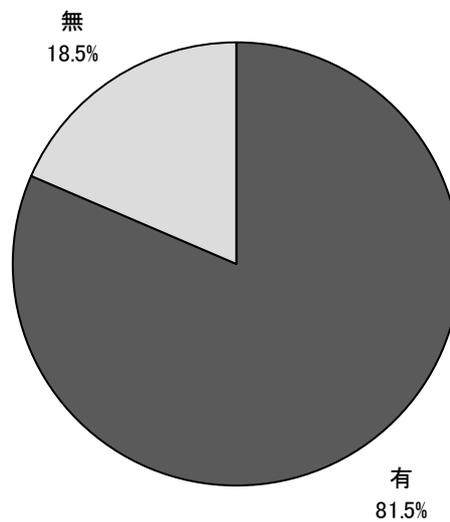
N = 139



② 子供

「有」は81.5%、「無」は18.5%となっている。

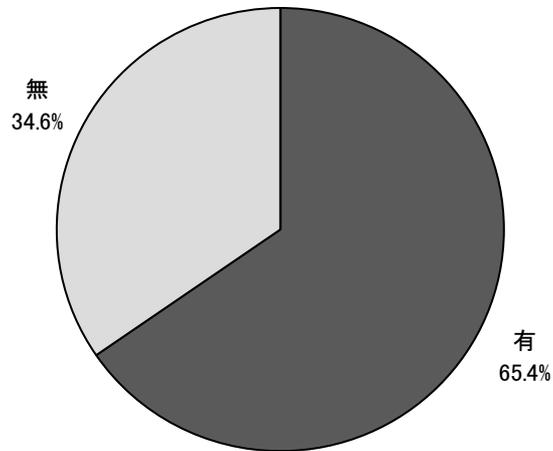
N = 130



③ 親・兄弟

「有」は65.4%、「無」は34.6%となっている。

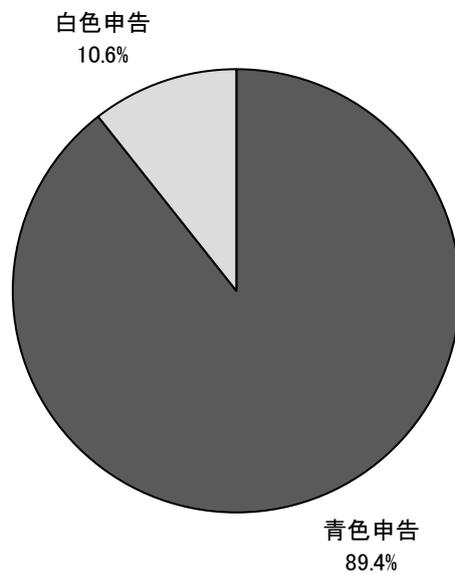
N = 107



(12) 税務申告の状況 (単一回答)

「青色申告」は89.4%、「白色申告」は10.6%となっている。

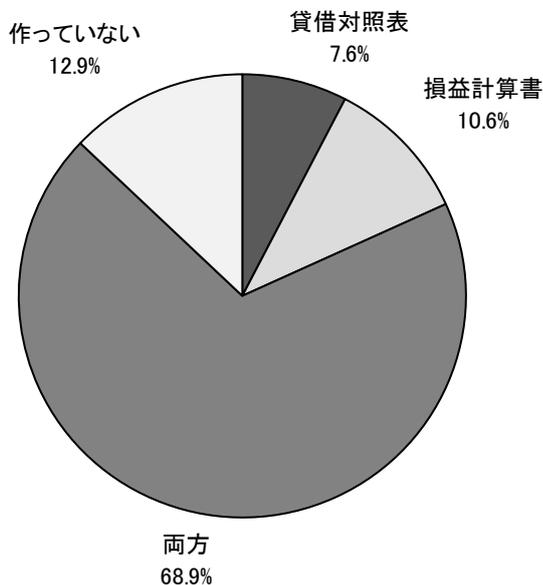
N = 141



(13) 作成している財務諸表などの会計書類（単一回答）

「両方」が68.9%と最も高く、次いで「作っていない」が12.9%、「損益計算書」が10.6%となっている。

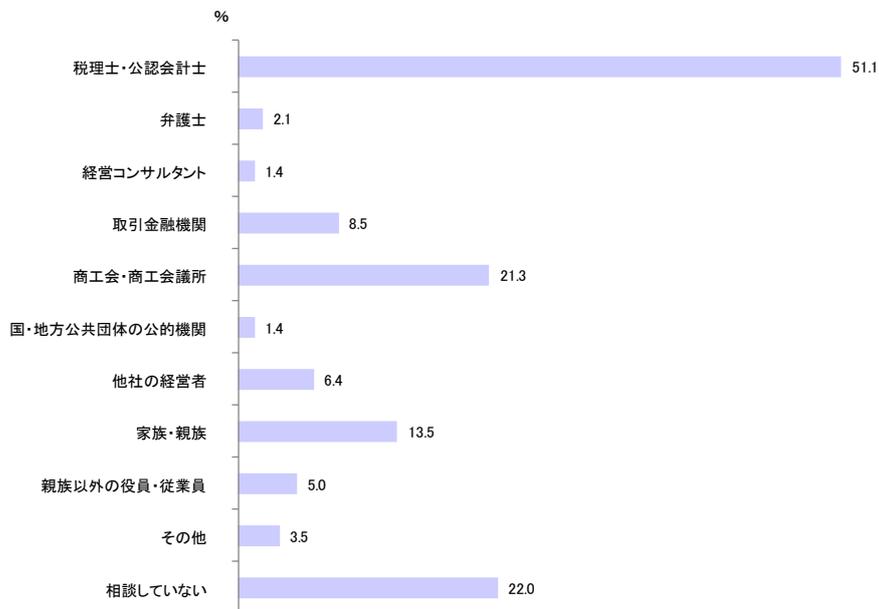
N = 132



(14) 経営に関する相談相手について（複数回答可）

「税理士・公認会計士」が51.1%と最も高く、次いで「相談していない」が22.0%、「商工会・商工会議所」が21.3%となっている。

N = 141

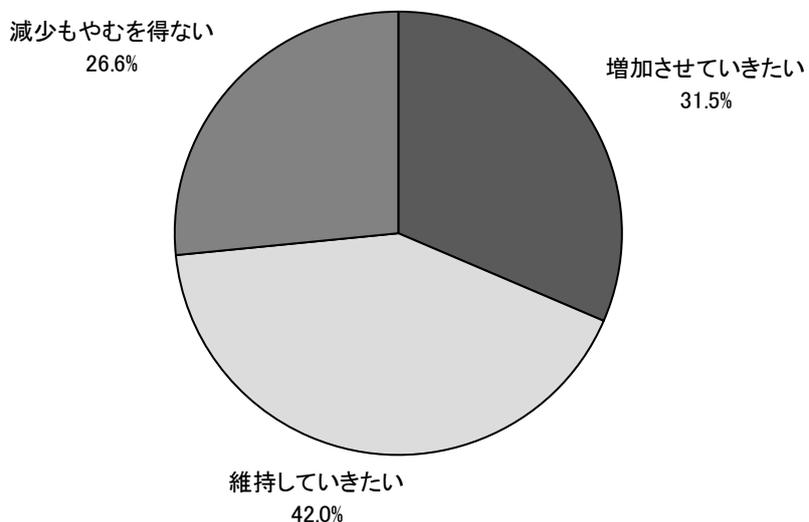


(15) 今後(3年程度を目安)の経営方針について(単一回答)

① 売上

「維持していきたい」が42.0%と最も高く、次いで「増加させていきたい」が31.5%、「減少もやむを得ない」が26.6%となっている。

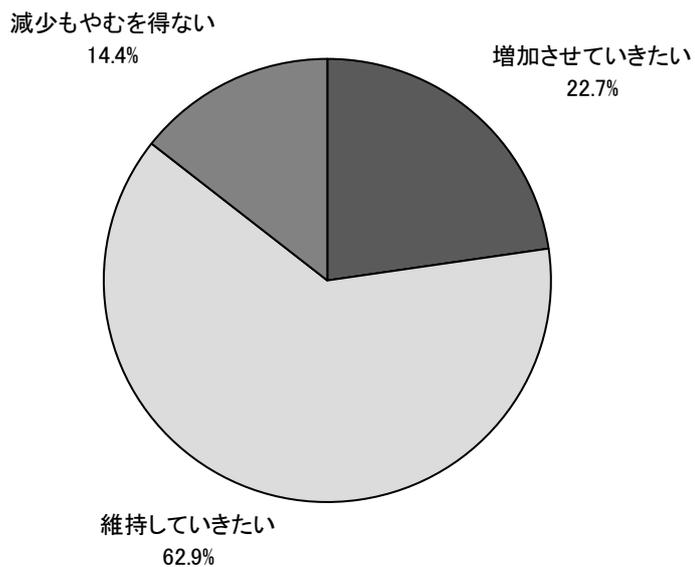
N = 143



② 従業員

「維持していきたい」が62.9%と最も高く、次いで「増加させていきたい」が22.7%、「減少もやむを得ない」が14.4%となっている。

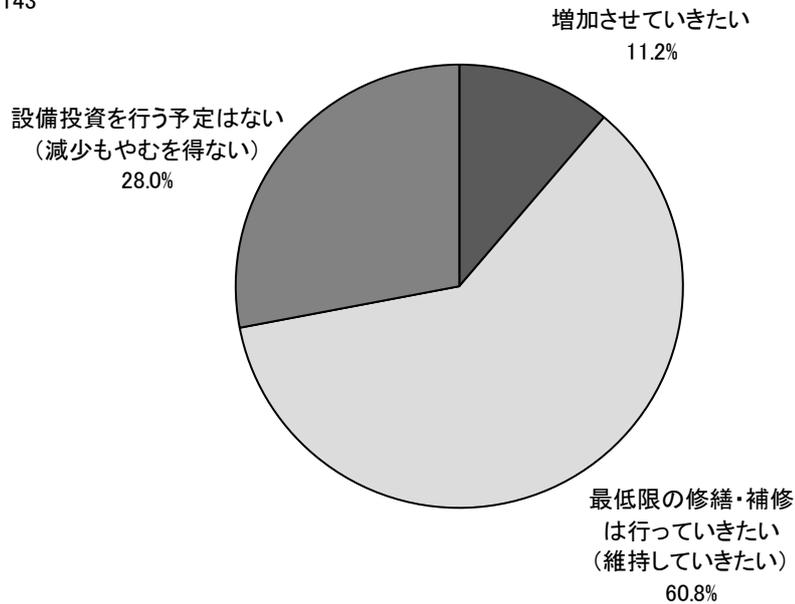
N = 132



③ 設備投資

「最低限の修繕・補修は行っていききたい（維持していききたい）」が60.8%と最も高く、次いで「設備投資を行う予定はない（減少もやむを得ない）」が28.0%、「増加させていききたい」が11.2%となっている。

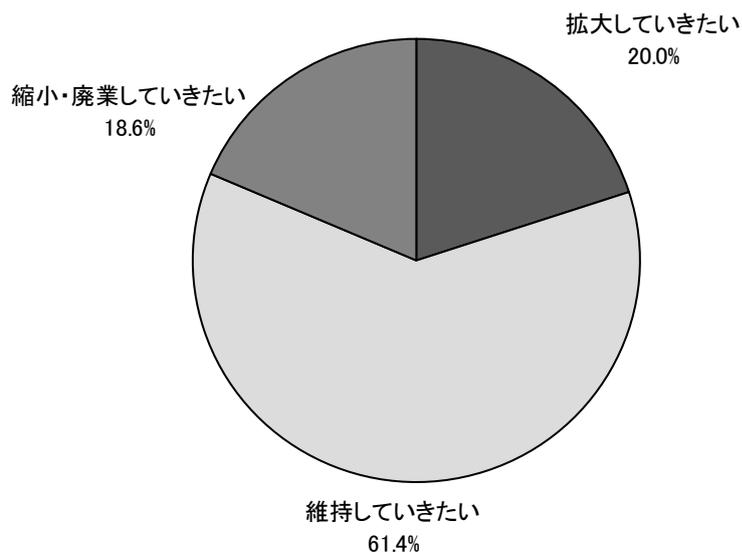
N = 143



④ 事業規模

「維持していききたい」が61.4%と最も高く、次いで「拡大していききたい」が20.0%、「縮小・廃業していききたい」が18.6%となっている。

N = 140

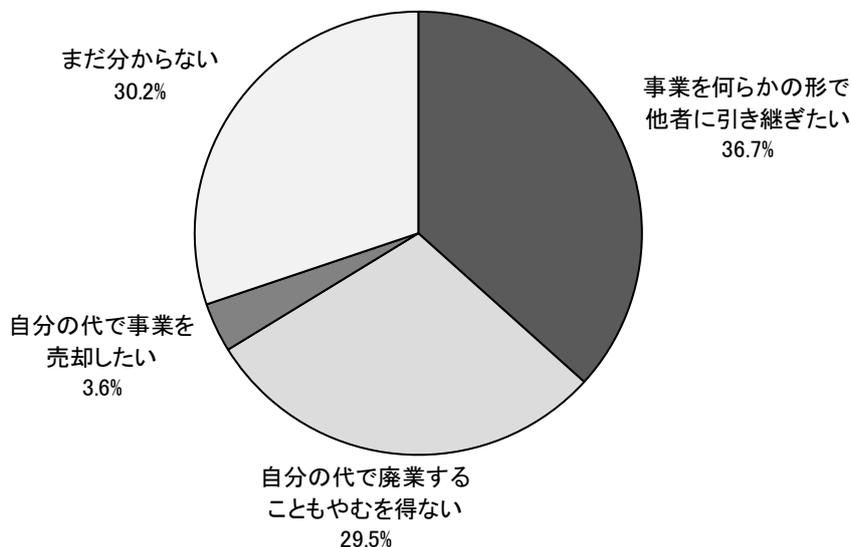


6. 事業の承継について

(1) 今後の事業の承継について（単一回答）

「事業を何らかの形で他者に引き継ぎたい」が36.7%と最も高く、次いで「まだ分からない」が30.2%、「自分の代で廃業することもやむを得ない」が29.5%となっている。

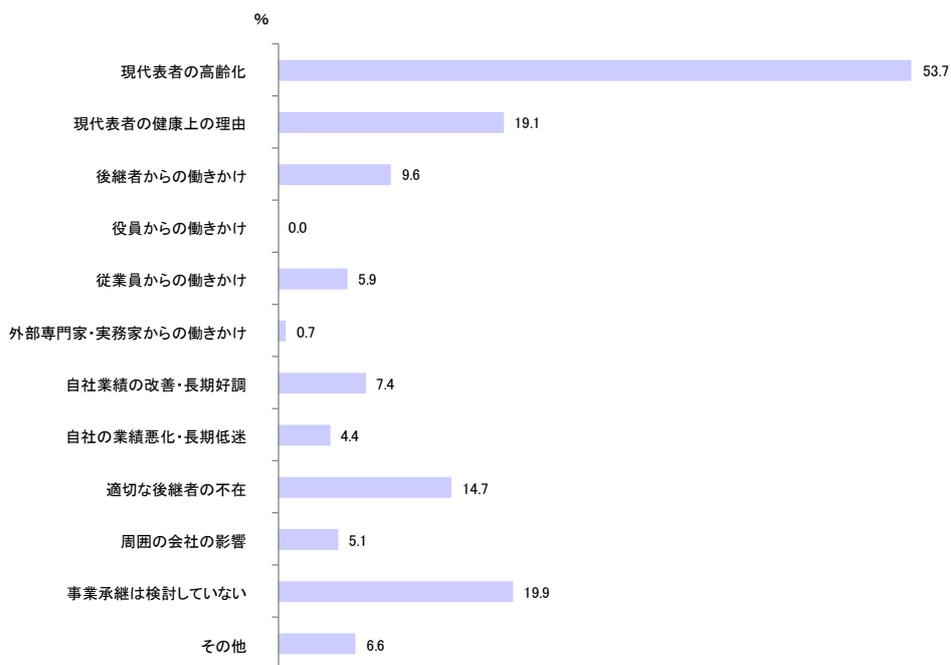
N = 139



(2) 事業承継を検討したきっかけ（当てはまるもの3つまで○）

「現代表者の高齢化」が53.7%と最も高く、次いで「事業承継は検討していない」が19.9%、「現代表者の健康上の理由」が19.1%となっている。

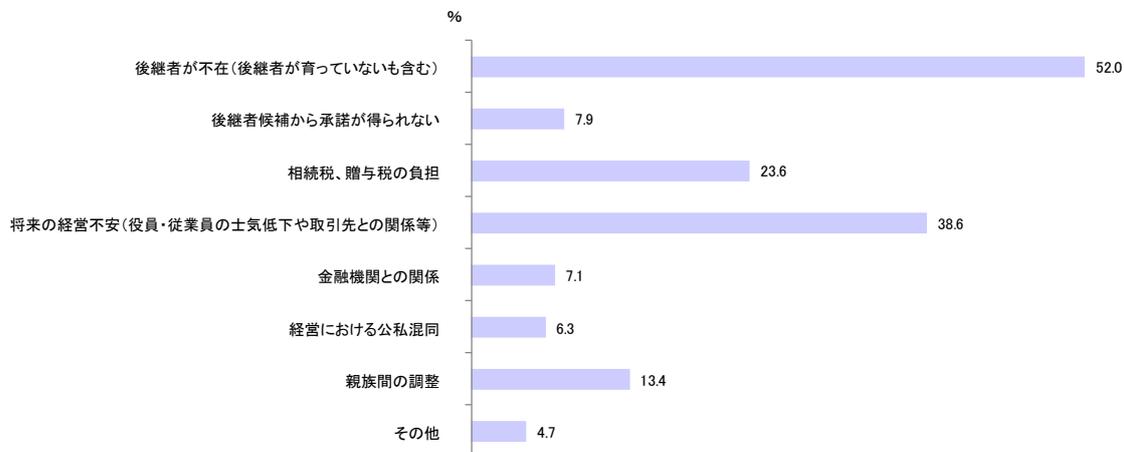
N = 136



(3) 事業承継をする上での課題（当てはまるもの3つまで○）

「後継者が不在（後継者が育っていないも含む）」が52.0%と最も高く、次いで「将来の経営不安（役員・従業員の士気低下や取引先との関係等）」が38.6%、「相続税、贈与税の負担」が23.6%となっている。

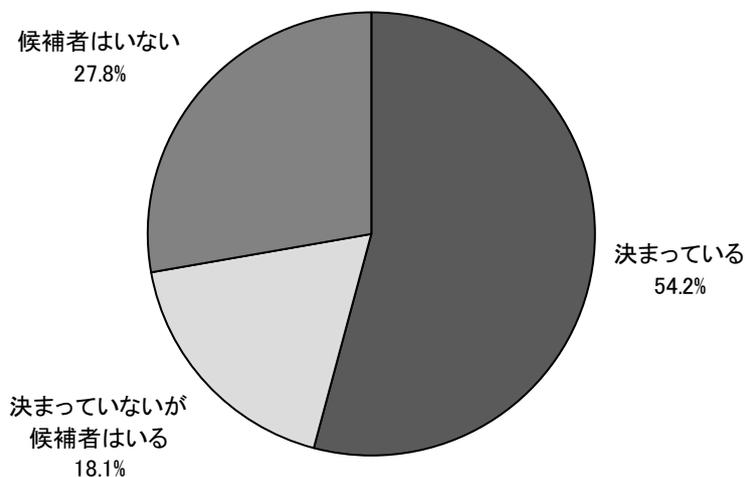
N = 127



(4) 後継者の状況について（単一回答）

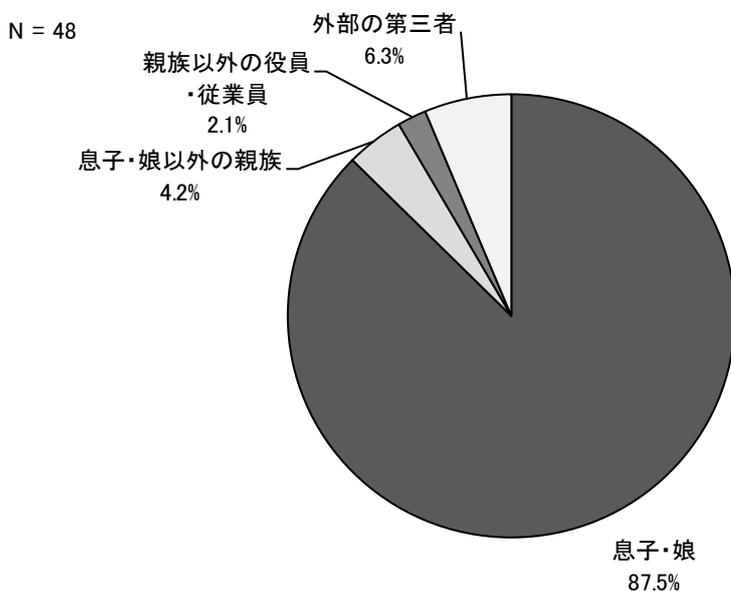
「決まっている」が54.2%と最も高く、次いで「候補者はいない」が27.8%、「決まっていないが候補者はいる」が18.1%となっている。

N = 72



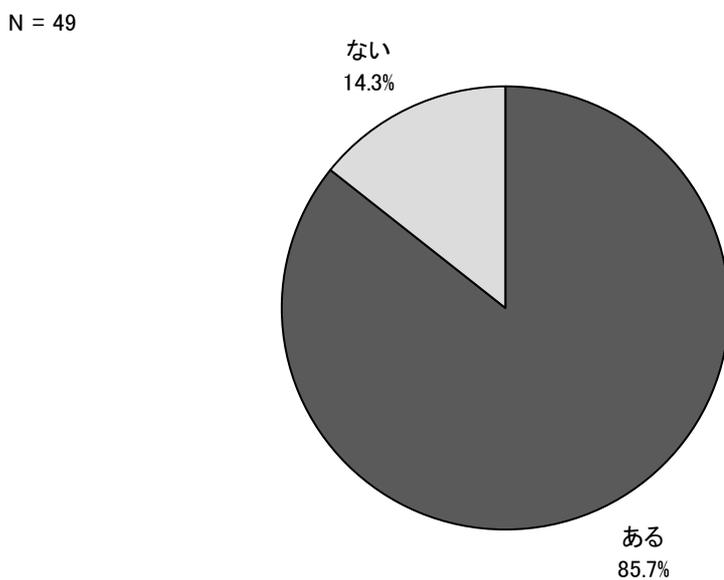
(5) 後継者（候補含む）と現在の代表者の関係について（単一回答）

「息子・娘」が87.5%と最も高く、次いで「外部の第三者」が6.3%、「息子・娘以外の親族」が4.2%となっている。



(6) 後継者予定の方、候補の方と承継の話の有無（単一回答）

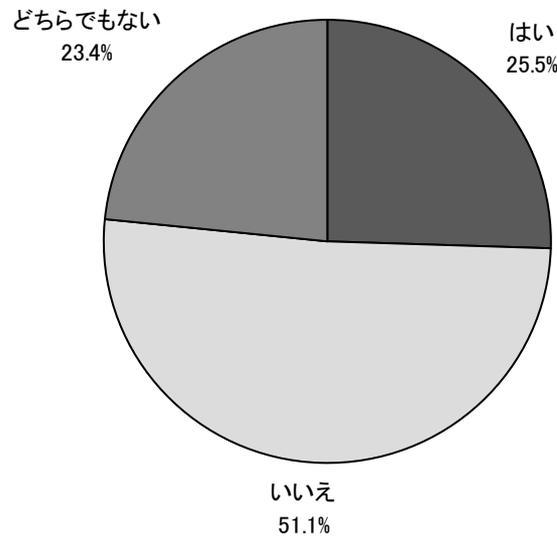
「ある」は85.7%、「ない」は14.3%となっている。



(7) 親族や社内の人材が後継者として決まらなかった場合に、条件が合えば、後継者として外部の第三者を選んでもよいと考えているか（単一回答）

「いいえ」が51.1%と最も高く、次いで「はい」が25.5%、「どちらでもない」が23.4%となっている。

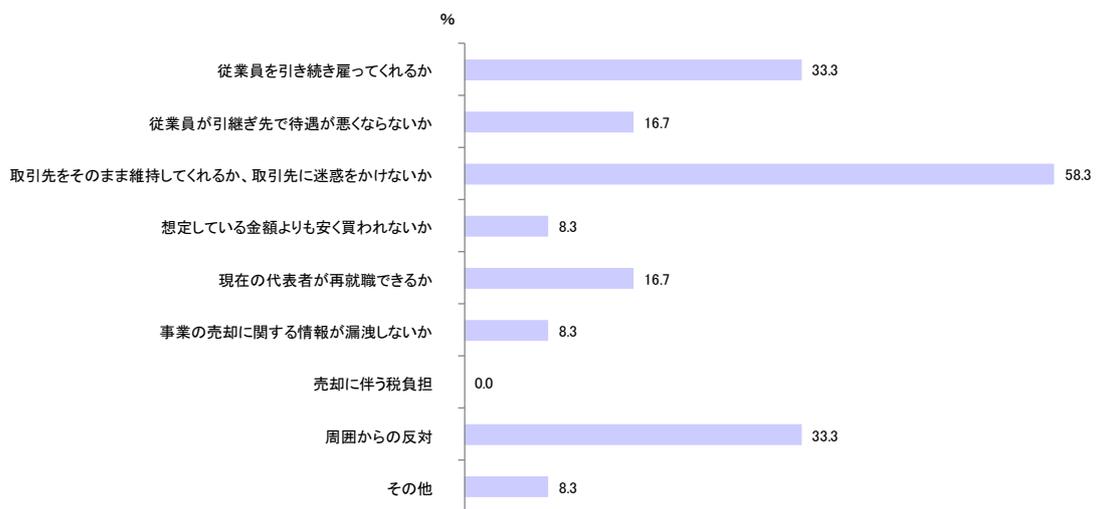
N = 47



(8) 第三者に引継ぐに当たって、不安な点（複数回答可）

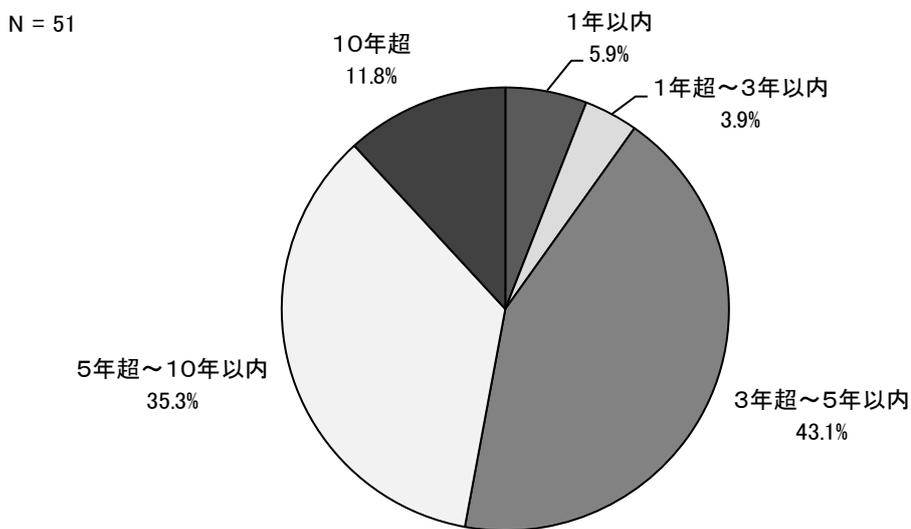
「取引先をそのまま維持してくれるか、取引先に迷惑をかけないか」が58.3%と最も高く、次いで「従業員を引き続き雇ってくれるか」及び「周囲からの反対」が33.3%となっている。

N = 12



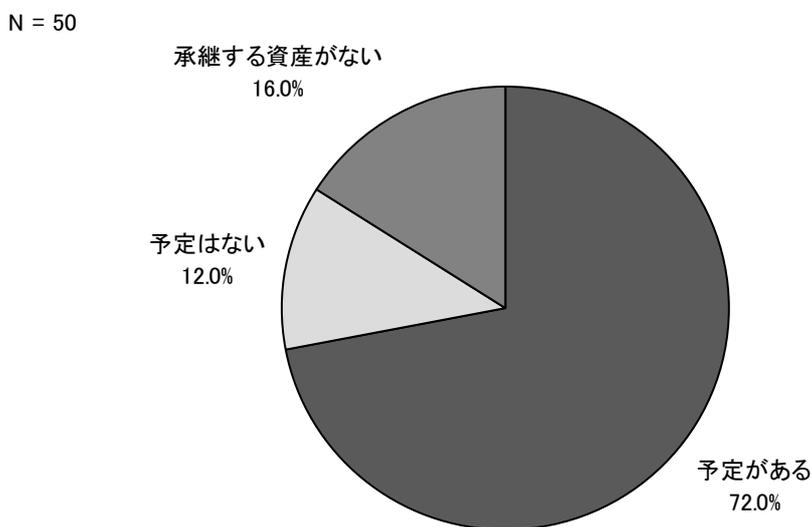
(9) 事業承継の時期について (単一回答)

「3年超～5年以内」が43.1%と最も高く、次いで「5年超～10年以内」が35.3%、「10年超」が11.8%となっている。



(10) 事業用資産 (土地、建物、機械設備等) を承継する予定 (単一回答)

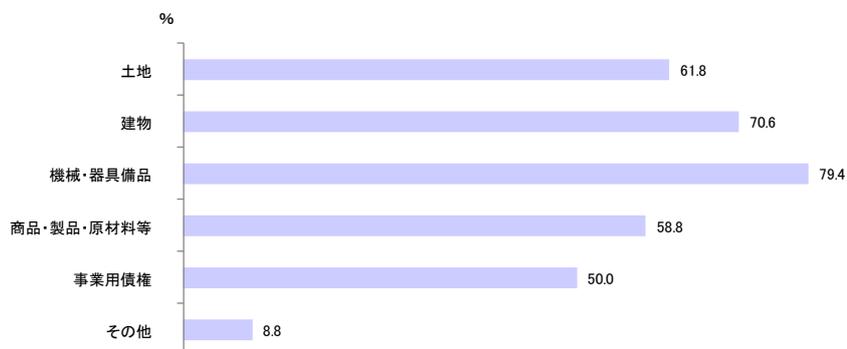
「予定がある」が72.0%と最も高く、次いで「承継する資産がない」が16.0%、「予定はない」が12.0%となっている。



(11) 承継する予定の事業用資産（複数回答可）

「機械・器具备品」が79.4%と最も高く、次いで「建物」が70.6%、「土地」が61.8%となっている。

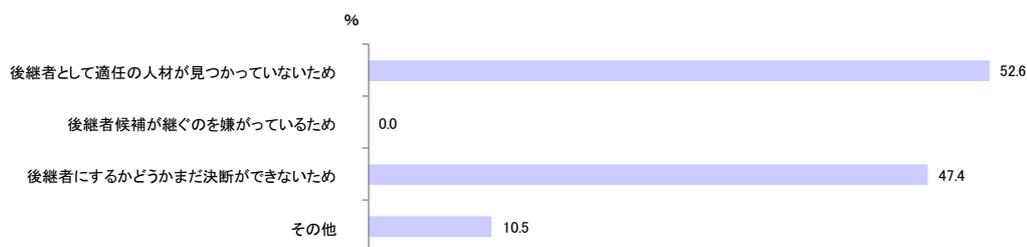
N = 34



(12) 具体的に後継者候補が決まらない理由（複数回答可）

「後継者として適任の人材が見つからないため」が52.6%と最も高く、次いで「後継者にするかどうかまだ決断ができないため」が47.4%、「その他」が10.5%となっている。

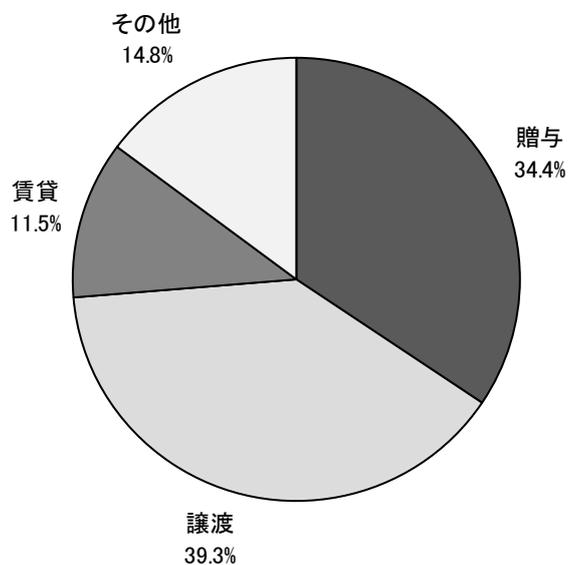
N = 19



(13) 事業承継を行う場合、検討しているやり方(単一回答)

「譲渡」が39.3%と最も高く、次いで「贈与」が34.4%、「その他」が14.8%となっている。

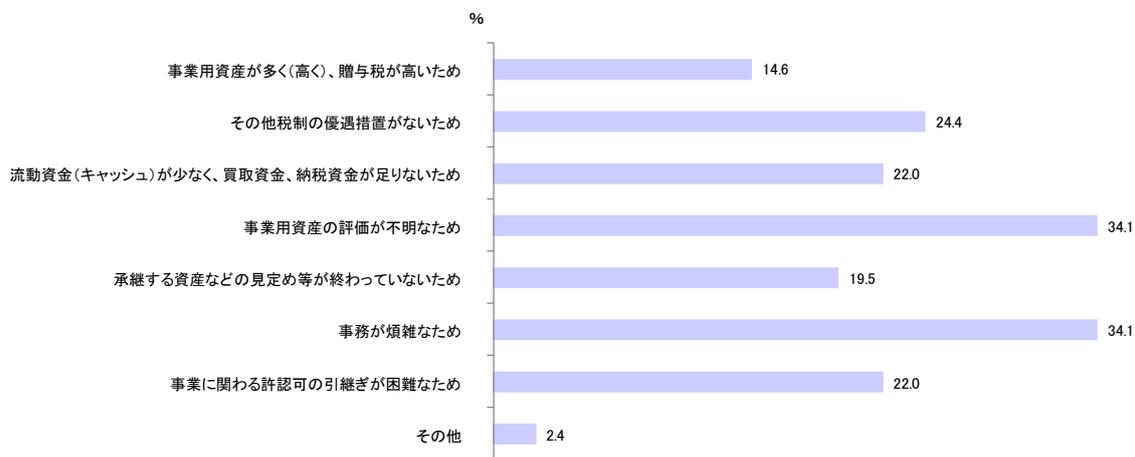
N = 61



(14) 事業承継を行う上で不安なこと(複数回答可)

「事業用資産の評価が不明なため」及び「事務が煩雑なため」が34.1%と最も高く、次いで「その他税制の優遇措置がないため」が24.4%となっている。

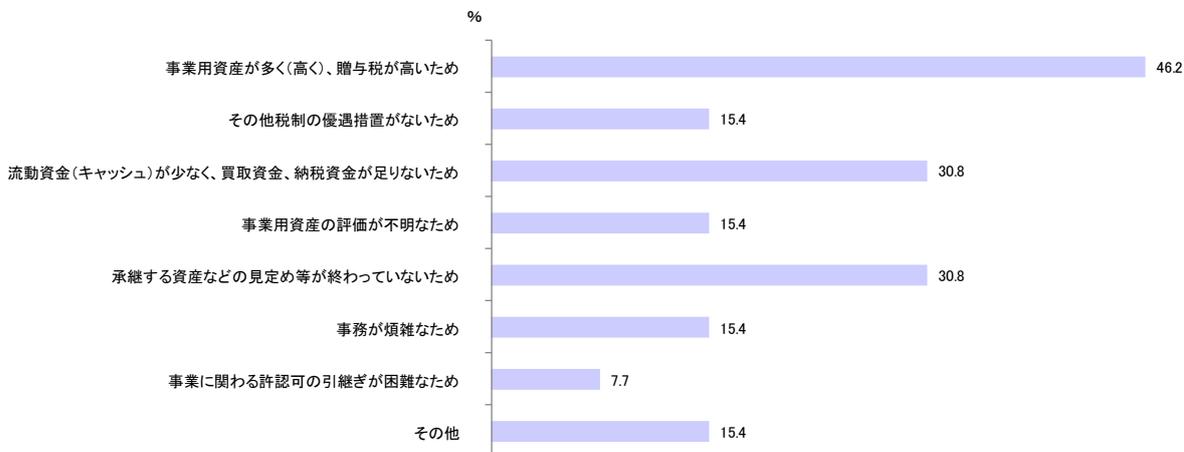
N = 41



(15) 贈与・譲渡を検討されていない理由 (複数回答可)

「事業用資産が多く(高く)、贈与税が高いため」が46.2%と最も高く、次いで「流動資金(キャッシュ)が少なく、買取資金、納税資金が足りないため」及び「承継する資産などの見定め等が終わっていないため」が30.8%となっている。

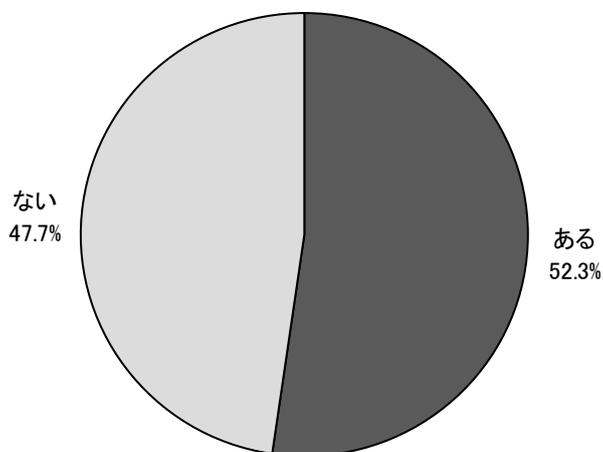
N = 13



(16) 相続税の負担についての不安 (単一回答)

「ある」は52.3%、「ない」は47.7%となっている。

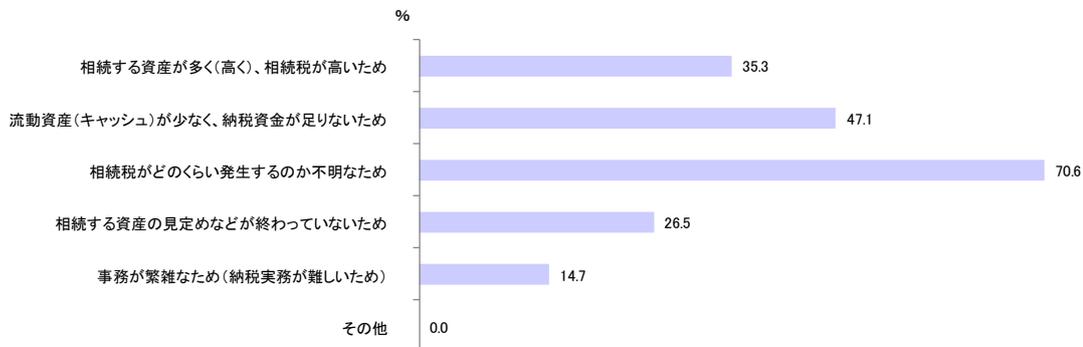
N = 65



(17) 相続税の負担についての不安の理由（複数回答可）

「相続税がどのくらい発生するのか不明なため」が70.6%と最も高く、次いで「流動資産（キャッシュ）が少なく、納税資金が足りないため」が47.1%、「相続する資産が多く（高く）、相続税が高いため」が35.3%となっている。

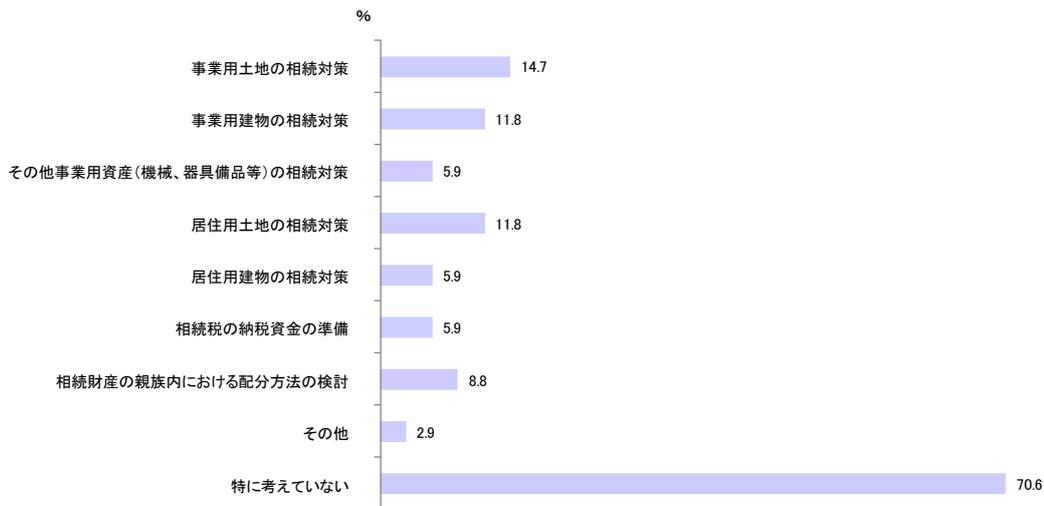
N = 34



(18) 相続対策で行っている取組（複数回答可）

「特に考えていない」が70.6%と最も高く、次いで「事業用土地の相続対策」が14.7%、「事業用建物の相続対策」及び「居住用土地の相続対策」が11.8%となっている。

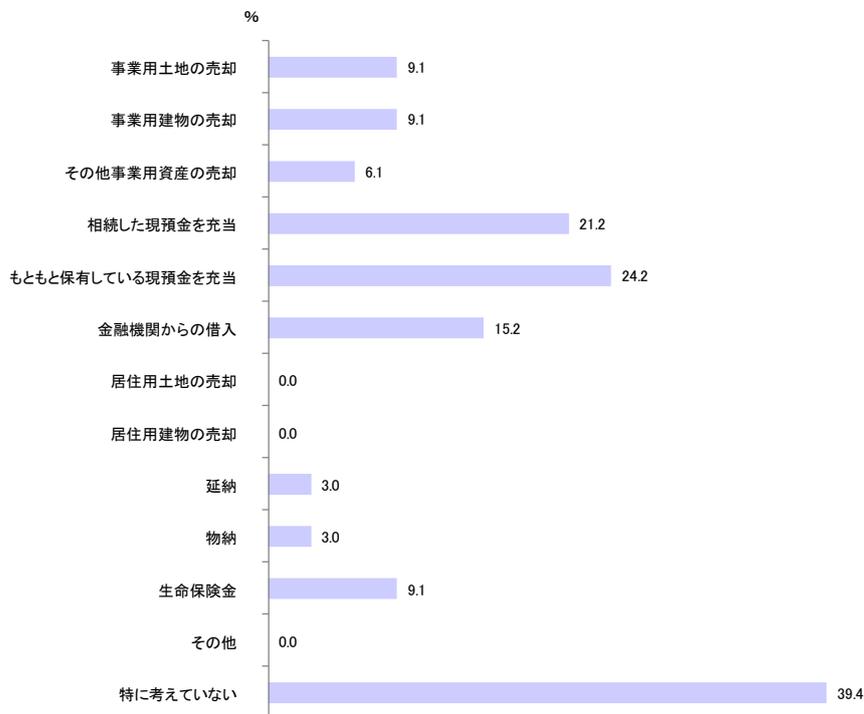
N = 34



(19) 相続税・贈与税の納税資金の予定している原資（複数回答可）

「特に考えていない」が39.4%と最も高く、次いで「もともと保有している現預金を充当」が24.2%、「相続した現預金を充当」が21.2%となっている。

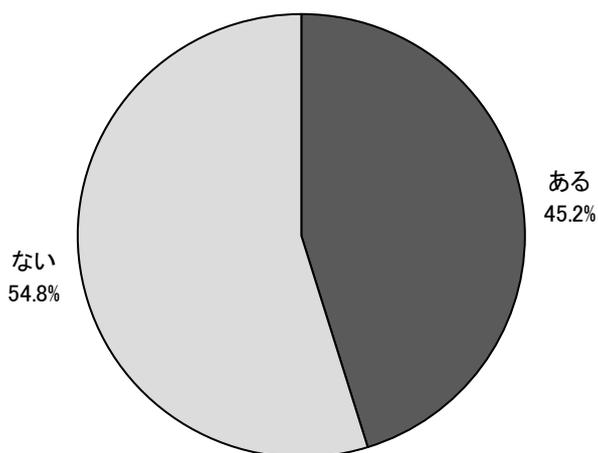
N = 33



(20) 相続税の負担、不安などを理由に、廃業を考えたこと（単一回答）

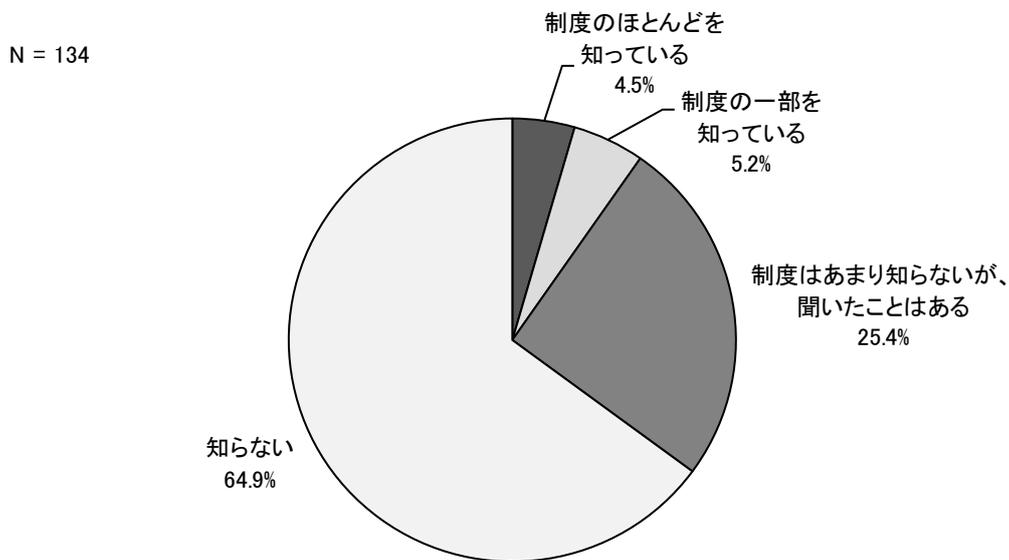
「ある」は45.2%、「ない」は54.8%となっている。

N = 31



(21) 個人版事業承継税制の認知（単一回答）

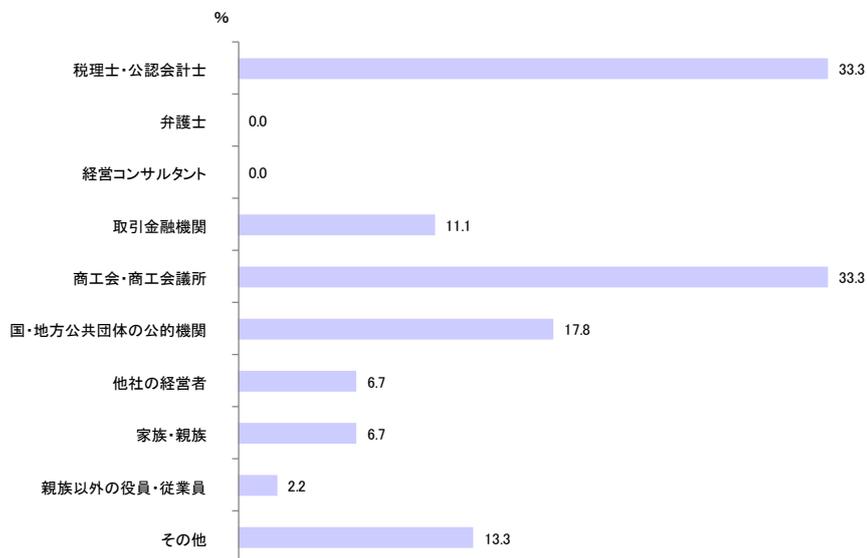
「知らない」が64.9%と最も高く、次いで「制度はあまり知らないが、聞いたことはある」が25.4%、「制度の一部を知っている」が5.2%となっている。



(22) 本税制に関して認知したきっかけ（単一回答）

「税理士・公認会計士」及び「商工会・商工会議所」が33.3%と最も高く、次いで「国・地方公共団体の公的機関」が17.8%となっている。

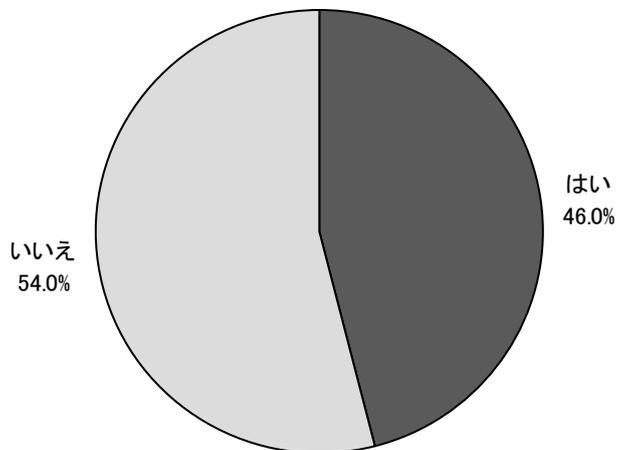
N = 45



(23) 個人版事業承継税制の利用意向 (単一回答)

「はい」は46.0%、「いいえ」は54.0%となっている。

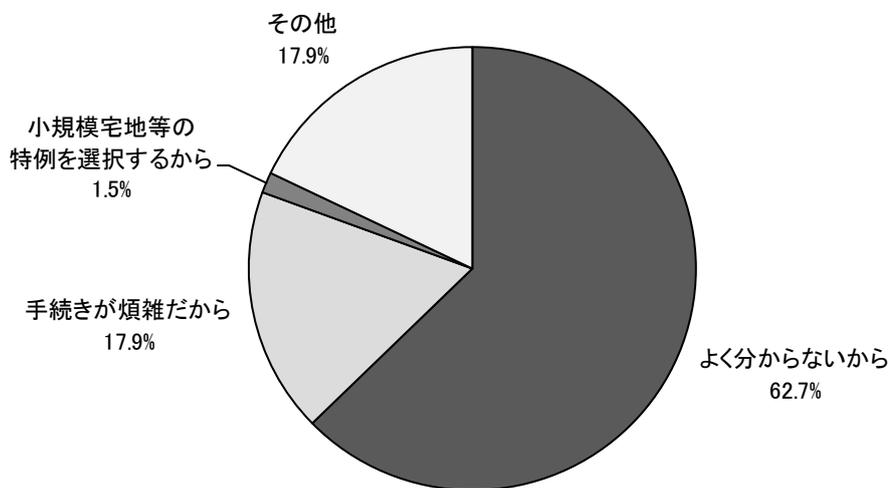
N = 124



(24) 利用したくないと考える理由 (単一回答)

「よく分からないから」が62.7%と最も高く、次いで「手続きが煩雑だから」及び「その他」が17.9%となっている。

N = 67



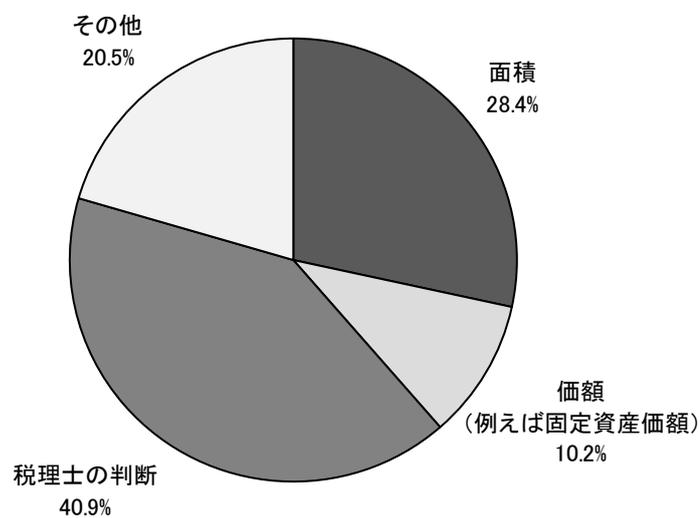
7. 資産の保有状況及び事業用資産について

(1) 現在、事業に供している資産と、日常生活で使用している資産の切り分け方法について

(単一回答)

「税理士の判断」が40.9%と最も高く、次いで「面積」が28.4%、「その他」が20.5%となっている。

N = 88

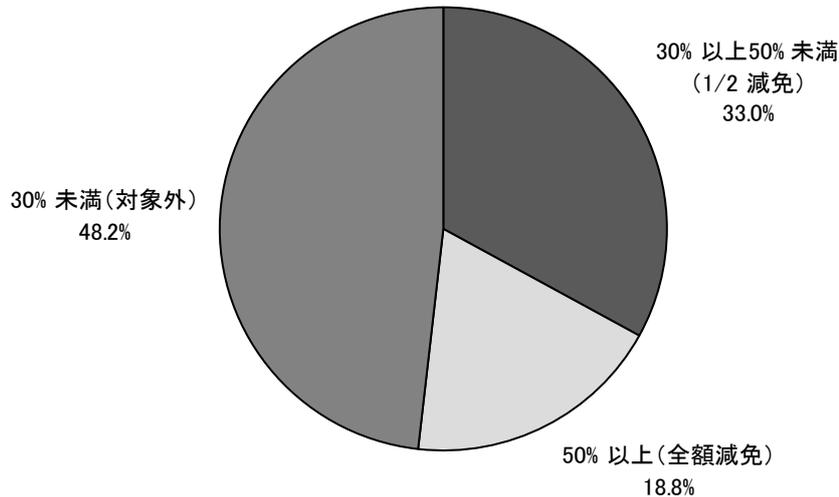


8. 固定資産税・都市計画税の減免について

(1) 2020年 2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率について、現時点での割合（単一回答）

「30%未満（対象外）」が48.2%と最も高く、次いで「30%以上50%未満（1/2減免）」が33.0%、「50%以上（全額減免）」が18.8%となっている。

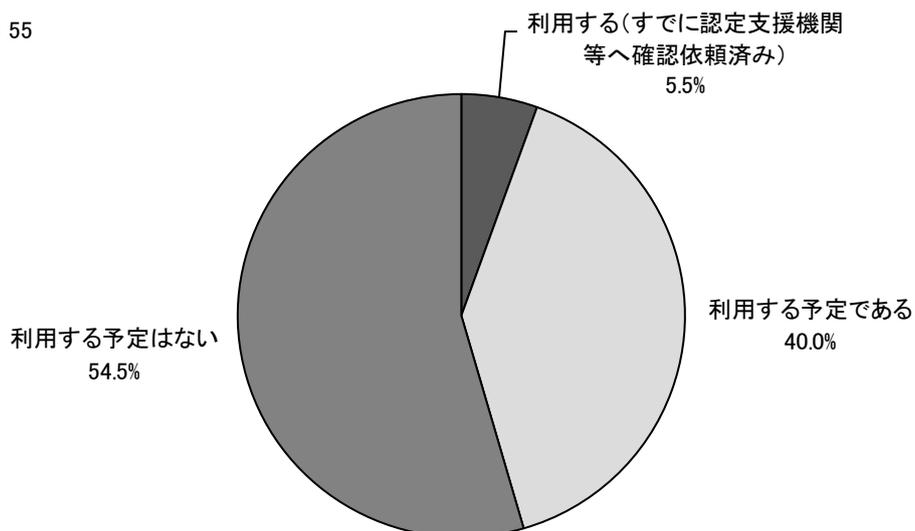
N = 112



(2) 本税制措置についての利用意向（単一回答）

「利用する予定はない」が54.5%と最も高く、次いで「利用する予定である」が40.0%、「利用する（すでに認定支援機関等へ確認依頼済み）」が5.5%となっている。

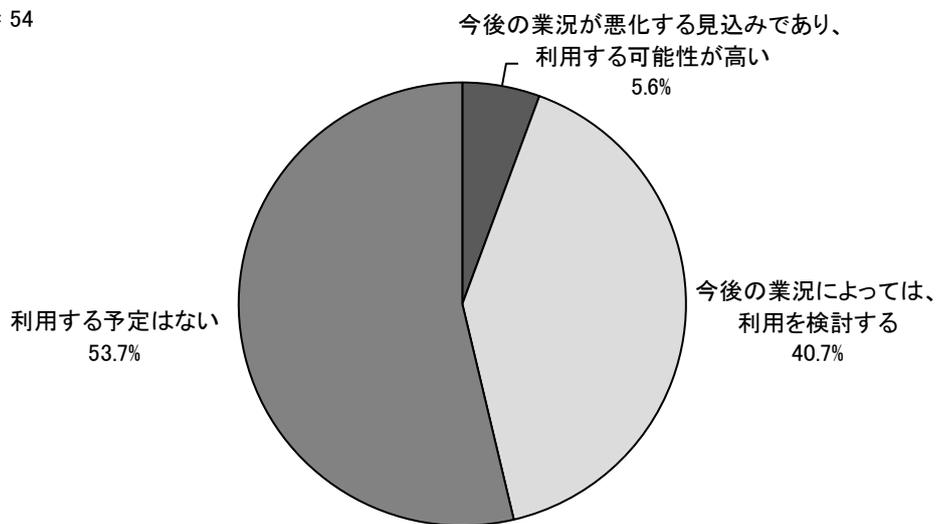
N = 55



(3) 各事業者における今後の業況見込み及び本税制措置についての利用意向（単一回答）

「利用する予定はない」が53.7%と最も高く、次いで「今後の業況によっては、利用を検討する」が40.7%、「今後の業況が悪化する見込みであり、利用する可能性が高い」が5.6%となっている。

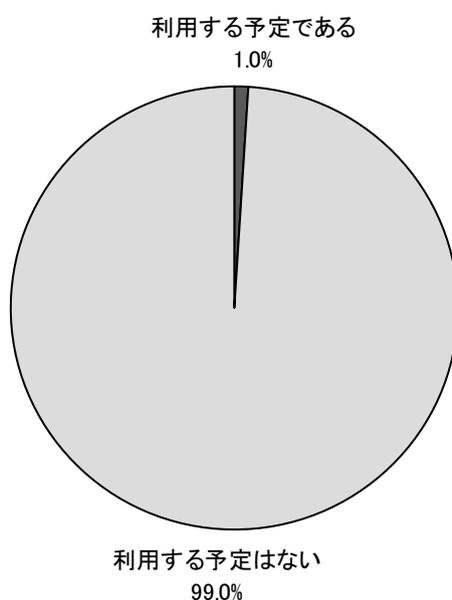
N = 54



(4) 固定資産税の特例（固定ゼロ）の拡充・延長措置を受けて、事業用家屋及び構築物に係る新規設備投資を行い、令和3年度分の固定資産税の特例措置の適用を受ける予定（単一回答）

「利用する予定である」は1.0%、「利用する予定はない」は99.0%となっている。

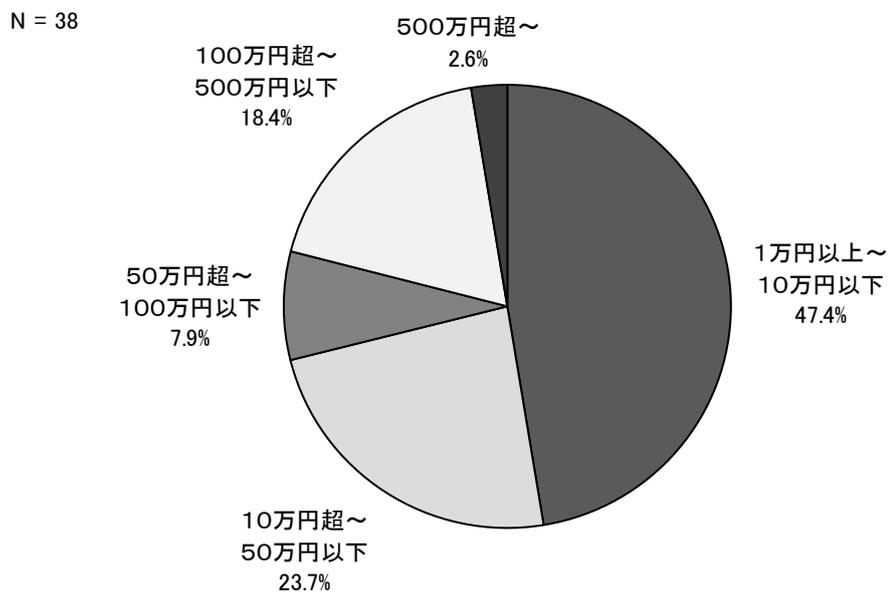
N = 105



9. 印紙税について

(1) 第2号(請負に関する契約書)文書に記載された契約金額について(単一回答)

「1万円以上～10万円以下」が47.4%と最も高く、次いで「10万円超～50万円以下」が23.7%、「100万円超～500万円以下」が18.4%となっている。

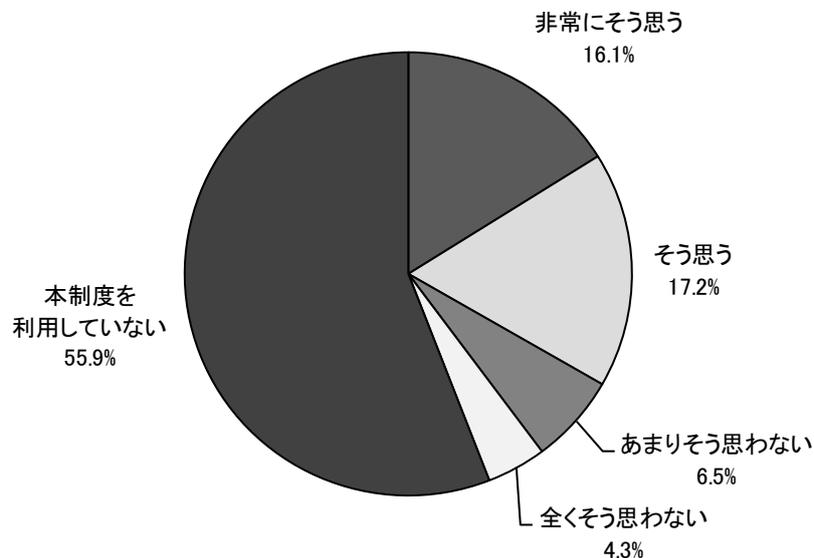


10. 税務手続き関連の事務負担について

(1) 納税に当たり電子申告の導入、また、紙申告に比して事務負担の軽減につながっているかについて（単一回答）

「本制度を利用していない」が55.9%と最も高く、次いで「そう思う」が17.2%、「非常にそう思う」が16.1%となっている。

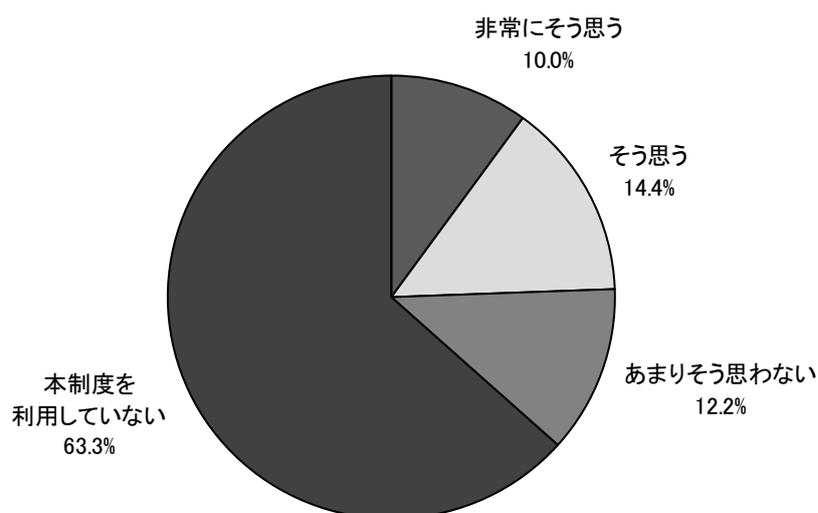
N = 93



(2) 電子帳簿等保存法の規定に基づく承認を受けた帳簿書類等の電子保存は、帳簿書類等の保存に係る事務負担軽減につながっているかについて（単一回答）

「本制度を利用していない」が63.3%と最も高く、次いで「そう思う」が14.4%、「あまりそう思わない」が12.2%となっている。

N = 90



VI. 定量分析

1. 法人税軽減税率による中小企業の財務基盤の安定・強化に係る定量分析

(1) 法人税軽減税率の概要

中小法人（資本金1億円以下）、一般社団法人、公益法人等の所得金額 年800万円以下の部分については、税率が19%（本則）から15%に軽減される。

財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（下表）によると、平成30年度における本制度の適用法人数は91万7,219社、適用総額（所得金額800万円以下の合計額）は3兆6,674億円である。なお、この適用総額から軽減された減税額を推計すると1,467億円（3兆6,674億円×4%）となる。

軽減税率の適用法人数、適用総額の推移

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
適用法人数（社）	803,092	847,100	888,982	917,219
適用総額（億円）	30,900	33,047	35,179	36,674

出所：財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」

※適用法人数、適用総額は、単体法人と連結法人の合計。

※適用総額は、本措置の対象となる企業の所得金額（800万円以下の部分）の合計。

(2) 分析

●目的

アンケート調査の結果及びその他の公表資料から、法人税の軽減税率による中小企業の財務基盤の安定・強化の効果を定量的に明らかにすることである。

●仮説

法人税率が軽減されることにより所得が増加し、自己資本比率の上昇やキャッシュフローの改善が期待される。そこで本分析では、本則(19%)と現行(15%)での自己資本比率の変化を比較する。また、そのキャッシュフローの増加部分が設備投資、雇用者の賃金に振り向けられた場合を想定し、その効果を測定する。

●計算・推計方法

➤ 推計のセグメント

- ・国税庁「会社標本調査」では、資本金階級ごとの法人税額が公表されている。そこで、企業の資本金規模ごと(※)に推計を行う。また、この国税庁公表の資本金階級ごとの法人税とアンケート調査から母集団推計用の拡大係数を算出する。

※ 資本金規模 区分

200 万円未満
200 万円以上 ～ 500 万円未満
500 万円以上 ～ 1,000 万円未満
1,000 万円以上 ～ 2,000 万円未満
2,000 万円以上 ～ 5,000 万円未満
5,000 万円以上 ～ 1 億円以下

➤ 法人税

- ・母集団の法人税(資本金規模を合計額)は、「会社標本調査(資本金階級別)」(国税庁)の公表データを用いる。但し、令和元年度は未公表であるため、平成30年度の公表データとアンケート調査(平成30年度の値)を用いて推計する。

➤ 減税額

- ① 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)の適用額に0.04(4%)を乗じた額を減税額の総額とする。
- ② アンケート調査より、資本金階級別に法人税額、減税額(法人税額が120万円以上の場合は32万円、法人税額が120万円以下の場合は所得金額に4%を乗じる)を計算し、集計する。
- ③ 資本金階級別に会社標本調査の資本金階級別法人税額を②の法人税額で除した値を母集団推計用の拡大倍率とし、これを②の減税額に乗じたものを暫定的な減税額とする。
- ④ ③の資本金階級ごとの減税の合計額は①に一致しない。そこで、①を③の資本金階級ごとの減税の合計額で除した値を調整係数とし、この調整係数を③の減税額に乗じた額を資本金階級ごとの減税額とする。

➤ 自己資本比率

- ・アンケート調査より資本金階級ごとの純資産額、総資産額を計算し、それをもとに自己資本比率=純資産額/総資産額として計算する。本則(19%)の場合は、自己資本比率=(純資産額-減税額)/(総資産額-減税額)として計算する。

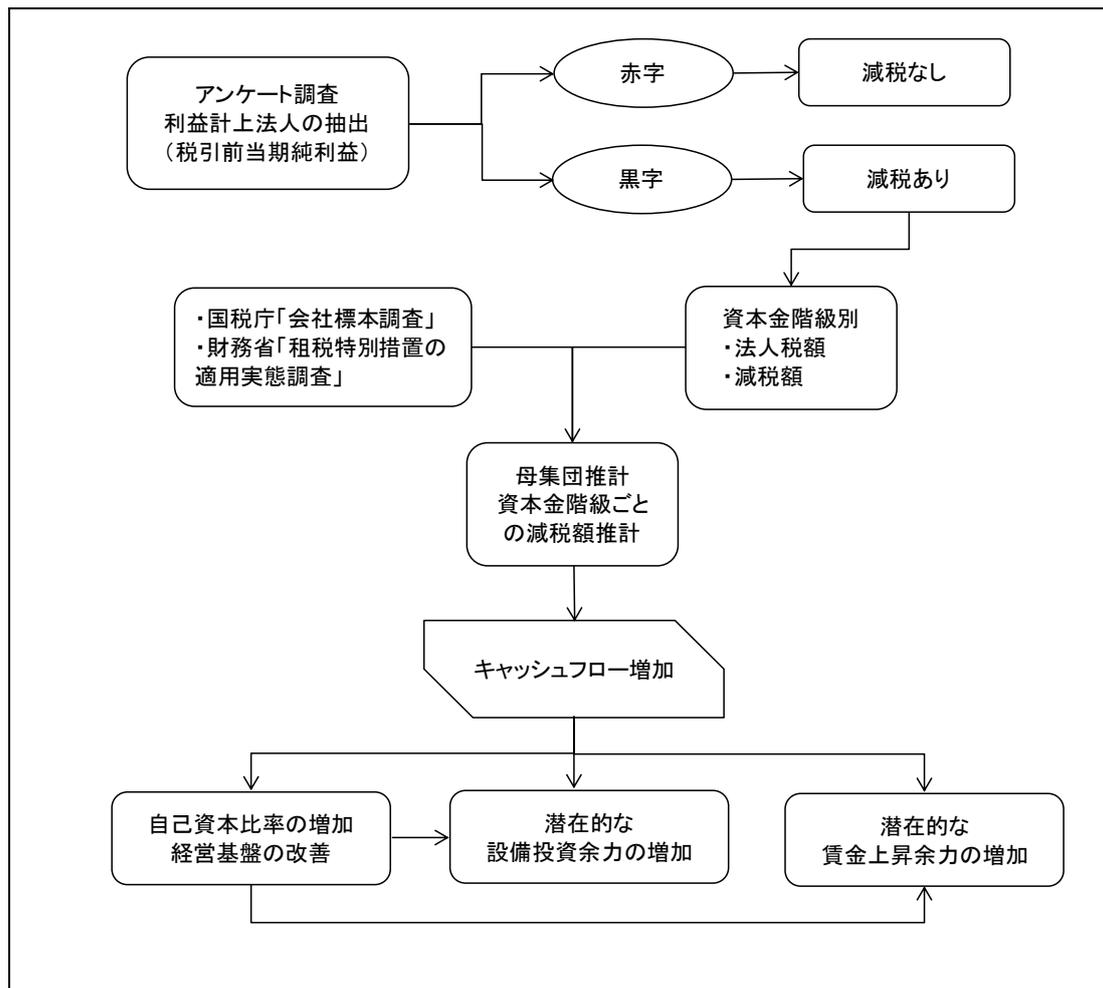
➤ 潜在設備投資余力

- ・企業が税率の軽減により生じたキャッシュを用いて設備投資を行った場合の金額を、潜在設備投資余力として計測する。

➤ 従業員一人当たり賃金上昇余力額

- ・企業が減税額を従業員の賃金として使用した場合の従業員一人当たり還元される金額。減税額を資本金階級別の従業員数で除した値とする。

法人税軽減税率による中小企業の財務基盤の安定・強化に係る分析フロー



(3) 分析結果

●自己資本比率の改善度

令和元年度の減税額は1,646億円と推計した(※1)。資本金200～500万円未満の階級での減税額が554億円で最大となっている。自己資本比率の改善度は、200～500万円未満の階級が最も大きく0.078%となった。

資本金	R1年度				
	法人税額(※1) (億円)	減税額 (億円)	自己資本比率(%)		
			①本則(19%) ベース	②現行(15%) ベース	差分②-①
～200万円未満	2,046	88.3	44.666	44.694	0.028
200～500万円未満	3,634	554.3	33.163	33.241	0.078
500～1000万円未満	10,725	450.6	46.610	46.640	0.030
1000～2000万円未満	4,974	318.7	41.790	41.820	0.030
2000～5000万円未満	12,863	104.4	47.194	47.199	0.005
5000万円～1億円以下	10,737	129.2	52.031	52.036	0.005
1億円以下計	44,980	1,646	-	-	-

※1：国税庁「会社標本調査」が未公表のため、令和元年度の法人税は、平成30年度の公表値、アンケート調査の結果をもとに推計した。

資本金	H30年度				
	法人税額 (億円)	減税額 (億円)	自己資本比率(%)		
			①本則(19%) ベース	②現行(15%) ベース	差分②-①
～200万円未満	2,329	52.7	64.667	64.678	0.011
200～500万円未満	4,848	399.4	33.922	34.011	0.089
500～1000万円未満	10,527	515.4	47.766	47.793	0.027
1000～2000万円未満	4,687	261.9	37.949	37.978	0.029
2000～5000万円未満	12,674	110.5	51.127	51.132	0.005
5000万円～1億円以下	11,218	127.1	47.778	47.784	0.006
1億円以下計	46,283	1,467	-	-	-

資本金	H29年度				
	法人税額 (億円)	減税額 (億円)	自己資本比率(%)		
			①本則(19%) ベース	②現行(15%) ベース	差分②-①
～200万円未満	1,904	50.8	58.290	58.299	0.009
200～500万円未満	4,653	414.7	28.860	28.930	0.071
500～1000万円未満	10,036	443.5	42.620	42.643	0.023
1000～2000万円未満	4,356	280.8	33.371	33.401	0.031
2000～5000万円未満	10,297	111.1	41.202	41.207	0.004
5000万円～1億円以下	10,740	106.3	47.356	47.361	0.005
1億円以下計	41,986	1,407	-	-	-

●設備投資、賃金に振り向けられた場合の効果

減税額の効果を段階的に測るため、減税額が設備投資、賃金上昇に100%、70%、40%に振り向けられた場合を想定して分析する。

令和元年度の減税額を企業が設備投資に100%振り向ければ1,646億円、40%としても658億円の設備投資が行われたと見積もることができる。また、従業員一人当たりの賃金に振り向けられたとすれば、1,655円～24,553円程度の賃金上昇と見積もることができる。

R1年度

資本金	潜在設備投資余力（億円）			従業員一人当たり賃金上昇余力額（円）		
	100%	70%	40%	100%	70%	40%
～200万円未満	88.3	61.8	35.3	10,976	7,683	4,390
200～500万円未満	554.3	388.0	221.7	24,553	17,187	9,821
500～1000万円未満	450.6	315.4	180.2	6,838	4,787	2,735
1000～2000万円未満	318.7	223.1	127.5	13,733	9,613	5,493
2000～5000万円未満	104.4	73.1	41.8	6,918	4,842	2,767
5000万円～1億円以下	129.2	90.5	51.7	4,139	2,897	1,655
1億円以下計	1,646	1,152	658	-	-	-

H30年度

資本金	潜在設備投資余力（億円）			従業員一人当たり賃金上昇余力額（円）		
	100%	70%	40%	100%	70%	40%
～200万円未満	52.7	36.9	21.1	4,673	3,271	1,869
200～500万円未満	399.4	279.6	159.8	24,805	17,364	9,922
500～1000万円未満	515.4	360.8	206.1	7,754	5,428	3,102
1000～2000万円未満	261.9	183.3	104.8	9,776	6,843	3,910
2000～5000万円未満	110.5	77.4	44.2	7,269	5,088	2,908
5000万円～1億円以下	127.1	88.9	50.8	4,130	2,891	1,652
1億円以下計	1,467	1,027	587	-	-	-

H29年度

資本金	潜在設備投資余力（億円）			従業員一人当たり賃金上昇余力額（円）		
	100%	70%	40%	100%	70%	40%
～200万円未満	50.8	35.6	20.3	4,312	3,018	1,725
200～500万円未満	414.7	290.3	165.9	18,131	12,692	7,252
500～1000万円未満	443.5	310.5	177.4	6,388	4,472	2,555
1000～2000万円未満	280.8	196.5	112.3	10,388	7,272	4,155
2000～5000万円未満	111.1	77.7	44.4	5,467	3,827	2,187
5000万円～1億円以下	106.3	74.4	42.5	3,479	2,435	1,391
1億円以下計	1,407	985	563	-	-	-

●効果のインプリケーション

➤ 自己資本比率の改善

- ・法人税率の軽減制度により、平成 29 年度には 1,407 億円、同様に、平成 30 年度 1,467 億円、令和元年度 1,646 億円の減税が行われたと推計される。これにより、自己資本比率が改善されたことがわかる。

➤ 設備投資の効果

- ・設備投資に振り向けられた場合の効果の意味は次のように解釈される。例えば、毎年減税額の 1,646 億円がすべて IT 投資に使われたと仮定すると、これによる GDP の増加は約 3,678 億円 (=500/29*0.12937*1646, GDP532 兆円、IT ストック 30.8 兆円、IT ストックの弾性値 0.14049、投資額 1,646 億円)となる。さらに、IT ストックは、単年度ですべて減耗(会計上、30 万円以上の PC の償却期間は 5 年、30 万円以下の場合は即時償却)することはないので(使用年数は少なくとも 5 年以上を見積もることが可能)、継続的に本措置が実施されるならば、その効果は、少なくとも上記の 3,678 億円の 2~3 倍の効果を見積もることができる。

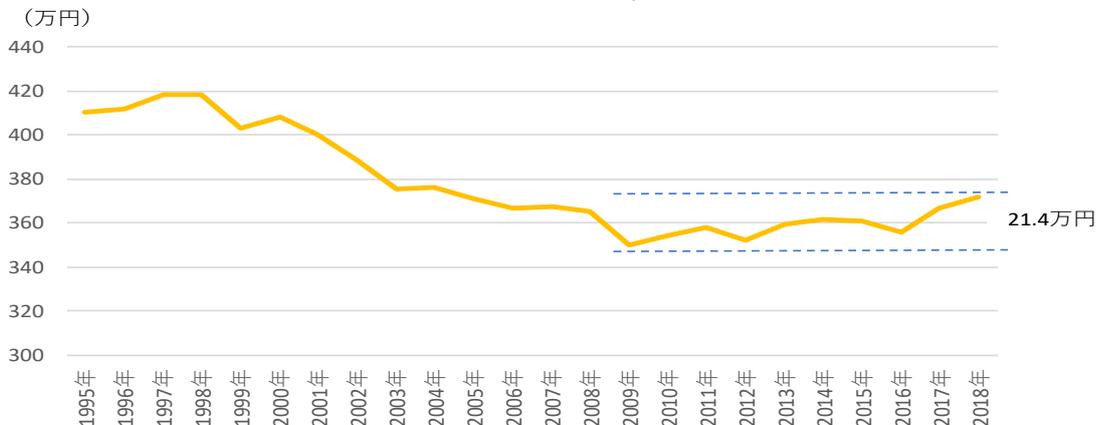
➤ 賃金上昇の効果

- ・減税額のすべてが従業員の賃金になったと仮定すると、資本金 200 万円以下の企業では、一人あたり 10,976 円、200~500 万円未満では 24,553 円等と見積もられる。

下のグラフは、近年の平均給与の推移を表したものである。リーマンショック後の 2009 年~2018 年の 10 年間で上昇した額は 21.4 万円、年平均 21,400 円である。

一見、算出された潜在的な賃金上昇を下支えする効果は小さく見えるが、10 年間における年平均給与上昇額の実態を鑑みると、本措置が賃金上昇へ与える潜在的なインパクトは大きいと言えるであろう。

平均給与の推移



出所：民間給与の実態調査（国税庁）

2. 中小企業向け設備投資関連税制による設備投資促進効果とその経済効果に関する企業データに基づく計量経済分析

(1) 分析の目的

本分析が対象とする租税特別措置は、設備投資コストの回収期間の短縮化を図り、資本サービス価格を低減させ、設備投資しやすい環境を整えることによって、設備投資を促し、同時にキャッシュフローを豊かにし、経営環境改善の好循環を生み出すことをそのねらいとしている。

本分析の目的は、租税特別措置による設備投資促進効果を推計し、その設備投資需要増による我が国経済へのインパクト、さらに、それらの生産設備が耐用年数期間中稼働することによる生産効果（GDP拡大効果）を定量的に把握することである。

(2) 分析対象となる中小企業向け設備投資関連税制の範囲

本分析は、下記の4つの租税特別措置を対象とする。

- ① 中小企業投資促進税制による資本金1億円以下の中小企業者等が一定金額以上の機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、船舶を取得した場合の特別償却（30%）又は資本金3千万円以下の企業が認められる法人税の税額控除（7%）
- ② 中小企業経営強化税制による資本金1億円以下の中小企業者等が一定金額以上の機械装置、測定工具・検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェアで、同税制が定める要件を満たす財を取得した場合の即時償却又は法人税の税額控除（7%又は10%）
- ③ 商業・サービス業・農林水産業活性化税制（商サ）による商業・サービス業等の中小企業が一定金額以上の器具備品、建物附属設備を取得した場合の特別償却（30%）又は資本金3千万円以下の中小企業に適用される法人税額の税額控除（7%）
- ④ 生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例による資本金1億円以下の中小企業者等が同制度に定める要件を満たす一定金額以上の機械装置、測定工具・検査工具、器具備品、建物附属設備を取得した場合の固定資産税の軽減（3年間0～1/2に軽減）

(3) 分析方法

使用データ

設備投資に関わる企業行動は、個々の企業の複雑な経営環境下で実施される。また今回分析対象とする租税特別措置は対象資本財の種類も多く、多様（分散が大きい）であることから、分析によって有意な結果を得るには大量データを必要とし、その結果と精度はその使用するマイクロデータの質と量に強く依存する。

本分析では、今回のアンケートによって得られた法人企業の個票データのうち、令和元年度において、資本金1億円以下で建物附属設備、機械装置、工具器具備品、車両運搬具（普通貨物自動車、船舶を含む）、ソフトウェアのいずれかの財を取得し、法人税額、所得金額ともに欠損値でない個票データを使用する。なお、設備投資額として固定資産に計上されているもので、10万円に満たない金額は異常値とみなし、取得額が30万円以下の財については、企業が少額減価償却の特例を活用し即時償却するものと仮定する。

また、後述する設備投資関数の推計においては、上記条件に加え、当期および前期の従業者数、前期の有形固定資本額（土地を除く）、前期の減価償却費に欠損値の無いデータを使用する。

分析の大まかな流れ

◇ステップ 1

はじめに、租税特別措置が資本サービス価格をどの程度低減させるかをシミュレーション（後述する式③.A～③.C）し、その資本サービス価格低減による設備投資促進効果を、設備投資関数（説明変数に資本サービス価格を含む）と租税特別措置の対象である資本金 1 億円以下の企業が同期間に実施した建物を除く設備投資額から推計（同式⑥）する。

上記の租税特別措置による資本サービス価格の低減率は、本分析が対象とする租税特別措置制度が皆無の場合の資本サービス価格を基準としている。そのため、本分析では、特別措置現状ケースと租税特別措置制度皆無ケースについて、それぞれ資本サービス価格をシミュレーションする。

◇ステップ 2

租税特別措置によって促進された設備投資需要が我が国経済に及ぼすインパクトについて、産業連関分析（波及効果分析）を行う。

◇ステップ 3

租税特別措置によって増加した生産設備が、耐用年数の間に生産活動を担うことによる将来にわたる生産効果を、生産関数から導いた資本サービスの限界生産力を用いて推計（同式⑦）する。

◆ 資本サービス価格のシミュレーションの方法

計算式

資本サービスの価格は、Dale W. Jorgenson の方法により測定する。すなわち、資本サービス価格は、その資本財による資本サービスの将来のレンタル価格の現在価値と資本財の取得価格の等価性を仮定することにより導出される（式の簡略化のため、まずは、法人税を考慮しない）。

$$q(t) = \int_t^{\infty} e^{-(r+\pi)(s-t)} e^{-\delta(s-t)} c(s) ds \dots \textcircled{1}$$

$q(t)$: 資本財の取得単位価格 (=1)

$c(s)$: 資本サービスの単位価格

r : 収益率 (=利率) (一定を仮定)

π : 資本財の取得単位価格の変化率

δ : 経済的資本減耗率 (一定を仮定)

① を時間で微分することにより、以下の式を得る ($\pi=0$ を仮定する)。

$$c(t) = q(t)(r + \delta)$$

次に、法人税がある場合、資本財の取得価格は、通常、減価償却を費用計上できること、さらに、税額控除が認められるときには、それを法人税から控除できるので、式①を改変した以下の式により導出される。

$$(1 - k - uz)q(t) = \int_t^{\infty} e^{-[r(1-u)+\pi](s-t)} e^{-\delta(s-t)} (1 - u)c(s) ds \dots \textcircled{2}$$

式②を時間で微分して以下の式を得る ($\pi=0$ を仮定する)。

$$c(t) = q(t) \frac{1-k-uz}{1-u} [r(1-u) + \delta] \dots \textcircled{3-A}$$

k : 税額控除率 (企業が特別償却を選択した場合は 0 になる)

u : 実効法人税率

z : 減価償却の現在割引価値

$$z = \int_t^{\infty} e^{-[r(1-u)+\pi](s-t)} D(t-s) ds$$

D : 法定減価償却関数

式③-A の資本サービス価格は、固定資産税に関わるコストを含んでいない。本分析では、固定資産税特例措置の効果を含めた分析を行うことから、式③-A に 1 単位の資本財取得額に対する将来固定資産税の現在価値を下記の式③-B から算出する。

$$PT(t) = q(t) \left[\left(\frac{1-\omega/2}{1+r} \right) + \sum_{i=2}^{\tau} \left(\frac{1-\omega/2}{1+r} \right) \left(\frac{1-\omega}{1+r} \right)^{i-1} \right] p \dots \textcircled{3-B}$$

PT : 資本財取得単位価格当たり将来固定資産税の現在価値

ω : 固定資産税制における減価償却率 : 法人税制における減価償却率とは異なり、耐用年数経過後の残存率 10% の定率償却

τ : 耐用年数

p : 固定資産税の標準税率 (1.4%)

なお、式③-B は固定資産税の軽減がなされないケースであり、3 年間軽減される場合は、次式により算出する。

$$PT(t) = q(t) \left[\left(\frac{1-\omega/2}{1+r} \right) + \sum_{i=2}^3 \left(\frac{1-\omega/2}{1+r} \right) \left(\frac{1-\omega}{1+r} \right)^{i-1} \right] (1 - \alpha) p + q(t) \left[\sum_{i=4}^{\tau} \left(\frac{1-\omega/2}{1+r} \right) \left(\frac{1-\omega}{1+r} \right)^{i-1} \right] p \dots \textcircled{3-C}$$

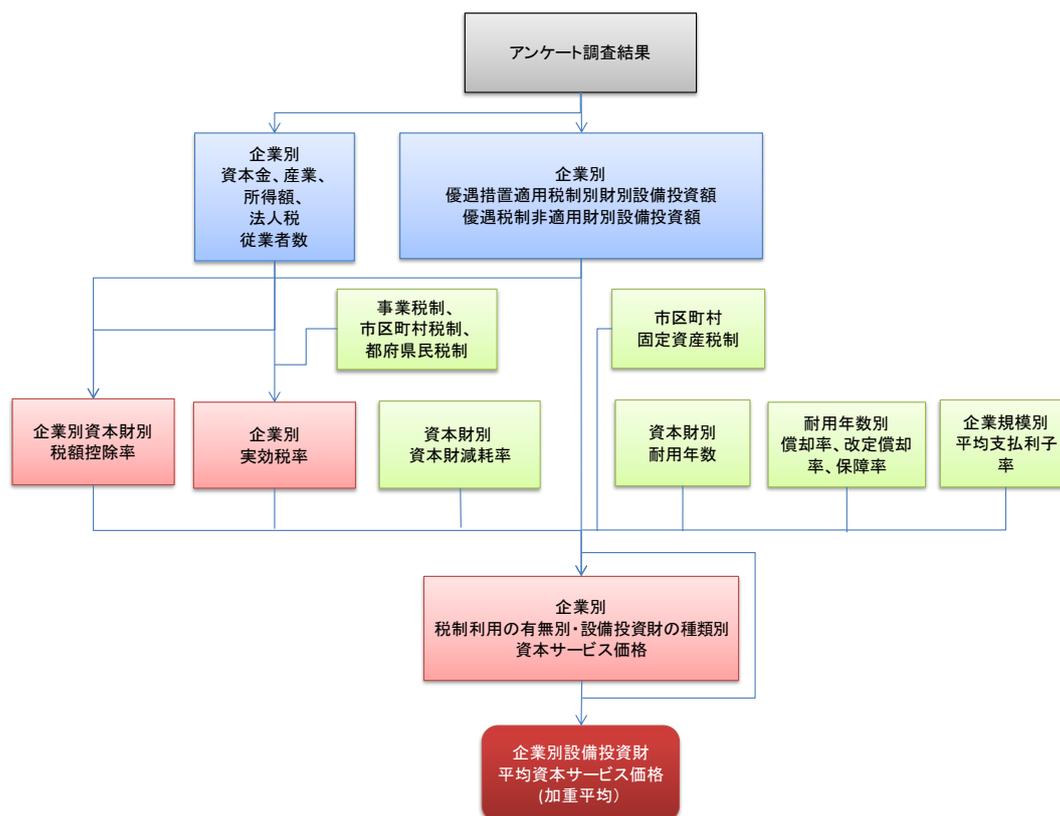
α : 固定資産税の軽減率…「生産性向上特例措置法」に基づく固定資産税軽減率については、各地方自治体の裁量となっているが、東京都をはじめとする自治体の大多数が 3 年間 100% を減免していることから、本分析では、 $\alpha=1$ と仮定する。

各企業の資本サービス価格の推計は、本分析作業の中でも最も重要なプロセスの1つである。それぞれの企業の資本サービス価格は、資本金や所得額の多寡、法人税制、所在地の住民税制などによって決まる実効税率と、支払利率、設備投資財構成、促進税制等の適用の有無により違いが生ずる。

本分析においては、次図のフローに示すように、企業ごとに税制に則して実効税率を算出し、ついで租税特別措置が適用された財ごと（建物附属装置、機械装置、工具器具・備品、ソフトウェア、普通貨物トラック、船舶）に、企業の支払利率、財別の耐用年数、その耐用年数に対応する償却率、改定償却率、保障率、経済的資本減耗率、特別償却の有無、税額控除の有無と内容を反映させ資本サービス価格を推計する。また同様に租税特別措置適用外の設備投資（建物を除く）についても、財ごとに資本サービス価格を推計し、それら個々に推計した資本サービス価格について、当該設備投資額をウェイトとする加重平均を算出し、企業毎の資本サービス価格とする。

なお、償却資産の固定資産税の免税点は150万円であるが、上記計算では各社とも150万円超の償却資産を将来ともに保有するものと仮定する。

【資本サービス価格のシミュレーションフロー】



◆ 租税特別措置による設備投資増加効果の推計方法

分析に用いる設備投資関数

租税特別措置による設備投資増加効果の推計には、資本サービス価格を説明変数に含む下式のような設備投資関数を用いる必要がある。

$$I_{i,t}/L_{i,t} = \text{Exp}(C + \beta_1 CSP_{i,t} + \beta_2 D_{i,t-1}/L_{i,t-1} + \beta_3 K_{i,t-1}/L_{i,t-1} + \beta_4 Dm_{i,t} + \varepsilon) \dots \textcircled{4}$$

$I_{i,t}$: 企業*i*の*t*年の設備投資額

$CSP_{i,t}$: 企業*i*の*t*年の資本サービス価格(平均1に標準化)

$D_{i,t-1}$: 企業*i*の*t-1*年の減価償却額

$K_{i,t-1}$: 企業*i*の*t-1*年の固定資本ストック

$L_{i,t-1}$: 企業*i*の*t-1*年の従業者数

$Dm_{i,t}$: 企業*i*の*t*年の製造業/非製造業ダミー変数

上記の式③を対数変換し、⑤がえられる。

$$\text{Ln} \left(\frac{I_{i,t}}{L_{i,t}} \right) = C + \beta_1 CSP_{i,t} + \frac{\beta_2 D_{i,t-1}}{L_{i,t-1}} + \frac{\beta_3 K_{i,t-1}}{L_{i,t-1}} + \beta_4 Dm_{i,t} + \varepsilon \dots \textcircled{5}$$

2020年度調査による設備投資関数の回帰分析結果

説明変数	統計量			
	偏回帰係数	t 値	P値	標準誤差
資本サービス価格	-1.48249	-3.79351	0.00015	0.39080
前年減価償却額(従業者一人当たり)	0.00000	7.03362	0.00000	0.00000
前年労働装備率	0.00000	9.43240	0.00000	0.00000
製造/非製造	0.31031	4.42843	0.00001	0.07007
定数項	8.22029	20.43728	0.00000	0.40222
自由度調整決定係数	0.07456			
データ件数	2,487			

上記の結果は、設備投資に関するマイクロデータの分析であることから、自由度調整決定係数は0.07456にとどまるが、肝心の資本サービス価格のパラメータは、マイナス1.48249と符号条件を満たし、t値もマイナス3.7935と大きく、資本サービス価格と設備投資額には、前年度減価償却費等の要因を捨象した上で、負の相関が認められることから、これを分析に用いることにする。

設備投資の増加額の推計式

中小企業関連投資税制による設備投資増加を、設備投資関数から導いた式に、上記の回帰分析の結果得られた資本サービス価格のパラメータ β_1 を用いた式⑥に基づき推計する。

$$\Delta I = I(\beta_1 \frac{\bar{c}^* - \bar{c}}{\bar{c}}) \dots \dots \dots \textcircled{6}$$

\bar{c} : 中小企業に設備投資の優遇措置がない場合の資本サービス価格の平均値

\bar{c}^* : 中小企業に設備投資の優遇措置がある場合の資本サービス価格の平均値

※ 注:回帰分析では資本サービスを平均1に標準化してある

(4) 中小企業関連投資税制の優遇措置によって促進された設備投資増額の推計結果

① 資本サービス価格のシミュレーション結果

2019年度について、租税特別措置が全く無いケース、中促通常措置のみが制度としてあるケースで平均資本サービス価格をシミュレーションし、次表に示す結果を得た。

中小企業関連税制の優遇措置による資本サービス価格の低減

ケース	平均資本サービス価格	ケース①からの低減率
①租税優遇措置無し	0.1923	
②租税優遇措置あり(現状)	0.1872	2.693%

(注)2019年度会計のデータ使用

平均資本サービス価格の計算は、下式のとおり。

$$\bar{C}_k = \sum_{i=1}^n \sum_{j=1}^m I_{i,j} C_{i,j}^k / \sum_{j=1}^m \sum_{i=1}^n I_{i,j} \dots \dots \dots \textcircled{7}$$

k : ケース番号 (1~3)

n : データ件数

m : 取得資産の種類数(8種類に分類)

$C_{i,j}^k$: i 企業 j 財の k ケースの資本サービス価格

$I_{i,j}$: i 企業 j 財の取得価額

取得資産の分類は、建設物附属装置、機械装置、検査工具・測定工具、工具、備品、船舶を除く車両運搬具（普通貨物自動車を含む）、船舶、ソフトウェア

結果は、「少額減価償却資産の特例」以外に租税特別措置が全くない場合に比べ、それらの優遇措置がある現状のケースは、資本金1億円以下の企業で、建設を除く資本財の資本サービス価格が、平均2.693%低下することを示している。

② 優遇税制対象企業の設備投資額の設定

式⑥に示すように優遇税制による設備投資の増加額の推計には、資本金1億円以下の企業が2019年度に実施した設備投資総額をデータとして与える必要がある。

直近の「法人企業統計」（財務省）によれば、2019年度に資本金1億円未満の金融業・保険業を除く全産業が実施した設備投資額は、ソフトウェア分を除いて14兆8,629億円である。

また、「法人企業統計」によると同カテゴリーの企業による2019年期首と2019年度末のソフトウェアの資産残高は、それぞれ998,344百万円と1,094,401百万円であることから、この間のソフトウェアへの設備投資額を推計すると、ソフトウェアの耐用年数5年、毎年償却率40%とし、全ての設備投資が期末に行われ、かつ改定償却率、保証率、残存切り替え年の影響を無視できると仮定すると、約4,954億円となり、資本金1億円未満の法人企業が2019年度に実施した設備投資総額は、合計で約15兆3,582億円と推計される。

なお、この金額には、資本金がちょうど1億円の企業の設備投資額は含まれていないことから、本分析対象企業の設備投資額の下限值に近い値とみてよいであろう。

また、優遇税制は建物への設備投資を対象としていないことから、この分を除いて考える必要があるが、ここでは設備投資に占める建物のシェアを国民経済計算の固定資本マトリックスを参考に25%と設定する。この分を除いて、2019年度の優遇税制の対象設備に対応する設備投資額を推計すると、約11兆5,186億円となる。

なお、資本金1億円未満企業の設備投資総額は、前年度と比較すると景気がピークアウトする中で16兆8,445億円から14兆8,627億円に約11.8%減少している。

③ 中小企業関連投資税制で促進された設備投資の推計結果

2019 年度について、中小企業関連投資税制による設備投資促進額は、式⑥に当てはめると、約 4,599 億円である。

本分析が対象とする優遇税制効果による設備投資増額

$\beta 1$ (回帰分析によるパラメータ)	-1.48249
資本サービス価格変化率	0.02693
設備投資額(億円)	115,186
優遇税制による設備投資増額(億円)	4,599

(5) 設備投資増加による経済インパクト

設備投資がなされる場合のマクロ経済への主なインパクト経路は、

- ① 設備投資による新規需要が後方産業に及ぼす生産波及の経路
- ② 設備を生産活動に使用することによる生産拡大の経路

の二つである、これらの経路について、それぞれインパクトを検討する。

① 設備投資需要の波及効果 (Backward Effect)

設備投資需要の増加による波及効果の計算は、平成 27 年産業連関表（総務省）の 187 部門表をもとに計算を行う。産業連関表（IO 表）において、設備投資需要に相当する部門は、最終需要項目の国内総固定資本形成（民間）であるので、この項目による波及効果を計算する。ただし、IO 表の国内総固定資本形成（民間）の項目には、設備投資促進税制の対象でない品目（農産品、鉱業品、屑副産物、建設部門等）等が含まれているので、それらについては控除して計測を行う。

設備投資額の増額分 4,599 億円による生産誘発額は 6,869 億円、GDP 誘発額は 2,871 億円、雇用誘発数は 2.87 万人となった。

	設備投資促進額 (億円)	生産誘発額 (億円)	GDP誘発額 (億円)	雇用誘発額 (万人)
中小企業設備投資 促進税制	4,599	6,869	2,871	2.87

② 設備活用による生産拡大効果 (Forward Effect)

設備投資によって資本ストックが1単位だけ増加した場合、生産量は資本ストックの限界生産力に相当する分だけ増加することが期待される。また、その効果は一時的なものではなく、設備の使用期間を通して継続するはずである。これは将来に生みだされる付加価値であるため、これを現在価値に換算すると、その合計は次式で表すことができる。

$$\Delta V = \Delta I \times me \int_0^u \frac{1}{(1+r)^t} (1-\delta)^t dt \dots \dots \dots \textcircled{7}$$

$$me \cong \alpha \frac{GDP}{K}$$

me : 資本財の限界生産力

u : 平均耐用年数

δ : 経済的有形固定資産減耗率

r : 利子率

α : 資本ストックのGDP弾性値

K : 資本ストック(マクロ)

V : 付加価値額

次表(生産拡大効果の試算結果)に示す前提条件の下で、中小企業関連税制による設備投資増額による生産拡大効果を試算すると、4,599億円の設備投資増に対し、その2.70倍にあたる1兆2,437億円の付加価値(現在価値変換)の増加が得られることが期待される。

③ 労働生産性の上昇効果

一般資本財、IT資本財の各資本装備率が、本措置による設備投資の増加により、増加した場合の労働生産性上昇率は、以下のように推計される(下式で ΔA は A の変化を表す)。

$$\text{労働生産性の上昇率} = \frac{\Delta \left(\frac{Y}{L} \right)}{\left(\frac{Y}{L} \right)} = \alpha \frac{\Delta \left(\frac{K_1}{L} \right)}{\left(\frac{K_1}{L} \right)} + (1 - \alpha - \beta) \frac{\Delta \left(\frac{K_2}{L} \right)}{\left(\frac{K_2}{L} \right)}$$

次表(生産拡大効果の試算結果)を用いて計算すると、0.03007%となる。

表. 生産拡大効果の試算結果

	単位	値		出 所
		一般財	IT財	
・中小企業関連税制による設備投資の増額	百万円	445,039	14,834	・本分析推計(ソフトウェアをIT財とする)
・資本ストックのGDP弾性値(α)		0.35782	0.12937	・総務省「令和元年度 ICTの経済分析に関する調査」
・2018年の資本ストック(2011年基準)	億円	6,668,713	308,373	・総務省「令和元年度 ICTの経済分析に関する調査」
・2019年のGDP(2015年価格)	億円	5,359,368		・内閣府「国民経済計算」
・生産設備の平均使用年数	年	16	5	・内閣府「民間企業投資。除却調査」の機械及び装置、車両及び運搬具、工具・器具及び備品、船舶の平均使用年と本アンケート調査の投資財構成による加重平均、ただし、ソフトウェアは法定耐用年数、
・経済的設備減耗率	%/年	7.2	6.9	・上記で推計した平均使用年数から推計
・2019年度借入金利比率(資本金1億円以下企業平均)	%/年	1.2		財務省「法人企業統計」
GDP拡大効果	億円	11,074	1,363	
		合計 12,437		
		設備投資増分の2.70倍		

(6) 分析結果のまとめ

中小企業関連投資税制の設備投資促進効果は、4,599 億円。その設備投資需要は、わが国 GDP を 2,871 億円、雇用者数を約 2.87 万人だけ誘発する効果がある。

また、増加された設備投資が耐用期間にわたって稼働することにより、約 1 兆 2,437 億円（現在価値換算）の付加価値が生み出されることが期待できる。

	中小企業関連投資 税制
①設備投資促進額	4,599
波① 及に 効よ 果る	
生産誘発額(億円)	6,869
GDP誘発額(億円)	2,871
雇用誘発数(万人)	2.87
②設備活用による 生産拡大効果(億円)(GDPベース)	12,437
③①の設備投資増加による 労働生産性上昇率(%)	0.03007

VII. 參考資料

1. アンケート調査票（法人企業向け）



「中小企業税制に関するアンケート調査」 ご協力をお願い

令和2年8月

各 位

中小企業庁事業環境部財務課

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

中小企業には税制上の優遇措置が手当されていますが、近年、こうした優遇措置の必要性が厳しく問われております。

そのため、中小企業庁では、中小企業に対する税制上の優遇措置の必要性等を検証することを目的に、アンケート調査を実施させていただきます。ご回答いただきました内容は、今後の税制改正のための基礎資料として反映させていただく予定です。

本アンケート調査の調査票の送付、回収、集計、取りまとめは、株式会社東京商工リサーチに委託しております。つきましては、ご多忙中、誠に恐縮ですが、本アンケート調査の趣旨と意義をご賢察のうえ、是非ともご協力下さいますようお願い申し上げます。

なお、ご回答いただいた内容は統計的に処理しますので、個々の調査票の結果が公表されることはございません。

※すでに WEB で回答済の方は、この調査票でのご回答は不要です

～ ご記入にあたって ～

- ① ご回答は、代表者の方でも経理担当の方でもご回答できる方であれば、いずれの方でも結構です。
- ② ご回答は令和2年8月1日時点としてご記入ください。
- ご回答は、同封の返信用封筒に入れて、**令和2年8月28日（金）**までに
ポストにご投函ください（切手不要）。

【お問い合わせ先】

（本アンケート調査の記入方法等についてご不明な点がある場合）

株式会社東京商工リサーチ

「中小企業税制に関するアンケート調査」調査事務局

（※ FAX、E-mail によるご回答も受け付けております）

【Q1】貴社の概況についてお聞きします。

※各種税制の経営への影響を定量的に把握するために、貴社の経営状況についておたずねします。ご協力をお願いいたします。

Q1-1 貴社の概要、ご回答者の所属部署名・役職等をご記入ください。
 選択肢の項目には○をご記入ください。（以下の設問も同様）

(ふりがな)			
貴社名			
所在地	〒		
所属部署名			
役職・お名前 ^(※)			
電話番号(代表)			
E-mail			
主たる業種 (○は1つだけ)	① 農業、林業 ② 漁業 ③ 鉱業、採石業、砂利採取業 ④ 建設業 ⑤ 製造業 ⑥ 電気・ガス・熱供給・水道業 ⑦ 情報通信業 ⑧ 運輸業、郵便業 ⑨ 卸売業 ⑩ 小売業 ⑪ 金融業、保険業 ⑫ 不動産業、物品賃貸業 ⑬ 学術研究、専門・技術サービス業 ⑭ 宿泊業、飲食サービス業 ⑮ 生活関連サービス業、娯楽業 ⑯ 教育、学習支援業 ⑰ 医療、福祉 ⑱ 複合サービス事業 ⑲ サービス業(他に分類されないもの) ⑳ 公務(他に分類されるものを除く) ㉑ 分類不能の産業		
創業年	西暦 [] 年	設 立 年 ※法人登記を行った年	西暦 [] 年
筆頭株主の 保有割合	① 株式 100%保有 ② 株式 2/3 以上保有 ③ 株式 1/2 以上保有 ④ 株式 1/2 未満保有	親企業の資本金	① 1億円以下 ② 1億円超 ③ 5億円以上 ④ なし
役員数	人(うち、親族内 人、親族外 人)		
直近の決算期 (決算年月)	平成/令和 [] 年 [] 月		

(※) 個人情報の管理につきましては、本調査票の最終ページをご参照ください。

Q1-2 貴社の財務情報や税務情報について、具体的な金額を直近3カ年についてご記入ください。
 なお、「0（ゼロ）」の場合は、「0」とご記入ください。
 ご記入に当たっては、次頁の注をご参考にしてください。（千円未満四捨五入）

			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度(*)	
決 算 書 項 目	損益計算書	売上高	千円	千円	千円	
		営業利益（※1）	千円	千円	千円	
		税引前当期純利益（※1）	千円	千円	千円	
	貸借対照表	有形固定資産		千円	千円	千円
			うち、土地の分	千円	千円	千円
		のれん（※2）	千円	千円	千円	
		総資産（※3）	千円	千円	千円	
		資本金	千円	千円	千円	
		純資産（※4）	千円	千円	千円	
		人件費（※5）	千円	千円	千円	
	減価償却費（※6）		千円	千円	千円	
		うち、当該事業年度取得分	千円	千円	千円	
	販売管理費明細	一般管理費		千円	千円	千円
			うち、人件費の分	千円	千円	千円
		交際費	千円	千円	千円	
		教育訓練費（※7）	千円	千円	千円	
	法定福利費（社会保険料）	千円	千円	千円		
	固定資産台帳	設備投資総額	千円	千円	千円	
		建物	千円	千円	千円	
		建物附属設備	千円	千円	千円	
		機械装置	千円	千円	千円	
		工具器具備品	千円	千円	千円	
		検査工具・測定工具	千円	千円	千円	
		工具	千円	千円	千円	
		車両運搬具	千円	千円	千円	
		普通貨物自動車	千円	千円	千円	
		船舶	千円	千円	千円	
ソフトウェア	千円	千円	千円			
従業員数（※8）	人	人	人			
税申告書項目（※9）	① 資本金等の額	千円	千円	千円		
	② 利益積立金	千円	千円	千円		
	③ 所得金額	千円	千円	千円		
	④ 法人税額	千円	千円	千円		
	⑤ 繰越欠損金控除額	千円	千円	千円		
	⑥ 繰越欠損金残額	千円	千円	千円		

（*）直近決算期を令和元年度として記入してください。

- (※1) 「営業利益」または「税引前当期純利益」がマイナスの場合は、数字の前に「△」をご記入ください。
- (※2) 「のれん」は貸借対照表の「資産の部」に計上されているものをご記載ください（「資産調整勘定」として計上されているものを含まず）。
- (※3) 「総資産」は貸借対照表の「資産の部 合計」をご記入ください。
- (※4) 「純資産」は貸借対照表の「純資産の部 合計」をご記入ください。
- (※5) 「人件費」については、従業員（※）の給与・賞与（勘定科目名は問わない）の合計額をご記入ください（法定福利費などの社会保険負担は含みません）。
※従業員は正社員及び契約社員を指します。役員、派遣社員は含みません。
- (※6) 「減価償却費」は、損益計算書及び製造原価報告書の「減価償却費」をご記入ください。「当該事業年度取得資産分」は、各年度に設備投資した資産についての同年度の減価償却費をいいます。
- (※7) 「教育訓練費」は、従業員の職務に必要な技術や知識を習得させ又は向上させるために支出する費用をご記入ください（人件費に含まれるものも含まず）。
- (※8) 従業員数は、正社員及び契約社員の数をご記入ください。（役員、派遣社員は含みません）。
- (※9) 法人税申告書項目の記載については以下をご参照ください。
 - ①「期末資本金等の額」は法人税申告書の別表五（一）の“差引翌期首現在資本金等の額④（36欄）”に記載されています。
 - ②「期末利益積立金額」は法人税申告書の別表五（一）の“差引翌期首現在利益積立金④（31欄）”に記載されています。
 - ③「所得金額」は法人税申告書の別表一（一）の“所得金額又は欠損金額（1欄）”に記載されています。純損失額がある場合は、数字の前に△を付けてください。
 - ④「法人税額」は法人税申告書の別表一（一）の“法人税額（2欄）”に記載されています。
 - ⑤「欠損金当期控除額」は法人税申告書の別表一（一）の“欠損金又は災害欠損金等の当期控除額（31欄）”に記載されています。
 - ⑥「欠損金残高」は法人税申告書の別表一（一）の“翌期へ繰り越す欠損金又は災害欠損金（32欄）”に記載されています。

(※9) ①②については「法人税申告書別表五（一）」をご確認ください。

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書		事業年度	法人名	別表五（一）	
I 利益積立金額の計算に関する明細書				合一・四・一以後終了事業年度分	
区分	期首現在利益積立金額	当期の増減		差引翌期首現在利益積立金額 ①-②+③	④
		減	増		
①	①	②	③	④	④
利益準備金	1	円	円	円	円
積立金	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
中略					
繰越損益金（損は赤）	26				
納税充当金	27				
未納法人税及び未納地方法人税（附帯税を除く）	28	△	中間△ 確定△		△
未納道府県民税（均等割額を含む）	29	△	中間△ 確定△		△
未納市町村民税（均等割額を含む）	30	△	中間△ 確定△		△
差引合計額	31				
II 資本金等の額の計算に関する明細書					
区分	期首現在資本金等の額	当期の増減		差引翌期首現在資本金等の額 ①-②+③	④
		減	増		
①	①	②	③	④	④
資本金又は出資金	32	円	円	円	円
資本準備金	33				
	34				
	35				
差引合計額	36				

② 利益積立金 に対応

① 資本金等の額 に対応

(※9) ③④⑤⑥については「法人税申告書別表一(一)」をご確認ください。

令和 年 月 日 税務署長殿		所 轄	定 額	業 種	別 表 等	白 色 申 告	一 連 番 号
納税地 (フリガナ) 法人名 法人番号 代表者 記名押印 代表者 印	電話() -	法人区分 事業種目 同非区分 旧納税地及び 旧法人名等 添付書類	税 務 理 由	事 業 種 目 非 中 小 法 人	事 業 理 由	整 理 番 号	事 業 年 度 (至)
③ 所得金額 に対応		事業年度分の法人税 課税事業年度分の地方法人税 申告書 申告書	送 年 以 降 送 付 要 否	通 用 明 細 書 提 出 の 有 無	税 理 士 法 第 30 条 の 書 面 提 出 有	税 理 士 法 第 33 条 の 2 の 書 面 提 出 有	令 和 年 月 日
所得金額又は欠損金額 (別表四「48」の①)	1	控 除 税 額 の 計 算	所 得 税 の 額 (別表六(一)「6」の③)	17	所 得 税 の 額 (別表六(一)「6」の③)	17	
法人税額 (53) + (54) + (55)	2	外 国 税 額 の 計	外 国 税 額 (別表六(二)「20」)	18	外 国 税 額 (別表六(二)「20」)	18	
法人税額の特別控除額 (別表六(六)「4」)	3	控 除 し た 金 額	(17) + (18)	19	控 除 し た 金 額 (17) + (18)	19	
差引法人税額 (2) - (3)	4	控 除 し な か つ た 金 額	控 除 し な か つ た 金 額 (19) - (20)	21	控 除 し な か つ た 金 額 (19) - (20)	21	
連結納税の承認を取り消された 場合等における應に控除された 法人税額の特別控除額の加算額	5	土 地 譲 渡 税 額 の 内 訳	土 地 譲 渡 税 額 (別表三(二)「27」)	22	土 地 譲 渡 税 額 (別表三(二)「27」)	22	0
課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」)	6	同 上	同 (別表三(二)「28」)	23	同 (別表三(二)「28」)	23	0
同上に対する税額 (22) + (23) + (24)	7	同 上	同 (別表三(三)「23」)	24	同 (別表三(三)「23」)	24	0
留 保 金	8	所 得 税 額 等 の 還 付 金 額	所 得 税 額 等 の 還 付 金 額 (21)	25	所 得 税 額 等 の 還 付 金 額 (21)	25	0
課税留保金額 (別表三(一)「4」)	9	中 間 納 付 額	中 間 納 付 額 (15) - (14)	26	中 間 納 付 額 (15) - (14)	26	0
同上に対する税額 (別表三(一)「8」)	10	欠 損 金 の 繰 戻 し に よ る 還 付 請 求 税 額	欠 損 金 の 繰 戻 し に よ る 還 付 請 求 税 額	27	欠 損 金 の 繰 戻 し に よ る 還 付 請 求 税 額	27	0
法人税額計	11	この申告による還付金額	この申告による還付金額	28	この申告による還付金額	28	0
④ 法人税額 に対応	12	繰 越 欠 損 金 残 高	繰 越 欠 損 金 残 高 (別表七(一)「4」)	29	繰 越 欠 損 金 残 高 (別表七(一)「4」)	29	0
仮表経理に基づく過大申告の 更正による控除法人税額	13	繰 越 欠 損 金 残 高	繰 越 欠 損 金 残 高 (別表七(二)「9」)	31	繰 越 欠 損 金 残 高 (別表七(二)「9」)	31	0
控 除 税 額	14	繰 越 欠 損 金 残 高	繰 越 欠 損 金 残 高 (別表七(三)「10」)	32	繰 越 欠 損 金 残 高 (別表七(三)「10」)	32	0
差引所得に対する法人税額 (10) - (11) - (12) - (13)	15	この申告による還付金額	この申告による還付金額	45	この申告による還付金額	45	0
中間申告分の法人税額	16						
⑥ 繰越欠損金残高 に対応	17						
繰越欠損金残高	18						
繰越欠損金残高	19						
繰越欠損金残高	20						
繰越欠損金残高	21						
繰越欠損金残高	22						
繰越欠損金残高	23						
繰越欠損金残高	24						
繰越欠損金残高	25						
繰越欠損金残高	26						
繰越欠損金残高	27						
繰越欠損金残高	28						
繰越欠損金残高	29						
繰越欠損金残高	30						
繰越欠損金残高	31						
繰越欠損金残高	32						

【Q2】設備投資に関する基本的な方針についてお聞きします。

Q2-1 設備投資を行う主な目的は何ですか。(単一回答)

- | | | |
|----------------|-------------|---------------------|
| ① 老朽化対応 | ② 生産量・販売力強化 | ③ 合理化・省力化 |
| ④ 研究開発機能強化 | ⑤ 省エネルギー対策 | ⑥ 製品の品質向上 |
| ⑦ 新規事業への進出 | ⑧ 規制対応 | ⑨ 事業継続力強化 (防災・減災対策) |
| ⑩ その他 (具体的に:) | | |

Q2-2 設備投資の決定に影響を与える主な要因は何ですか。(単一回答)

- | | | |
|-----------------------|-----------------------|----------------|
| ① 設備の老朽化 | ② 取引先からの要請 | ③ 景気動向 |
| ④ 第三者(税理士やコンサル等)からの助言 | ⑤ 商品開発や生産性の向上に向けた経営方針 | ⑦ その他 (具体的に:) |
| ⑥ 人手不足・高齢化 | | |

Q2-3 設備投資の検討の際に、後ろ向きに考えてしまう懸念点は何ですか。(複数回答可)

- | | | |
|------------------------|----------------|--------|
| ① 先行きの不安 | ② 将来の償却負担 | ③ 資金繰り |
| ④ 固定資産税等の設備投資以降の継続的な負担 | ⑤ その他 (具体的に:) | |

Q2-4 貴社の主要な設備について、投資を行う頻度はどれくらいですか。(単一回答)

- | | | |
|--------|----------------|-----------|
| ① 毎年 | ② 2年～5年毎 | ③ 6年～10年毎 |
| ④ 10年超 | ⑤ 必要性が生じたときに随時 | |

Q2-5 今後、特に必要となる投資はどのようなものとお考えですか。(複数回答可)

- | | |
|-------------------------------|------------------------------|
| ① IT投資(テレワーク対応) | ② IT投資(①以外) |
| ③ 省エネ投資 | ④ 省人化・自動化投資 |
| ⑤ サイバーセキュリティ投資 | ⑥ 無形資産投資(研究開発・人材投資) |
| ⑦ 防災対策投資(設備を嵩上げする架台等の浸水防止設備等) | |
| ⑧ 老朽化対応 | ⑨ コロナウイルス等感染症対策投資(サーモグラフィー等) |
| ⑩ その他(具体的に:) | |

Q2-6 今後、サーバーや会計ソフトウェア等の自社システムについて、自社で購入・導入するのではなく、クラウドサービスとして利用する予定はありますか。(単一回答)

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ① 既にクラウドサービスを利用している | ② 直近1～2年の間に利用していく予定 |
| ③ 5年以内には利用を検討している | ④ その予定はない |

Q2-7 新型コロナウイルスの発生・感染拡大により、設備投資計画を見直しましたか。(単一回答)

- | | |
|-------------------------------|---------|
| ① 設備投資計画があり、引き続き計画通り実施を予定している | → Q3-1へ |
| ② 設備投資計画があったが、計画を見直している | → Q2-8へ |
| ③ もともと設備投資を計画していない | → Q3-1へ |

〔Q2-7で「② 設備投資計画があったが、計画を見直している」と回答した方〕

Q2-8 当初予定より、いくら設備投資予定額が減少しましたか。

千円 減少した

【Q3】法人税の軽減税率についてお聞きします。

中小企業において、所得の800万円以下の部分については、税率が15%に軽減されています。
(平成21年度以降、租税特別措置で軽減されています。)

Q3-1 本措置を利用したことがありますか。(単一回答)

- | | |
|------------------------|---------|
| ① 利用したことがある(所得がプラスの方) | → Q3-2へ |
| ② 利用したことがない(所得がマイナスの方) | → Q3-4へ |
| ③ わからない | → Q3-4へ |

〔Q3-1で「①利用したことがある(所得がプラスの方)」と回答した方〕

Q3-2 本措置について、適用を受けた年度はいつですか。(平成29年度以降)(複数回答可)

- | | |
|-------------|-------------|
| ① 平成29年度に適用 | ② 平成30年度に適用 |
| ③ 令和元年度に適用 | ④ わからない |

〔Q3-1で「①利用したことがある(所得がプラスの方)」と回答した方〕

Q3-3 本措置によって増加したキャッシュフローの使用用途についてお答えください。(複数回答可)

- | | | |
|---------|----------------------|-----------------|
| ① 設備投資 | ② 研究開発 | ③ 新たな製品・サービスの展開 |
| ④ 広告宣伝費 | ⑤ 雇用関係(賃金・人材確保・社会保険) | ⑥ 債務の返済 |
| ⑦ 配当の増加 | ⑧ その他(具体的に:) | |

〔すべての方〕

Q3-4 新型コロナウイルスの発生・感染拡大は、業績に影響を与えていますか。(単一回答)

- | | | |
|------------|---------|-------------|
| ① 非常に良くなった | ② 良くなった | ③ 変化は特に感じない |
| ④ やや悪くなった | ⑤ 悪くなった | |

Q3-5 今後の景気動向の見通しについてお答えください。(単一回答)

- ① 回復の見込み ② 特に変化はなさそう ③ 先行きは不安 ④ 分からない

Q3-6 大企業と比較してどのようなところに経営上の格差を感じますか。(複数回答可)

- ① 資金調達 ② 取引関係(値下げ圧力) ③ 人材確保 ④ 情報量
⑤ 投資余力(有形・無形資産等) ⑥ その他(具体的に:)

Q3-7 本措置がない場合、貴社にはどのような影響がありますか。(複数回答可)

- ① 設備投資を控える ② 研究開発投資を控える
③ 広告宣伝費を控える ④ 従業員の賃上げをやめる
⑤ 債務の返済を控える ⑥ 収益を上げる意欲が減退する
⑦ その他(具体的に:)

【Q4】中小企業向けの設備投資関連税制についてお聞きます。

中小企業が機械装置等の設備投資をした場合、様々な設備投資関連税制(特別償却又は税額控除、固定資産税の軽減)が認められております。

【設備投資関連税制の概要】

A 中小企業投資促進税制

○対象設備

機械装置	1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
測定工具・検査工具	1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの (一事業年度の取得価額の合計額が120万円以上のものを含む)
一定のソフトウェア	一のソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの (一事業年度の取得価額の合計額が70万円以上のものを含む)
普通貨物自動車	車両総重量3.5トン以上のもの
内航船舶	全て(取得価額の75%まで)

○税制措置の内容

	特別償却	税額控除
個人事業主 資本金3000万円以下の中小企業	30%	7%
資本金3000万円超の中小企業	30%	措置無し

B 中小企業経営強化税制

A類型

一定期間内に発売されたモデルであること、旧モデルと比べて生産性が年平均1%以上向上している等の一定の要件に該当する設備

B類型

投資利益率が年平均5%以上となる投資計画に記載された設備
(設備投資計画を税理士等がチェックし、経済産業局が確認)

C類型

遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備(設備投資計画を認定経営革新等支援機関がチェックし、経済産業局が確認)

○税制措置の内容(共通)

	特別償却	税額控除
個人事業主 資本金3,000万円以下の中小企業	即時償却	10%
資本金3,000万円超の中小企業	即時償却	7%

C 商業・サービス業・農林水産業活性化税制

○対象設備

器具及び備品	1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの
建物附属設備	一の取得価額が60万円以上のもの

※認定経営革新等支援機関等のアドバイザー機関から、経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類の交付を受けて実施した設備投資に限る。

○税制措置の内容

	特別償却	税額控除
個人事業主 資本金3000万円以下の中小企業	30%	7%
資本金3000万円超の中小企業	30%	措置無し

E 生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例

○対象設備

設備の種類	最低価額 (1台1基又は一の取得価額)	販売開始時期
機械装置	160万円以上	10年以内
測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	30万円以上	6年以内
建物附属設備	60万円以上	14年以内

※販売開始時期や旧モデル比での生産性が年平均1%以上向上していること等について工業会等が確認しているものに限る。その他、先端設備等導入計画の認定が必要。

○税制措置の内容

固定資産税

3年間、0~1/2に軽減(※)

※軽減される割合は自治体が条例により決定。

Q4-1 下記(1)～(5)の設備投資税制についてご存知ですか。(各項目に○は1つ)

(1) A 中小企業投資促進税制	① 知っている	② 知らない
(2) B-1 中小企業経営強化税制 (A 類型)	① 知っている	② 知らない
(3) B-2 中小企業経営強化税制 (B 類型)	① 知っている	② 知らない
(4) C 商業・サービス業・農林水産業活性化税制	① 知っている	② 知らない
(5) E 生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例	① 知っている	② 知らない

Q4-2 上記の設備投資税制を利用したことがありますか。(複数回答可)

① 中小企業投資促進税制 (図 A) を利用したことがある	} →Q4-3 へ
② 中小企業経営強化税制 A 類型 (図 B) を利用したことがある	
③ 中小企業経営強化税制 B 類型 (図 B) を利用したことがある	
④ 商業・サービス業・農林水産業活性化税制 (図 C) を利用したことがある	
⑤ 生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例 (図 E) を利用したことがある	
⑥ 利用したことはあるが、どれかわからない → Q4-12 へ	
⑦ 利用したことがない → Q4-13 へ	

〔Q4-2 で「①～⑤利用したことがある」と回答した方〕

Q4-3 平成 30 年度、令和元年度のそれぞれについて、利用した税制措置にチェック☑を記入してください。
また、税制措置を利用して取得した資産毎にもチェック☑し、金額と数量を記載してください。

税制措置	効果	利用	税制措置を 利用して 取得した資産	平成 30 年度			令和元年度		
				利用	取得額	台数	利用	取得額	台数
中小企業 投資促進 税制	特別 償却	<input type="checkbox"/>	機械装置	<input type="checkbox"/>	千円	台	<input type="checkbox"/>	千円	台
			測定工具・検査工具	<input type="checkbox"/>	千円	台	<input type="checkbox"/>	千円	台
			ソフトウェア	<input type="checkbox"/>	千円	個	<input type="checkbox"/>	千円	個
			普通貨物自動車	<input type="checkbox"/>	千円	台	<input type="checkbox"/>	千円	台
			船舶	<input type="checkbox"/>	千円	隻	<input type="checkbox"/>	千円	隻
	税額 控除	<input type="checkbox"/>	機械装置	<input type="checkbox"/>	千円	台	<input type="checkbox"/>	千円	台
			測定工具・検査工具	<input type="checkbox"/>	千円	台	<input type="checkbox"/>	千円	台
			ソフトウェア	<input type="checkbox"/>	千円	個	<input type="checkbox"/>	千円	個
			普通貨物自動車	<input type="checkbox"/>	千円	台	<input type="checkbox"/>	千円	台
			船舶	<input type="checkbox"/>	千円	隻	<input type="checkbox"/>	千円	隻
中小企業 経営強化 税制 (A 類型)	即時 償却	<input type="checkbox"/>	機械装置	<input type="checkbox"/>	千円	台	<input type="checkbox"/>	千円	台
			測定工具・検査工具	<input type="checkbox"/>	千円	台	<input type="checkbox"/>	千円	台
			器具備品	<input type="checkbox"/>	千円	台	<input type="checkbox"/>	千円	台
			建物附属設備	<input type="checkbox"/>	千円	台	<input type="checkbox"/>	千円	台
			ソフトウェア	<input type="checkbox"/>	千円	個	<input type="checkbox"/>	千円	個
	税額 控除	<input type="checkbox"/>	機械装置	<input type="checkbox"/>	千円	台	<input type="checkbox"/>	千円	台
			測定工具・検査工具	<input type="checkbox"/>	千円	台	<input type="checkbox"/>	千円	台
			器具備品	<input type="checkbox"/>	千円	台	<input type="checkbox"/>	千円	台
			建物附属設備	<input type="checkbox"/>	千円	台	<input type="checkbox"/>	千円	台
			ソフトウェア	<input type="checkbox"/>	千円	個	<input type="checkbox"/>	千円	個

税制措置	効果	利用	税制措置を 利用して 取得した資産	平成 30 年度			令和元年度		
				利用	取得額	台数	利用	取得額	台数
中小企業 経営強化 税制 (B 類型)	即時 償却	<input type="checkbox"/>	機械装置	<input type="checkbox"/>	千円	台	<input type="checkbox"/>	千円	台
			工具	<input type="checkbox"/>	千円	台	<input type="checkbox"/>	千円	台
			器具備品	<input type="checkbox"/>	千円	台	<input type="checkbox"/>	千円	台
			建物附属設備	<input type="checkbox"/>	千円	台	<input type="checkbox"/>	千円	台
			ソフトウェア	<input type="checkbox"/>	千円	個	<input type="checkbox"/>	千円	個
	税額 控除	<input type="checkbox"/>	機械装置	<input type="checkbox"/>	千円	台	<input type="checkbox"/>	千円	台
			工具	<input type="checkbox"/>	千円	台	<input type="checkbox"/>	千円	台
			器具備品	<input type="checkbox"/>	千円	台	<input type="checkbox"/>	千円	台
			建物附属設備	<input type="checkbox"/>	千円	台	<input type="checkbox"/>	千円	台
			ソフトウェア	<input type="checkbox"/>	千円	個	<input type="checkbox"/>	千円	個
商業・サー ビス業・農 林水産業活 性化税制	特別 償却	<input type="checkbox"/>	器具備品	<input type="checkbox"/>	千円	台	<input type="checkbox"/>	千円	台
		<input type="checkbox"/>	建物附属設備	<input type="checkbox"/>	千円	台	<input type="checkbox"/>	千円	台
生産性向上 特別措置法 に基づく特 例	固定 資産 税の 軽減	<input type="checkbox"/>	器具備品	<input type="checkbox"/>	千円	台	<input type="checkbox"/>	千円	台
			建物附属設備	<input type="checkbox"/>	千円	台	<input type="checkbox"/>	千円	台

〔Q4-2 で「①～⑤利用したことがある」と回答した方〕

Q4-4 設備導入の決定に際し、税制措置が影響したと思いますか。(単一回答)

- | | | |
|--------------|-------------|-------------|
| ① かなり影響した | ② やや影響した | ③ どちらとも言えない |
| ④ あまり影響しなかった | ⑤ 全く影響しなかった | |

〔Q4-2 で「①～⑤利用したことがある」と回答した方〕

Q4-5 税制措置を使ったことによる効果をお答えください。(複数回答可)

＜設備投資による生産性の向上効果＞

- | | | |
|---------------|-----------|----------|
| ① キャッシュフローの増加 | ② 売上の増加 | ③ コストの削減 |
| ④ 受注の増加 | ⑤ 受注の減少防止 | |

＜税制措置による設備投資の質または量の増大効果＞

- | | |
|---------------------|--------------|
| ⑥ より高性能な設備を導入 | ⑦ 設備の導入台数の増加 |
| ⑧ 赤字でも設備投資をする契機となった | |
| ⑨ その他(具体的に: _____) | |

〔Q4-2 で「①～⑤利用したことがある」と回答した方〕

Q4-6 税制措置がなかった場合/優遇が小さくなった場合の影響をお答えください。(複数回答可)

- | | | |
|---------------------------|-------------|------|
| ① 設備投資を行わない | | |
| ② 設備投資を先延ばし、既存の設備を使用し続ける | | |
| ③ 設備投資の額が減少する | (およそ _____) | %減少) |
| ④ 設備の老朽化による性能の低下を通じた売上の減少 | (およそ _____) | %減少) |
| ⑤ 設備の老朽化による性能の低下を通じた受注の減少 | (およそ _____) | %減少) |
| ⑥ 設備の維持のためのコストの増大 | (およそ _____) | %増大) |
| ⑦ その他(具体的に: _____) | | |

[Q4-3 のいずれかにおいて即時償却を利用したと回答した方]

Q4-7 即時償却を使ったことによる効果をお答えください。(複数回答可)

- | | |
|---------------------|---------------|
| ① より高性能な設備を導入 | ② 設備の導入台数の増加 |
| ③ 赤字でも設備投資をする契機となった | ④ 融資を受けやすくなった |
| ⑤ その他(具体的に: |) |

[Q4-3 のいずれかにおいて即時償却を利用したと回答した方]

Q4-8 即時償却がなかった場合/利用できる措置が特別償却と税額控除のみとなった場合の影響をお答えください。(複数回答可)

- | | | |
|---------------------------|-------|------|
| ① 設備投資を行わない | | |
| ② 設備投資を先延ばし、既存の設備を使用し続ける | | |
| ③ 設備投資の額が減少する | (おおよそ | %減少) |
| ④ 設備の老朽化による性能の低下を通じた売上の減少 | (おおよそ | %減少) |
| ⑤ 設備の老朽化による性能の低下を通じた受注の減少 | (おおよそ | %減少) |
| ⑥ 設備の維持のためのコストの増大 | (おおよそ | %増大) |
| ⑦ その他(具体的に: | |) |

[Q4-2 で「①中小企業投資促進税制(図A)を利用したことがある」と回答した方]

Q4-9 「中小企業経営強化税制(図B)」を利用しなかった理由はなんですか。(複数回答可)

- | | |
|--|---|
| ① 要件を満たさなかったため(取得した設備名: |) |
| ↳ 満たさなかったのは以下(1)~(4)のうち、どの要件でしょうか。(複数回答可) | |
| <p><A 類型(工業会)></p> <p>(1) 生産性年平均1%以上向上の要件</p> <p>(2) 販売開始時期の要件</p> <p>(3) ソフトウェアにおける「情報収集・分析・指示機能」の要件</p> <p><B 類型(経産局)></p> <p>(4) 投資利益率5%以上向上の要件</p> | |
| ② 中小企業経営強化税制の対象設備ではなかったため(取得した設備名: |) |
| ③ 制度を知らなかったため | |
| ④ 工業会の確認の手続き(A 類型)が煩雑だったため(煩雑だと感じる点: |) |
| ⑤ 経産局が確認する投資計画(B 類型)を作成するコストが高いため(コストとを感じる点: |) |
| ⑥ 中小企業経営強化法の認定の手続きが煩雑だったため(煩雑だと感じる点: |) |
| ⑦ その他(具体的に: |) |

[Q4-2 で「①中小企業投資促進税制（図 A）を利用したことがある」と回答した方]

Q4-10 令和元年度において、本措置を利用して取得した主な設備の取得価格の合計及び取得台数をお答えください。

	主な設備の具体名	取得価額合計	取得数
(1) 建物附属設備		万円	台
		万円	台
(2) 機械装置		万円	台
		万円	台
(3) 器具備品		万円	台
		万円	台
(4) 測定工具・検査工具		万円	台
		万円	台
(5) ソフトウェア		万円	台
		万円	台

[Q4-10 で「(5)ソフトウェア」に記載された方]

Q4-11 本措置によって取得したソフトウェアの種類についてお答えください。(複数回答可)

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| ① サーバー用のオペレーティングシステム | ② サーバー用仮想化ソフトウェア |
| ③ データベース管理ソフトウェア | ④ 連携ソフトウェア |
| ⑤ 不正アクセス防御ソフトウェア | ⑥ 業務用ソフトウェア (CAD/CAM 等) |
| ⑦ それ以外 () | |

→ Q4-14 へ

[Q4-2 で「⑥利用したことはあるが、どれかわからない」と回答した方]

Q4-12 平成 30 年度、令和元年度のそれぞれについて、税制措置を利用した取得した資産毎の合計金額を記載してください。

税制措置を利用して取得した資産	平成 30 年度	令和元年度
(1) 機械装置	千円	千円
(2) 工具	千円	千円
うち、測定工具・検査工具	千円	千円
(3) 器具備品	千円	千円
(4) ソフトウェア	千円	千円
(5) 建物附属設備	千円	千円
(6) 普通貨物自動車	千円	千円
(7) 船舶	千円	千円

→ Q4-14 へ

[Q4-2 で「⑧利用したことがない」と回答した方]

Q4-13 利用したことがない理由は何ですか。(複数回答可)

- | | |
|------------------------|------------------------|
| ① 設備投資をそもそも行っていないため | ② 赤字であるため税制措置が利用できないため |
| ③ 対象設備の金額が要件を満たさなかったため | ④ 中古設備で対象とならなかったため |
| ⑤ これらの措置を知らなかったため | ⑥ 顧問税理士にすべて任せてあるため |
| ⑦ その他 (具体的に:) | |

〔すべての方〕

Q4-14 令和2年5月より、テレワーク等を促進するために、デジタル化設備（C類型）について中小企業経営強化税制の対象設備に追加されました。この税制についてご存知ですか。（単一回答）

- ① 知っており、既に認定経営革新等支援機関への申請を行っている
 ② 知っているが、特に申請を行っていない
 ③ 知らない

Q4-15 設備投資関連税制を何で知りましたか。（複数回答可）

- ① 中小企業庁の作成しているパンフレット ② 中小企業庁や経済産業局の開催する説明会
 ③ ミラサポ ④ 所属する工業会等からの連絡や説明会 ⑤ 税に関する専門誌等
 ⑥ 税理士 ⑦ 商工会議所等 ⑧ 金融機関 ⑨ 設備メーカー
 ⑩ その他（具体的に： _____)

【Q5】商業・サービス業・農林水産業活性化税制についてお聞きます。

商業・サービス業等を営む中小企業が経営改善に資する設備を導入した場合、特別償却又は税額控除が認められます。

〔すべての方〕

Q5-1 本措置を利用したことがありますか。（複数回答可）

- ① 利用したことがある → Q5-2 へ
 ② 利用したことがない → Q5-8 へ
 ③ わからない → Q6-1 へ

〔Q5-1で「①利用したことがある」と回答した方〕

Q5-2 過去3年間に利用した時期と優遇措置内容を教えてください。（複数回答可）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
(1) 税額控除	①	②	③
(2) 特別償却	①	②	③
(3) 不明	①	②	③

〔Q5-1で「①利用したことがある」と回答した方〕

Q5-3 本措置の活用によって、どのような経営課題を克服しようと考えましたか。（複数回答可）

- ① 顧客数の維持・拡大 ② 販売単価の維持・向上 ③ 商品・サービスの質の向上
 ④ 広告・販売促進活動の改善 ⑤ 設備の更新 ⑥ 事業効率の改善
 ⑦ レイアウトの改善 ⑧ 消費税引上げ対応 ⑨ その他（具体的に： _____)

〔Q5-1で「①利用したことがある」と回答した方〕

Q5-4 令和元年度において本措置を利用して取得した設備、取得価額の合計、取得台数をお答えください。

	主な設備名	取得価額合計	取得台数
(1) 器具・備品		万円	台
		万円	台
		万円	台
(2) 建物付属設備		万円	台
		万円	台
		万円	台

〔Q5-1で「①利用したことがある」と回答した方〕

Q5-5 設備導入の決定に際し、商業・サービス業・農林水産業活性化税制が影響したと思いますか。
(単一回答)

- | | | |
|--------------|-------------|-------------|
| ① かなり影響した | ② やや影響した | ③ どちらとも言えない |
| ④ あまり影響しなかった | ⑤ 全く影響しなかった | |

〔Q5-1で「①利用したことがある」と回答した方〕

Q5-6 アドバイスを受けた支援機関及び経営改善効果についてお答えください。(複数回答可)

- | | |
|---------------|------------------------|
| ① 顧問税理士 | 経営改善につながった (有 / 無) |
| ② 商工会議所 | 経営改善につながった (有 / 無) |
| ③ 金融機関 | 経営改善につながった (有 / 無) |
| ④ コンサルタント | 経営改善につながった (有 / 無) |
| ⑤ その他 (具体的に : |) 経営改善につながった (有 / 無) |

〔Q5-1で「①利用したことがある」と回答した方〕

Q5-7 税制措置がなかった場合/優遇が小さくなった場合の影響をお答えください。(複数回答可)

- | | | |
|---------------------------|-------|------|
| ① 設備投資を通じた経営改善が図れなくなる | | |
| ② 設備投資を先延ばし、既存の設備を使用し続ける | | |
| ③ 消費税の引上げ対策を図れなくなる | | |
| ④ 設備の老朽化による性能の低下を通じた売上の減少 | (おおよそ | %減少) |
| ⑤ 設備の老朽化による性能の低下を通じた受注の減少 | (おおよそ | %減少) |
| ⑥ 設備の維持のためのコストの増大 | (おおよそ | %増大) |
| ⑦ その他 (具体的に : | |) |

→ Q6-1へ

〔Q5-1で「②利用したことがない」と回答した方〕

Q5-8 本措置を利用しなかった理由についてお答えください。(複数回答可)

- | | |
|--|---|
| ① 設備投資を行っていないため | |
| ② 対象設備ではなかったため | |
| ⇒ (投資した設備名 : |) |
| ③ 30万円未満の設備投資であり、少額減価償却資産の特例を利用したため | |
| ④ 支援機関にアドバイスを受けるのに抵抗やコスト負担 (時間も含む) があるため | |
| ⑤ 本措置を知らなかったため | |
| ⑥ 赤字だったため | |
| ⑦ その他 (具体的に : |) |

〔Q6〕会社経営についてお聞きます。

〔すべての方〕

Q6-1 御社が抱えている経営課題のうち、最も深刻なものについてお答えください。(複数回答可)

- | | | |
|----------------|------------------|-------------|
| ① 新商品/新サービスの開発 | ② 売上の維持 | ③ 原材料・部品の調達 |
| ④ 人手不足 | ⑤ 社会保険料負担の増加 | ⑥ IT化 |
| ⑦ 事業承継 (後継者難) | ⑧ 米国の鉄鋼・アルミの輸入制限 | ⑨ 為替 |
| ⑩ その他 (具体的に : | |) |

Q6-2 人手不足・雇用確保の現状についてお答えください。(複数回答可)

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ① 市場から新卒が獲得できない | ② 市場から中途採用が獲得できない |
| ③ 市場から柔軟に獲得できる | ④ 高齢者の割合が増えている |
| ⑤ 他企業への流出が増えている | ⑥ 正規社員に切り替えている |
| ⑦ 給与を上げて雇用を維持している | ⑧ 社会保険料負担が増加している |
| ⑨ その他 (具体的に : |) |

Q6-3 5年前と比べて、雇用の確保のために必要な経費の変化についてお答えください。(複数回答可)

- | | |
|-------------------------|-----------|
| ① 採用に必要なコストが上昇している | (約_____割) |
| ② 雇用維持のために必要なコストが上昇している | (約_____割) |
| ③ 社会保険料負担が上昇している | (約_____割) |
| ④ 人材育成に必要なコストが上昇している | (約_____割) |
| ⑤ その他(具体的に: _____) |) |

Q6-4 資本政策についてお聞きします。これまで増資・減資をされたことはありますか。(複数回答可)

- | | |
|----------------------|----------|
| ① 過去に減資をしたことがある | → Q6-5 へ |
| ② 過去に増資をしたことがある | → Q6-6 へ |
| ③ 過去に増資または減資をしたことはない | → Q6-6 へ |
| ④ わからない | → Q6-6 へ |

[Q6-4で「①過去に減資をしたことがある」と回答した方]

Q6-5 減資をした理由をお答えください。(単一回答)

- | | |
|--------------------|----------------------|
| ① 事業再生を図るため | ② 株主への配当を行うため |
| ③ 欠損を補填するため | ④ 株主資本利益率(ROE)を高めるため |
| ⑤ 税制上の優遇措置を受けるため | ⑥ 外形標準課税を考慮したため |
| ⑦ その他(具体的に: _____) |) |

[すべての方]

Q6-6 税引き前損益の状況について、主に過去5年間の推移はどのようになっていますか。(単一回答)

- | |
|------------------|
| ① 概ね黒字で推移している |
| ② 赤字と黒字が入り混じっている |
| ③ 概ね赤字で推移している |
| ④ わからない |

【Q7】事業承継に関する税制についてお聞きします。

中小企業が円滑に事業承継を進めるために、事業承継税制(非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予及び免除制度)などがあります。

Q7-1 現在の代表者の年齢、性別についてお答えください。(代表者が複数人いる場合は、主たる代表者)

年 齢	満	歳	性 別	①男性	②女性
-----	---	---	-----	-----	-----

Q7-2 事業承継を行う意思はありますか。(単一回答)

- | | | | |
|-------|---------|--------------|---------|
| ① ある | →Q7-3 へ | ② ない | →Q7-4 へ |
| ③ 検討中 | →Q7-3 へ | ④ 既に事業承継を行った | →Q7-4 へ |

[Q7-2で「①ある」、「③検討中」と回答した方]

Q7-3 後継者(候補)の決定状況についてお答えください。(単一回答)

- | | |
|-----------------|------------------|
| ① 親族の後継者(候補)がいる | ② 非親族の後継者(候補)がいる |
| ③ 後継者(候補)はいない | ④ M&Aを行うつもりである |

※「後継者(候補)がいる」とは、貴社の事業を承継することについて後継者(候補)ご本人が概ね了解している状態にあることを指すものとします。

※「④M&Aを行うつもりである」には、株式を贈与・相続ではなく譲渡する予定である場合をいいます。

〔すべての方〕

Q7-4 前年と比べて、貴社の株価はどのように推移していますか。(単一回答)

- | | | |
|------------------------|---|------------|
| ① 上昇した (おおむね 2 割以上) | } | → Q7-5 へ |
| ② 上昇した (おおむね 2 割未満) | | |
| ③ ほとんど変わらない | | |
| ④ 下落した (おおむね 2 割未満) | | |
| ⑤ 下落した (おおむね 2 割以上) | | |
| ⑥ 株価の算定を行っていないので把握出来ない | | → Q7-7 へ |
| ⑦ その他 (具体的に : | |) → Q7-8 へ |

〔Q7-4 で①～⑤のいずれかを回答した方〕

Q7-5 貴社の株価に大きな影響を与えているのは、どの要素ですか。(複数回答可)

- | | |
|--------------------------------------|---------------------|
| ① 配当金の額 | ② 同業他社に比べて際の自社の業績 |
| ③ 業界全体の景況感 | ④ 自社保有の土地や上場株式の含み損益 |
| ⑤ 平成 29 年度税制改正における取引相場のない株式の評価方法の見直し | |
| ⑥ その他 (具体的に : |) |

〔Q7-4 で①～⑤のいずれかを回答した方〕

Q7-6 1 株当たりの株価はどの程度でしたか。

1 株当たり評価額	円	発行済株式総数	株
		株価評価方法	

→ Q7-8 へ

〔Q7-4 で「⑥株価の算定を行っていないので把握出来ない」と回答した方〕

Q7-7 株価の算定を行っていない理由をお答えください。(単一回答)

- | | |
|----------------------------|---|
| ① 株価の算定を行う必要がないと考えている | |
| ② 株価の算定について誰に相談したらよいかわからない | |
| ③ 税理士に依頼したが株価の算定を行ってくれない | |
| ④ その他 (具体的に : |) |

〔すべての方〕

Q7-8 事業承継税制についてお答えください。(単一回答)

- | | |
|-----------------------------------|-------------|
| ① 贈与税の納税猶予及び免除制度を利用している (していた) | → Q7-9 へ |
| ② 相続税の納税猶予及び免除制度を利用している (していた) | → Q7-9 へ |
| ③ 贈与税の納税猶予及び免除制度を検討している | → Q7-10 へ |
| ④ 相続税の納税猶予及び免除制度を検討している | → Q7-10 へ |
| ⑤ 検討したが利用できなかった | → Q7-10 へ |
| ⑥ 贈与税の納税猶予及び免除制度を利用する予定はない (知らない) | → Q7-14 へ |
| ⑦ 相続税の納税猶予及び免除制度を利用する予定はない (知らない) | → Q7-14 へ |
| ⑧ その他 (具体的に : |) → Q7-14 へ |

〔Q7-8 で「①贈与税の納税猶予及び免除制度を利用している (していた)」、「②相続税の納税猶予及び免除制度を利用している (していた)」と回答した方〕

Q7-9 受けた措置をお答えください。(単一回答)

- | | |
|-------|--------|
| ① 一般措 | ② 特例措置 |
|-------|--------|

→ Q7-11 へ

※ 一般措置とは、総株式数の最大 3 分の 2 までについて、贈与税の納税を全額 (相続税の場合は 80%) 猶予できる制度です。事前に計画を策定することなく利用することができます。

※ 特例措置とは、平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に特例承継計画を提出し、平成 30 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日までに行われた贈与・相続等について、全ての株式について、贈与税・相続税ともに 100%の納税猶予を受けられる制度です。

〔Q7-8で「③贈与税の納税猶予及び免除制度を検討している」、「④相続税の納税猶予及び免除制度を検討している」または「⑤検討したが利用できなかった」と回答した方〕

Q7-10 事業承継税制の適用・検討にあたってネックとなっている又はネックとなった事項についてお答えください。(複数回答可)

- | | |
|---------------------------------|---|
| ① 相続の直前において後継者は役員である必要があること (※) | |
| ② 顧問税理士が消極的であること | |
| ③ 同族で過半数の株式を保有している必要があること | |
| ④ 同族内で筆頭株主である必要があること | |
| ⑤ 会社分割等の組織再編ができなくなること | |
| ⑥ 要件が複雑であること (具体的に : |) |
| ⑦ 事務手続きが煩雑であること (具体的に : |) |
| ⑧ 信託は事業承継税制が使えないこと | |
| ⑨ その他 (具体的に : |) |

→ Q7-11へ

※ 円滑な事業承継を計画し、社内外の理解を得た上で事業を承継するためには、後継者を直ちに役員にすることが好ましくない場合もあります。相続はいつ発生するか分かりませんが、例えば現経営者が急逝した場合において、後継者が役員に就任していなかった場合には、原則として事業承継税制の適用を受けることができません。

〔Q7-8で①～⑤のいずれかを回答した方〕

Q7-11 制度の利用、検討に際して主に誰と相談をしましたか。(単一回答)

- | | |
|------------------------|--------------|
| ① 金融機関 | ② コンサルティング会社 |
| ③ 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等 | ④ 顧問税理士 |
| ⑤ ④以外の税理士 | ⑥ 中小企業診断士 |
| ⑦ その他 (具体的に : |) |

〔Q7-8で「③贈与税の納税猶予及び免除制度を検討している」、「④相続税の納税猶予及び免除制度を検討している」と回答した方〕

Q7-12 何年後に事業承継しようと考えていますか。また、後継者候補は既に役員に就任していますか。

事業承継の予定時期	年後	役員の就任	①している →Q7-14へ
			②していない →Q7-13へ

〔Q7-12で後継者が役員に就任「②していない」と回答した方〕

Q7-13 後継者の役員就任の予定時期や、その理由を記載してください。

就任の予定時期	年後	その理由

〔すべての方〕

Q7-14 現経営者が保有している株の割合についてお答えください。

(既に事業承継を行った会社の場合、先代経営者が保有している割合。)

_____ %

Q7-15 後継者が保有している株の割合についてお答えください。

(既に事業承継を行った会社の場合、現経営者が保有している割合。)

(後継者未定の場合は0と記載してください。)

_____ %

Q7-16 現経営者の親族が保有している株の割合についてお答えください。

_____ %

Q7-17 経営者が保有していると望ましいと思う株の割合についてお答えください。(単一回答)

- | | |
|----------------|----------------|
| ① 100% | ② 80%以上 100%未満 |
| ③ 2/3 以上 80%未満 | ④ 50%超 2/3 未満 |
| ⑤ 50%以下 | |

Q7-18 種類株式の発行状況についてお答えください。(複数回答可)

- | | |
|-------------------------------|--|
| ① 黄金株（拒否権付株式）を発行している | |
| ② 議決権制限株式を発行している | |
| ③ 無議決権株式を発行している | |
| ④ 社債類似株式を発行している | |
| ⑤ その他の種類株式を発行している（具体的に：_____） | |
| ⑥ 種類株式は発行していない | |

Q7-19 事業承継について該当するものをすべてお答えください。(複数回答可)

- | | |
|---|-----------|
| ① 株式や事業用財産に係る贈与税の最高税率（現在は55%）を引き下げるべき | |
| ② 株式や事業用財産に係る贈与税の基礎控除額（贈与税：年110万円）を上げるべき | |
| ③ 相続時精算課税制度の別枠化を図るべき | |
| ④ 非上場株式（取引相場のない株式）の評価の基準について見直すべき | |
| ⑤ 不動産に係る登録免許税や不動産取得税を軽減すべき | |
| ⑥ 事業承継の専門家（税理士など）の支援を受けやすいようにすべき | |
| ⑦ 金融機関や団体等の身近な支援機関が、経営者による事業承継への取組を支援すべき | |
| ⑧ 後継者の育成についての支援を受けやすいようにすべき | |
| ⑨ 後継者探しやマッチングについての支援を充実すべき | |
| ⑩ M&Aについての専門家の支援を受けやすいようにすべき | → Q7-20 へ |
| ⑪ M&Aについてのコスト（譲渡所得税など）を引き下げるべき | → Q7-20 へ |
| ⑫ 後継者が株式を買い取るための資金についての金融支援を充実すべき | |
| ⑬ 後継者が経営者保証をしないで済むように支援すべき（経営者保証ガイドラインの徹底等） | |
| ⑭ 引退する経営者の債務や保証の整理についての支援を充実すべき | |
| ⑮ 引退する経営者の老後の生活資金に対する支援等を充実すべき | → Q7-23 へ |
| ⑯ 事業承継しやすい経営状態にするための（事業承継前の）経営支援を充実すべき | |
| ⑰ 後継者に対する（事業承継後の）経営支援を充実すべき | |
| ⑱ その他（具体的に：_____） | |

〔Q7-19で「⑩M&Aについての専門家の支援を受けやすいようにすべき」、「⑪ M&Aについてのコスト（譲渡所得税など）を引き下げるべき」と回答した方〕

Q7-20 これまでにM&A（買収・事業譲渡等）を行ったこと（もしくは行う予定）がありますか。(単一回答)

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| ① ある（相対取引で他社を譲り受けた（受ける予定）） | → Q7-24 へ |
| ② ある（自社を第三者に譲り渡す予定） | → Q7-21 へ |
| ③ ある（ファンドから他者を譲り受けた（受ける予定）） | → Q7-24 へ |
| ④ ある（自社をファンドに譲り渡す予定） | → Q7-21 へ |
| ⑤ ない | → Q7-24 へ |

〔Q7-20で「②ある（自社を第三者に譲り渡す予定）」、「④ある（自社をファンドに譲り渡す予定）」と回答した方〕

Q7-21 将来、M&Aで自社を売却するとしたときや、他社からの出資を受けるとした場合、候補となるものをお答えください。(複数回答可)

- | | | |
|-------------------|-------------|----------|
| ① 同業種の企業 | ② 隣接業種の企業 | ③ 異業種の企業 |
| ④ ファンド等の投資会社 | ⑤ 中小企業投資育成等 | |
| ⑥ その他（具体的に：_____） | | |

【Q7-20で「②ある（自社を第三者に譲り渡す予定）」、「④ある（自社をファンドに譲り渡す予定）」と回答した方】

Q7-22 Q7-21で回答した相手先に売却するとしたときや出資を受けるとした場合、重視する点をお答えください。（複数回答可）

- | | | |
|------------------------------|---------------|------------|
| ① 従業員の雇用 | ② 売却による金銭的収入 | ③ 会社の更なる成長 |
| ④ 相手先に対する信頼度 | ⑤ 社名が存続するかどうか | |
| ⑥ 会社の経営理念や雰囲気が引き継がれるか | | |
| ⑦ 引き続き、中小企業向け税制の適用を受けられるかどうか | | |
| ⑧ その他（具体的に： _____） | | |

→ Q7-24へ

【Q7-19で「⑮引退する経営者の老後の生活資金に対する支援等を充実すべき」と回答した方】

Q7-23 早期に事業承継した際に何らかの老後の生活資金等についての支援がある場合、事業承継を行おうという契機になりますか。（単一回答）

- | | | | |
|------------|---------|-----------|--------|
| ① 大いに契機となる | ② 契機となる | ③ 多少契機となる | ④ ならない |
|------------|---------|-----------|--------|

【すべての方】

Q7-24 どのような支援策があると事業承継を行うという契機となるかお答えください。（複数回答可）

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ① 関連企業の役員等へのマッチング支援 | ② 新ビジネスを行う際の創業支援 |
| ③ 株の譲渡所得に対する税制上の優遇 | ④ 割増退職金に相当する補助金 |
| ⑤ 功績の顕彰 | ⑥ その他（具体的に： _____） |

【Q8】M&Aについてお聞きします。

Q8-1 M&Aの実施について、該当するものをお選びください。（複数選択可）

- | | |
|-----------------------------|--------|
| ① M&Aを実施したことがある | →Q8-2へ |
| ② M&Aの実施を検討している | →Q8-4へ |
| ③ M&Aの実施を検討したことはあるが、実施を断念した | →Q8-4へ |
| ④ M&Aの実施を検討したことがない | →Q8-4へ |

【Q8-1で「①M&Aを実施したことがある」と回答した方】

Q8-2 M&Aによりどのような効果が得られましたか。（複数選択可）

売上高、営業利益、従業員数については該当する欄に具体的な数字をご記入ください。
（複数回実施した場合、最も売上高が上昇した案件について記載）。

〈数値的効果〉

- | | |
|-------------|------------------------|
| ① 売上高が上がった | ⇒（ _____万円から _____万円へ） |
| ② 営業利益が上がった | ⇒（ _____万円から _____万円へ） |
| ③ 従業員数が増えた | ⇒（ _____人から _____人へ） |

〈目的達成の効果〉

- | |
|--------------------|
| ④ 既存事業を拡大できた |
| ⑤ 新規事業への参入が実現できた |
| ⑥ 欲しい人材を獲得することができた |
| ⑦ 欲しい技術を獲得することができた |
| ⑧ 商圏を拡大することができた |
| ⑨ 販売価格を下げるすることができた |

〔Q8-1で「①M&Aを実施したことがある」と回答した方〕

Q8-3 M&A実施後、どのような課題がありましたか。(複数選択可)

- ① M&A前には想定していなかった、予期せぬリスクが明らかになった
 ② 想定していたほど売上高や営業利益などの伸びが見込まれなかった
 ③ M&Aの実施後、自社の資金繰りが窮屈になった
 ④ その他(具体的に:)

〔すべての方〕

Q8-4 M&Aに対するどのようなコストを引き下げるのが望ましいですか。(複数回答可)

- ① M&A仲介会社に対する手数料 ② デューデリジェンスに係る費用
 ③ 株の譲渡益に対する課税 ④ 登録免許税
 ⑤ 不動産取得税 ⑥ のれんの早期償却
 ⑦ 投資損失準備金の損金算入 ⑧ その他(具体的に:)

Q8-5 M&Aの促進に関して期待する支援措置があれば、ご記載ください。

【Q9】固定資産税・都市計画税の減免についてお聞きます。

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者等に対して、その申告に基づき、償却資産及び事業用家屋に係る2021年度の固定資産税・都市計画税を減免します。

2021年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置(中小企業者・小規模事業者)



〔すべての方〕

Q9-1 貴社における2020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率は、現時点でいずれに該当していますか。(単一回答)

- ① 30%以上50%未満(1/2減免) →Q9-2へ ② 50%以上(全額減免) →Q9-2へ
 ③ 30%未満(対象外) →Q9-3へ

〔Q9-1で「①30%以上50%未満（1/2減免）」、「②50%以上（全額減免）」と回答した方〕

Q9-2 貴社における本税制措置についての利用意向をお伺いします。（単一回答）

- | | |
|---------------------------|--------|
| ① 利用する（すでに認定支援機関等へ確認依頼済み） | →Q9-4へ |
| ② 利用する予定である | →Q9-4へ |
| ③ 利用する予定はない | →Q9-5へ |

〔Q9-1で「③30%未満（対象外）」と回答した方〕

Q9-3 貴社における今後の業況見込み及び本税制措置についての利用意向をお伺いします。（単一回答）

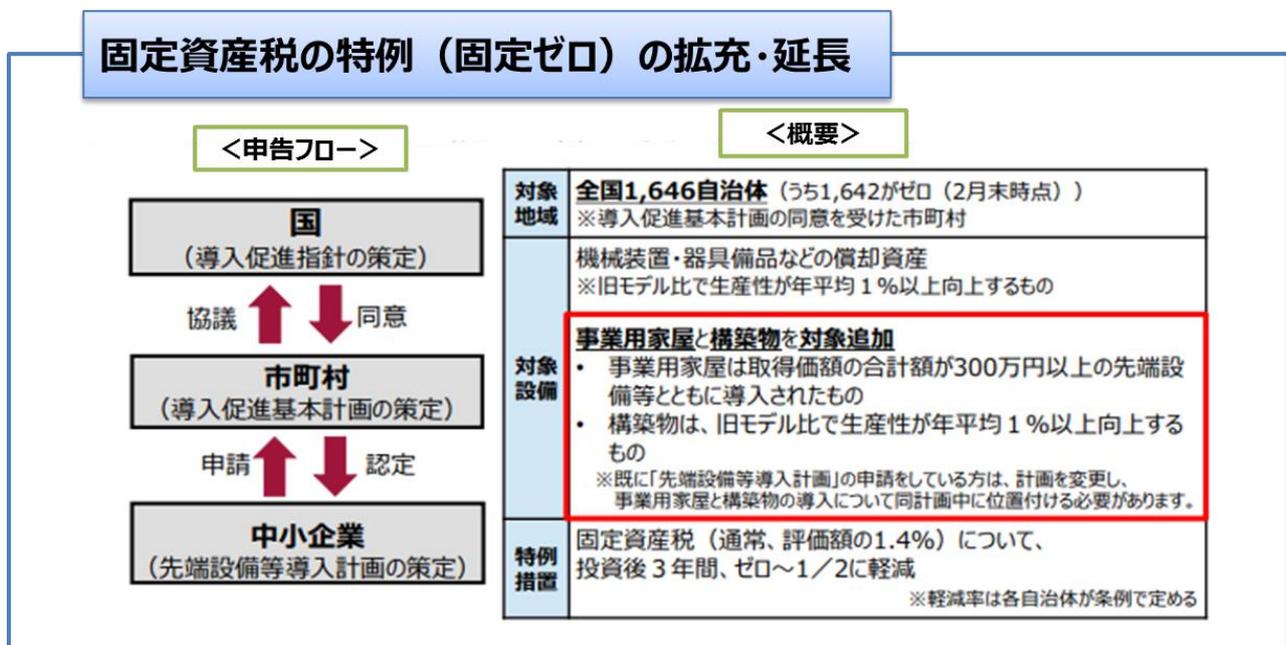
- | | |
|-------------------------------|--------|
| ① 今後の業況が悪化する見込みであり、利用する可能性が高い | →Q9-4へ |
| ② 今後の業況によっては、利用を検討する | →Q9-4へ |
| ③ 利用する予定はない | →Q9-5へ |

〔Q9-2で「①利用する（すでに認定支援機関等へ確認依頼済み）」、「②利用する予定である」もしくはQ9-3で「①今後の業況が悪化する見込みであり、利用する可能性が高い」、「②今後の業況によっては、利用を検討する」のいずれかに回答した方〕

Q9-4 償却資産及び事業用家屋に係る2020年度の①固定資産税、②都市計画税の納税額を記載してください。

- ①固定資産税 (1) 償却資産 () 千円 (2) 事業用家屋 () 千円
 ②都市計画税 (1) 償却資産 () 千円 (2) 事業用家屋 () 千円

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置について、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を追加します。



〔すべての方〕

Q9-5 本追加措置を受けて、貴社において事業用家屋及び構築物に係る新規設備投資を行い、令和3年度分の固定資産税の特例措置の適用を受ける予定はありますか。（単一回答）

- | | |
|-------------|---------|
| ① 利用する予定である | →Q9-6へ |
| ② 利用する予定はない | →Q10-1へ |

〔Q9-6で「①利用する予定である」と回答した方〕

Q9-6 本特例措置の対象となる予定の事業用家屋及び構築物の取得価額（予定額）を記載してください。

(1) 事業用家屋 () 千円 (2) 構築物 () 千円

【Q10】印紙税についてお聞きします。

〔すべての方〕

Q10-1 令和元年度における、印紙税の納付額についてご記入ください。

(※) 当該費目が無い場合は空欄とはせず、お手数ですが「0」（ゼロ）をご記入ください。

(※) 百万円未満は四捨五入してください。

納付額	
印紙税	百万円

Q10-2 以下に印紙税に係る課税文書を挙げておりますが、各課税文書の件数が課税文書全体の件数に占めるおおよその割合をお答えください。（任意回答）

第2号文書 (請負に関する契約書)	割
第7号文書 (継続的取引の基本となる契約書)	割
第17号文書 (売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書、 売上代金以外の金銭又は有価証券の受取書)	割
その他の文書	割

Q10-3 第2号（請負に関する契約書）文書に記載された契約金額について、**最も件数が多いものを一つ**だけお選びください。（単一回答）

- | |
|------------------|
| ① 1万円以上～10万円以下 |
| ② 10万円超～50万円以下 |
| ③ 50万円超～100万円以下 |
| ④ 100万円超～500万円以下 |
| ⑤ 500万円超～ |

Q10-4 その他、印紙税に係る事務的な負担及び税負担に関して、御不満、改善点等を含むお気づきの点、コメントしたい点等ございましたら、ご自由にご記入ください。

{

【Q11】税務手続き関連の事務負担についてお伺いします。

これ以降は、会計・納税方式に関わらず、単独ベースでお答えください。

我が国では、税務手続きの簡素化等が徐々に進められているものの、引き続き、税務手続きに関して様々な要望を頂いております。このような背景を踏まえ、税務手続きに関する企業の負担感について明らかにさせていただきたく、以下の調査についてご協力いただければ幸いです。

本項目では、法人税、租税特別措置(法人税関連)、法人住民税・事業税、固定資産税・事業所税、所得税・社会保険料に係る税務手続きについて、質問させていただきます。

企業におけるどのような活動が「税務手続き関連」の業務に該当するか(例示)については下記をご参照ください。

★企業におけるどのような活動が「税務手続き関連」の業務に該当するか(例示)

税目	税務手続き関連の業務
各税目共通	<p>【納税申告手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ収集、会計システム入力(企業会計上の財務諸表作成以後の税務関連項目の調整手続) ・未払法人税額計算、税効果・連結税効果の計算 ・確定申告書の作成・提出 ・事業概況報告事項、国別作成書、ローカルファイル作成・提出(移転価格ポリシー文書の作成含む) <p>【その他(税務調査対応)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務調査・法定監査、行政指導対応 ・社内外の税制(税制改正含む)に関する研修への参加
法人税	<ul style="list-style-type: none"> ・課税所得・申告納税額計算(連結納税含む)
租税特別措置 (法人税関連)	<ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置の適用判断の為のデータ収集 ・確定申告書の別表作成・添付資料提出 <p>※研究開発税制や所得拡大促進税制等</p>
法人住民税・事業税	<ul style="list-style-type: none"> ・課税所得・申告納税額計算(外形標準課税含む)
消費税	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税の課税・非課税の判定、税率区分 ・消費税申告額の計算
固定資産税、事業所税	<ul style="list-style-type: none"> ・償却資産申告書、事業所税申告書の作成・提出
所得税・社会保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・年末調整 ・マイナンバーの取得・管理・提出 ・源泉徴収税額・社会保険料の計算 ・支払調書の作成・提出 ・社会保険料等に関する手続き(算定基礎届出等) ・海外外向従業員等のための諸手続き

Q11-1 貴社において、税務にかかる事務コスト削減に向けた組織目標・考え方等*を掲げていますか。

(単一回答)

(※)「組織目標・考え方等」とは対外的に公表しているような税務ポリシー・ガバナンス等の目標ではなく、組織内で共有されている事務コスト削減に特に着目した目標、考え方等(税理士法人・税理士への外注にあたっての事務コスト削減等に着目した目標、考え方も含みます)を指します。

- | | |
|-------|---------|
| ① はい | →Q11-2へ |
| ② いいえ | →Q11-3へ |

〔Q11-1で「①はい」と回答した方〕

Q11-2 具体的に組織目標・考え方等を設定されていれば、具体的にご記入ください。また、いつからそういう目標等を設定し始めましたか、併せてお答えください。

具体的な組織目標・考え方等
目標設定を始めた時期

年前から
→Q11-4へ

〔Q11-1で「②いいえ」と回答した方〕

Q11-3 以下の税目について、会計上の財務諸表の作成以後に生じる、「税務手続き関連」の業務に係る社内のおおよその延べ時間をお答えください。また、税務手続き関連業務を除く、会計・経理作業に要する時間についてもお答えください。

また、特に事務負担の大きい作業等があれば、その税目と具体的な作業内容をご記入ください。

(※) ご回答に際しては、冒頭の「税務手続き関連」の業務の例示をご参照ください。

(※) 会計・経理作業については、データの収集・集計等を含めた、財務諸表の作成に要するおおよその延べ時間をお答えください。

法人税	租税特別措置 (法人税関連)	法人住民税・ 事業税	消費税	固定資産税・ 事業所税	所得税・社会 保険料	会計・経理作業 (税務手続きを 除く)
時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間

特に事務負担の大きい作業内容
【税目】
【作業内容】

〔すべての方〕

Q11-4 税務手続き関連の業務に関するおおよその外部委託費用（年間）をご記入ください。また、納税申告手続きとは別に、税務調査対応等の納税申告手続き以外の事項を外部委託されている場合は、該当する外部委託費用（年間）をご記入ください。尚、直近事業年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間内に終了する事業年度）についてお答えください。

(※) 外部委託費用は、顧問税理士、会計事務所、税務システム利用等に対する支出について、対象事業年度において費用計上した金額をご記入ください。おおよその金額で構いません。

(※) 外部委託されていない場合には、「-」をご記入ください。

(※) 1万円未満は四捨五入してください。

外部委託費用（年間）	
	（内）その他（税務調査対応等）分
万円	万円

Q11-5 電子申告の導入は紙申告に比して貴社の事務負担の軽減につながっていますか。(単一回答)
また、その具体的な理由・原因があればご記入ください。

(※) 利用されていない方は「⑤本制度を利用していない」をお選びください。

① 非常にそう思う ② そう思う ③ あまりそう思わない ④ 全くそう思わない ⑤ 本制度を利用していない
理由・原因

Q11-6 電子帳簿等保存法の規定に基づく承認を受けた帳簿書類等の電子保存は、貴社にとって帳簿書類等の保存に係る事務負担軽減につながっていますか。(単一回答)
また、その具体的な理由・原因があればご記入ください。

(※) 利用されていない方は「⑤本制度を利用していない」をお選びください。

① 非常にそう思う ② そう思う ③ あまりそう思わない ④ 全くそう思わない ⑤ 本制度を利用していない
理由・原因

Q10-1 《ご記入いただきました個人情報の取扱について》

皆様の個人情報は、個人情報保護法に従い適切に取り扱います。

【利用目的】お預かりしている個人情報は、本アンケートの分析のために利用させていただきます。個々の調査票の結果やご回答内容が、貴社のご承諾がなく、他に知られることはございません。

【預託】お預かりしました個人情報は、集計作業等のために預託することがあります。その際には十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約等によって保護水準を守るよう定め、適切に取り扱います。

【ご同意頂けない場合】個人情報のご記入は任意です。個人情報をご記入いただけない場合であっても調査票は返信用封筒をご利用の上、投函をお願いいたします。個人情報が未記入であっても集計から除外されることはありません。

【お問い合わせ先】お預かりしている個人情報の開示、削除等のお申し出、その他のお問い合わせにつきましては、1 ページ目に記載した連絡先までお願い申し上げます。

**質問は以上です。ご協力ありがとうございました。
ご回答終了後は、同封しております返信用封筒(切手不要)に入れて、
8月28日(金曜日)までにご投函ください。**

2. アンケート調査票（個人事業主向け）



「中小企業税制に関するアンケート調査」

ご協力をお願い

各 位

中小企業庁事業環境部財務課

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

中小企業には税制上の優遇措置が手当されていますが、近年、こうした優遇措置の必要性が厳しく問われております。

そのため、中小企業庁では、中小企業に対する税制上の優遇措置の必要性等を検証することを目的に、アンケート調査を実施させていただきます。ご回答いただきました内容は、今後の税制改正のための基礎資料として反映させていただく予定です。

本アンケート調査の調査票の送付、回収、集計、取りまとめは、株式会社東京商工リサーチに委託しております。つきましては、ご多忙中、誠に恐縮ですが、本アンケート調査の趣旨と意義をご賢察のうえ、是非ともご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご回答いただいた内容は統計的に処理しますので、個々の調査票の結果が公表されることはございません。

※すでに WEB で回答済の方は、この調査票でのご回答は不要です

～ ご記入にあたって ～

- ① ご回答は、代表者の方でも経理担当の方でもご回答できる方であれば、いずれの方でも結構です。
 - ② ご回答は令和2年8月1日時点としてご記入ください。
- ご回答は、同封の返信用封筒に入れて、**令和2年8月28日（金）**までに
ポストにご投函ください（切手不要）。

【お問い合わせ先】

（本アンケート調査の記入方法等についてご不明な点がある場合）

株式会社東京商工リサーチ

「中小企業税制に関するアンケート調査」調査事務局

（※ FAX、E-mail によるご回答も受け付けております）

【Q1】貴事業者の概況についてお聞きします。

※各種税制の経営への影響を定量的に把握するために、貴事業者の経営状況についておたずねします。ご協力をお願いいたします。

Q1-1 貴事業者の概要、ご回答者のお名前等をご記入ください。

選択肢の項目には○をご記入ください。（以下の設問も同様）

(ふりがな)	
事業者の名称	
所在地	〒
ご回答者のお名前	
電話番号(代表)	
E - m a i l	
主たる業種 (○は1つだけ)	① 建設業 ② 製造業 ③ 情報通信業 ④ 運輸業 ⑤ 卸売・小売業 ⑥ 不動産業 ⑦ 飲食業 ⑧ 宿泊業 ⑨ 医療、福祉 ⑩ 教育・学習支援業 ⑪ その他サービス業 ⑫ その他(具体的に: _____)
事業開始年	西暦 [_____] 年

(※) 個人情報の管理につきましては、本調査票の最終ページをご参照ください。

Q1-2 貴事業者の財務情報や税務情報について、具体的な金額（年額）を直近3カ年についてご記入ください。なお、「0（ゼロ）」の場合は、「0」とご記入ください。
ご記入に当たっては、下記の注をご参考にしてください。（千円未満四捨五入）

		平成 29 年	平成 30 年	令和元年
決 算 書 項 目	売 上 高	千円	千円	千円
	売 上 原 価	千円	千円	千円
	設 備 投 資 総 額（※1）	千円	千円	千円
	減 価 償 却 費（※2）	千円	千円	千円
	うち、当該年に設備投資した 資産に係る減価償却費	千円	千円	千円
	期 末 の 有 形 固 定 資 産 額	千円	千円	千円
	うち、土地の分	千円	千円	千円
	うち、建物の分	千円	千円	千円
	借 入 金	千円	千円	千円
	人 件 費（※3）	千円	千円	千円
法定福利費（社会保険料）	千円	千円	千円	
従 業 員 数	人	人	人	
うち、親族	人	人	人	
税 申 告 書 項 目 （※4）	① 所 得 金 額	千円	千円	千円
	② 所 得 税 額	千円	千円	千円

- （※1）「設備投資総額」は「有形固定資産」及び「無形固定資産」の取得額を記載してください。
（※2）「減価償却費」は、決算書の「減価償却費」をご記入ください。「当該年に設備投資した資産に係る減価償却費」は、各年に設備投資した資産についての同年の減価償却額をいいます。
（※3）人件費については、従業員の給与・賞与をご記入ください。
（※4）税申告書項目の記載については以下をご参照ください。
①「所得金額」は確定申告書の“所得金額”欄の“合計”欄に記載されています。純損失額がある場合は、数字の前に△を付けてください。
②「所得税額」は確定申告書の“税金の計算”欄の“所得税及び復興特別所得税の額”欄（42 欄）に記載されています。

【Q2】設備投資に関する基本的な方針についてお聞きします。

Q2-1 設備投資を行う主な目的は何ですか。(単一回答)

- | | | | |
|---------------|--------------------|------------|------------|
| ① 老朽化対応 | ② 生産量・販売力強化 | ③ 合理化・省力化 | ④ 研究開発機能強化 |
| ⑤ 省エネルギー対策 | ⑥ 製品の品質向上 | ⑦ 新規事業への進出 | ⑧ 規制対応 |
| ⑨ 取引先の求めに応じて | ⑩ 事業継続力強化(防災・減災対策) | | |
| ⑪ その他(具体的に:) | | | |

Q2-2 設備投資の決定に影響を与える主な要因は何ですか。(単一回答)

- | | | |
|-----------------------|-----------------------|--------|
| ① 設備の老朽化 | ② 取引先からの要請 | ③ 景気動向 |
| ④ 第三者(税理士やコンサル等)からの助言 | ⑤ 商品開発や生産性の向上に向けた経営方針 | |
| ⑥ 人手不足・高齢化 | ⑦ 補助金や優遇税制の有無 | |
| ⑧ その他(具体的に:) | | |

Q2-3 貴事業者の主要な設備について、投資を行う頻度はどれくらいですか。(単一回答)

- | | | |
|--------|----------------|-----------|
| ① 毎年 | ② 2年～5年毎 | ③ 6年～10年毎 |
| ④ 10年超 | ⑤ 必要性が生じたときに随時 | |

Q2-4 今後特に必要となる投資とはどのようなものとお考えですか。(複数回答可)

- | | |
|-------------------------------|------------------------------|
| ① IT投資(テレワーク対応) | ② IT投資(左記以外) |
| ③ 省エネ投資 | ④ 省人化・自動化投資 |
| ⑤ サイバーセキュリティ投資 | ⑥ 無形資産投資(研究開発・人材投資) |
| ⑦ 防災対策投資(設備を嵩上げする架台等の浸水防止設備等) | |
| ⑧ 老朽化対応 | ⑨ コロナウイルス等感染症対策投資(サーモグラフィー等) |
| ⑩ その他(具体的に:) | |

Q2-5 今後、サーバーや会計ソフトウェア等の自社システムについて、自社で購入・導入するのではなく、クラウドサービスとして利用する予定はありますか。(単一回答)

- | | |
|---------------------|---------|
| ① 既にクラウドサービスを利用している | → Q2-6へ |
| ② 直近1～2年の間に利用していく予定 | → Q2-6へ |
| ③ 5年以内には利用を検討している | → Q2-6へ |
| ④ その予定はない | → Q3-1へ |

〔Q2-5で「①既にクラウドサービスを利用している」、「②直近1～2年の間に利用していく予定」、「③5年以内には利用を検討している」のいずれかを回答した方〕

Q2-6 クラウドサービスの利用に際して考慮した(している)基準・認証は何ですか。(複数回答可)

- | |
|---------------------------------|
| ① ISO/IEC27017 [クラウドセキュリティ認証基準] |
| ② ISO/IEC27001 [情報セキュリティ規制] |
| ③ ISO/IEC27018 [クラウド個人情報取扱基準] |
| ④ SOC1 または SOC2 |
| ⑤ その他(具体的に:) |
| ⑥ 参考にしていない |
| ⑦ わからない |

【Q3】中小企業向け設備投資関連税制についてお聞きします。

中小企業が機械装置等の設備投資をした場合、様々な設備投資関連税制（特別償却または税額控除、固定資産税の軽減）が認められております。

【設備投資関連税制の概要】

A 中小企業投資促進税制

○対象設備

機械装置	1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
測定工具・検査工具	1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの (一事業年度の取得価額の合計額が120万円以上のものを含む)
一定のソフトウェア	一のソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの (一事業年度の取得価額の合計額が70万円以上のものを含む)
普通貨物自動車	車再総重量3.5トン以上のもの
内航船舶	全て(取得価額の75%まで)

○税制措置の内容

	特別償却	税額控除
個人事業主 資本金3000万円以下の中小企業	30%	7%
資本金3000万円超の中小企業	30%	措置無し

B 中小企業経営強化税制

A類型

一定期間内に発売されたモデルであること、旧モデルと比べて生産性が年平均1%以上向上している等の一定の要件に該当する設備

B類型

投資利益率が年平均5%以上となる投資計画に記載された設備
(設備投資計画を税理士等がチェックし、経済産業局が確認)

C類型

遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備（設備投資計画を認定経営革新等支援機関がチェックし、経済産業局が確認）

○税制措置の内容（共通）

	特別償却	税額控除
個人事業主 資本金3,000万円以下の中小企業	即時償却	10%
資本金3,000万円超の中小企業	即時償却	7%

C 商業・サービス業・農林水産業活性化税制

○対象設備

器具及び備品	1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの
建物附属設備	一の取得価額が60万円以上のもの

※認定経営革新等支援機関等のアドバイザー機関から、経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類の交付を受けて実施した設備投資に限る。

○税制措置の内容

	特別償却	税額控除
個人事業主 資本金3000万円以下の中小企業	30%	7%
資本金3000万円超の中小企業	30%	措置無し

E 生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例

○対象設備

設備の種類	最低価額 (1台1基又は一の取得価額)	販売開始時期
機械装置	160万円以上	10年以内
測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	30万円以上	6年以内
建物附属設備	60万円以上	14年以内

※販売開始時期や旧モデル比での生産性が年平均1%以上向上していること等について、工業会等が確認しているものに限る。その他、先端設備等導入計画の認定が必要。

○税制措置の内容

固定資産税

3年間、0～1/2に軽減(※)

※軽減される割合は自治体が条例により決定。

〔Q3-2で「①～⑥設備投資税制を利用したことがある」と回答した方〕

Q3-6 税制措置を使ったことによる効果をお答えください。(複数回答可)

<設備投資による生産性の向上効果>

- ① キャッシュフローの増加 ② 売上の増加 ③ コストの削減
④ 受注の増加 ⑤ 受注の減少防止

<税制措置による設備投資の質または量の増大効果>

- ⑥ より高性能な設備を導入 ⑦ 設備の導入台数の増加
⑧ 赤字でも設備投資をする契機となった
⑨ その他(具体的に:)

〔Q3-2で「①～⑥設備投資税制を利用したことがある」と回答した方〕

Q3-7 税制措置がなかった場合/優遇が小さくなった場合の影響をお答えください。(複数回答可)

- ① 設備投資を行わない
② 設備投資を先延ばし、既存の設備を使用し続ける
③ 設備投資の額が減少する (およそ %減少)
④ 設備の老朽化による性能の低下を通じた売上の減少 (およそ %減少)
⑤ 設備の老朽化による性能の低下を通じた受注の減少 (およそ %減少)
⑥ 設備の維持のためのコストの増大 (およそ %増大)
⑦ その他(具体的に:)

→ Q3-9へ

〔Q3-2で「⑦利用したことがない」と回答した方〕

Q3-8 利用したことがない理由はなんですか。(複数回答可)

- ① 設備投資をそもそも行っていないため ② 赤字であるため税制措置が利用できないため
③ 対象設備の金額が要件を満たさなかったため ④ 中古設備で対象とならなかったため
⑤ これらの措置を知らなかったため ⑥ 顧問税理士にすべて任せてあるため
⑦ その他(具体的に:)

〔すべての方〕

Q3-9 設備投資関連税制を何で知りましたか。(複数回答可)

- ① 中小企業庁の作成しているパンフレット ② 中小企業庁や経済産業局の開催する説明会
③ ミラサポ ④ 所属する工業会等からの連絡や説明会 ⑤ 税に関する専門誌等
⑥ 税理士 ⑦ 商工会議所等 ⑧ 金融機関 ⑨ 設備メーカー
⑩ その他(具体的に:)

【Q4】商業・サービス業・農林水産業活性化税制についてお聞きします。

商業・サービス業等を営む中小企業が経営改善に資する設備を導入した場合、特別償却または税額控除が認められます。

Q4-1 本措置を利用したことがありますか。(複数回答可)

① 利用したことがある → Q4-2 へ	② 利用したことがない → Q4-8 へ
③ わからない → Q5-1 へ	

〔Q4-1 で「①利用したことがある」と回答した方〕

Q4-2 過去3年間に利用した時期と優遇措置内容を教えてください。(複数回答可)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
(1) 税額控除	①	②	③
(2) 特別償却	①	②	③
(3) 不明	①	②	③

〔Q4-1 で「①利用したことがある」と回答した方〕

Q4-3 本措置の活用によって、どのような経営課題を克服しようと考えましたか。(複数回答可)

①顧客数の維持・拡大	②販売単価の維持・向上	③商品・サービスの質の向上
④広告・販売促進活動の改善	⑤設備の更新	⑥事業効率の改善
⑦レイアウトの改善	⑧消費税引上げ対応	⑨その他(具体的に：)

〔Q4-1 で「①利用したことがある」と回答した方〕

Q4-4 本措置を利用して取得した設備、取得価額の合計、取得台数をお答えください。

	主な設備名	取得価額合計	取得台数
(1) 器具・備品		万円	台
		万円	台
		万円	台
(2) 建物付属設備		万円	台
		万円	台
		万円	台

〔Q4-1 で「①利用したことがある」と回答した方〕

Q4-5 設備導入の決定に際し、商業・サービス業・農林水産業活性化税制が影響したと思いますか。(単一回答)

① かなり影響した	② やや影響した	③ どちらとも言えない
④ あまり影響しなかった	⑤ 全く影響しなかった	

〔Q4-1 で「①利用したことがある」と回答した方〕

Q4-6 アドバイスを受けた支援機関及び経営改善効果についてお教えてください。(複数回答可)

① 顧問税理士	経営改善につながった (有 / 無)
② 商工会議所	経営改善につながった (有 / 無)
③ 金融機関	経営改善につながった (有 / 無)
④ コンサルタント	経営改善につながった (有 / 無)
⑤ その他(具体的に：)	経営改善につながった (有 / 無)

〔Q4-1で「①利用したことがある」と回答した方〕

Q4-7 税制措置がなかった場合/優遇が小さくなった場合の影響をお答えください。(複数回答可)

- | | | |
|---------------------------|--------|------|
| ① 設備投資を通じた経営改善が図れなくなる | | |
| ② 設備投資を先延ばし、既存の設備を使用し続ける | | |
| ③ 消費税の引き上げ対策を図れなくなる | | |
| ④ 設備の老朽化による性能の低下を通じた売上の減少 | (おおよそ) | %減少) |
| ⑤ 設備の老朽化による性能の低下を通じた受注の減少 | (おおよそ) | %減少) |
| ⑥ 設備の維持のためのコストの増大 | (おおよそ) | %増大) |
| ⑦ その他(具体的に: | |) |

→ Q5-1へ

〔Q4-1で「②利用したことがない」と回答した方〕

Q4-8 本措置を利用したことがない理由についてお教えてください。(複数回答可)

- | | |
|---|---|
| ① 設備投資を行っていないため | |
| ② 対象設備ではなかったため
(投資した設備名: |) |
| ③ 30万円以下の設備投資であり、少額減価償却資産の特例を利用したため | |
| ④ 支援機関にアドバイスを受けることに抵抗やコスト負担(時間も含む)があるため | |
| ⑤ 本措置を知らなかったため | |
| ⑥ 赤字だったため | |
| ⑦ その他(具体的に: |) |

〔Q5〕青色申告特別控除についてお聞きします。

青色申告者は不動産所得または事業所得の金額の計算上、65万円または10万円の特別控除が認められています。

〔すべての方〕

Q5-1 青色申告特別控除を利用したことがありますか。(単一回答)

- | | |
|-------------|---------|
| ① 利用したことがある | → Q5-2へ |
| ② 利用したことがない | → Q5-3へ |
| ③ わからない | → Q6-1へ |

〔Q5-1で「①利用したことがある」と回答した方〕

Q5-2 平成26年1月から白色申告の方は記帳と帳簿書類の保存が必須となりましたが、青色申告を行うことに対し、何か影響はありましたか。(単一回答)

- | |
|-----------------------------------|
| ① 白色申告についても事務コストが発生するため、青色申告に変更した |
| ② 複式簿記は事務的負担が大きいことから引き続き白色申告を行う |
| ③ 引き続き青色申告を行う予定 |
| ④ わからない |

→ Q6-1へ

〔Q5-1で「②利用したことがない」と回答した方〕

Q5-3 青色申告特別控除が無かった場合どのような影響がありますか。(複数回答可)

- | | | |
|----------------|------------|-----------------|
| ① 設備投資 | ② 研究開発 | ③ 新たな製品・サービスの展開 |
| ④ 広告宣伝費 | ⑤ 従業員の賃金 | ⑥ 債務の返済 |
| ⑦ 新規・中途採用に係る費用 | ⑧ 法定福利費の支払 | |
| ⑨ その他(具体的に: | |) |
| ⑩ 影響はない | | |

【Q6】事業経営についてお聞きします。

〔すべての方〕

Q6-1 個人事業の形態を選択した理由をお答えください。(複数回答可)

- | | |
|---|-----------------|
| ① 開業の手続が簡易だから | ② 資本金を必要としないから |
| ③ 法人設立の手続が面倒だから | ④ 経理処理が簡易だから |
| ⑤ 税負担を検討した結果 | ⑥ 社会保険の負担が小さいから |
| ⑦ 実験的に個人事業で開始することを想定したため(成功しそうであれば法人化を検討) | |
| ⑧ その他(具体的に:) | |

Q6-2 今後の法人化の可能性をお答えください。(単一回答)

- | | |
|---------------|----------|
| ① 法人化を検討している | → Q6-3 へ |
| ② 法人化は検討していない | → Q6-5 へ |
| ③ わからない | → Q6-6 へ |

〔Q6-2で「①法人化を検討している」と回答した方〕

Q6-3 法人化を検討している理由をお答えください。(複数回答可)

- | | |
|---------------|-----------------|
| ① 税負担が小さくなるため | ② 取引先からの要請 |
| ③ 金融機関からの要請 | ④ 事業の拡大が見込まれるため |
| ⑤ 雇用確保の都合 | ⑥ その他(具体的に:) |

〔Q6-2で「①法人化を検討している」と回答した方〕

Q6-4 法人化する場合、組織体として何を選択する予定ですか。(単一回答)

- | | | |
|---------|---------------|-----------|
| ① 株式会社 | ② 合同会社(LLC) | ③ 合名・合資会社 |
| ④ わからない | ⑤ その他(具体的に:) | |

→ Q6-6 へ

〔Q6-2で「②法人化は検討していない」と回答した方〕

Q6-5 法人化を検討していない理由をお答えください。(複数回答可)

- | |
|------------------------------|
| ① 会計処理等の事務コストが増大するから |
| ② 社会保険料や労働保険料負担が大きくなるため |
| ③ 事業が赤字であっても法人住民税を支払う必要があるため |
| ④ 交際費の損金算入額の上限が設けられるため |
| ⑤ その他(具体的に:) |

〔すべての方〕

Q6-6 青色申告決算書、複式簿記等の帳簿作成の効果についてお答えください。(複数回答可)

- | |
|--------------------------------|
| ① 資産や現金などの管理が楽になった |
| ② 確定申告が楽になった |
| ③ 決算書や帳簿の情報を経営に活かすことができるようになった |
| ④ 金融機関からの信頼度が高まり資金調達が容易となった |
| ⑤ 取引先からの信頼度が高まった |
| ⑥ その他(具体的に:) |

Q6-7 青色申告決算書、複式簿記等の帳簿作成の負担感についてお答えください。(単一回答)

- | | | |
|-------------|------------|-------------|
| ① 非常に負担がかかる | ② やや負担がかかる | ③ どちらともいえない |
| ④ 負担はかからない | ⑤ わからない | |

Q6-8 事業所得の中で、事業主個人に係る経費の割合（スーツ代等の衣服に係る費用、交際費、電話代等の通信費、消耗品費など）についてお答えください。

事業主個人に係る経費の割合	割程度
---------------	-----

Q6-9 現在の従業員数について、それぞれ空欄に人数を記載してください。

分類	男性雇用人数	女性雇用人数
(1) 配偶者・子供	人	人
(2) 配偶者・子供を除いた親族	人	人
(3) 家族・親族を除いた従業員	人	人

Q6-10 今後2～3年の雇用に関する見通しについてお答えください。（単一回答）

① 配偶者・子供の雇用を行う予定	② 配偶者・子供を除いた親族の雇用を行う予定
③ 家族・親族を除いた従業員の雇用を行う予定	④ 新たに雇用を行う予定はない

Q6-11 現在の代表者の年齢についてお答えください。（単一回答）

① 30代以下	② 40代	③ 50代	④ 60代	⑤ 70代	⑥ 80代	⑦ 90代超
---------	-------	-------	-------	-------	-------	--------

Q6-12 現在の代表者は、何代目ですか。空欄に英数字をご記入ください。

		代目
--	--	----

〔Q6-12で「2代目」以上を回答した方〕

Q6-13 現在の代表者の就任経緯についてお答えください。（単一回答）

① 親族内承継	② 親族外承継（内部昇格）	③ 親族外承継（外部招聘）
④ 親族外承継（その他 具体的に： _____）		

〔すべての方〕

Q6-14 現在の代表者の家族構成について、それぞれお答えください。（単一回答）

【子供】、【親・兄弟】において「①有」に該当する方は、空欄に人数もご記入ください。

(1) 配偶者	① 有	② 無
(2) 子供	① 有（ _____ ）人	② 無
(3) 親・兄弟	① 有（ _____ ）人	② 無

Q6-15 決算の状況について、それぞれお答えください。（単一回答）

Q6-15-1 税務申告の状況（単一回答）

① 青色申告	② 白色申告
--------	--------

Q6-15-2 作成している財務諸表などの会計書類（単一回答）

① 貸借対照表	② 損益計算書	③ 両方	④ 作っていない
---------	---------	------	----------

Q6-16 経営に関する相談相手についてお答えください。(複数回答可)

① 税理士・公認会計士	② 弁護士	③ 経営コンサルタント	④ 取引金融機関
⑤ 商工会・商工会議所	⑥ 国・地方公共団体の公的機関	⑦ 他社の経営者	
⑧ 家族・親族	⑨ 親族以外の役員・従業員		
⑩ その他(具体的に：)	⑪ 相談していない

Q6-17 今後(3年程度を目安)の経営方針について、それぞれお答えください。(単一回答)

(1) 売上	① 増加させていきたい	② 維持していきたい	③ 減少もやむを得ない
(2) 従業員	① 増加させていきたい	② 維持していきたい	③ 減少もやむを得ない
(3) 設備投資	① 増加させていきたい ② 最低限の修繕・補修は行っていきたい(維持していきたい) ③ 設備投資を行う予定はない(減少もやむを得ない)		
(4) 事業規模	① 拡大していきたい	② 維持していきたい	③ 縮小・廃業していきたい

【Q7】事業の承継についてお聞きします。

Q7-1 今後の事業の承継についてお答えください。(単一回答)

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ① 事業を何らかの形で他者に引き継ぎたい | ② 自分の代で廃業することもやむを得ない |
| ③ 自分の代で事業を売却したい | ④ まだ分からない |

Q7-2 どのようなきっかけで事業承継を検討されましたか(されますか)。

当てはまるもの3つまで○をつけてください。

- | | | |
|----------------|----------------|--------------------|
| ① 現代表者の高齢化 | ② 現代表者の健康上の理由 | ③ 後継者からの働きかけ |
| ④ 役員からの働きかけ | ⑤ 従業員からの働きかけ | ⑥ 外部専門家・実務家からの働きかけ |
| ⑦ 自社業績の改善・長期好調 | ⑧ 自社の業績悪化・長期低迷 | ⑨ 適切な後継者の不在 |
| ⑩ 周囲の会社の影響 | ⑪ 事業承継は検討していない | ⑫ その他(具体的に:) |

Q7-3 事業承継をする上での課題について、当てはまるもの3つまで○をつけてください。

- | | |
|-------------------------|---------------------------------|
| ① 後継者が不在(後継者が育っていないも含む) | ② 後継者候補から承諾が得られない |
| ③ 相続税、贈与税の負担 | ④ 将来の経営不安(役員・従業員の士気低下や取引先との関係等) |
| ⑤ 金融機関との関係 | ⑥ 経営における公私混同 |
| ⑦ 親族間の調整 | ⑧ その他(具体的に:) |

※Q7-1で「②自分の代で廃業することもやむを得ない」、「③自分の代で事業を売却したい」と回答した人はQ7-21へお進みください

【Q7-1で「①事業を何らかの形で他者に引き継ぎたい」または「④まだ分からない」と回答した方】

Q7-4 後継者の状況についてお答えください。(単一回答)

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| ① 決まっている → Q7-5へ | ② 決まっていないが候補者はいる → Q7-5へ |
| ③ 候補者はいない → Q7-12へ | |

【Q7-4で「①決まっている」、「②決まっていないが候補者はいる」と回答した方】

Q7-5 後継者(候補含む)と現在の代表者の関係について、当てはまるもの1つに○をつけ、その後継者(候補)の現在の年齢を記入してください。

① 息子・娘	() 歳	② 息子・娘以外の親族	() 歳
③ 親族以外の役員・従業員	() 歳	④ 外部の第三者	() 歳

【Q7-4で「①決まっている」、「②決まっていないが候補者はいる」と回答した方】

Q7-6 後継者予定の方、候補の方と承継の話をしたことがありますか。(単一回答)

- | | |
|------|------|
| ① ある | ② ない |
|------|------|

【Q7-4で「①決まっている」、「②決まっていないが候補者はいる」と回答した方】

Q7-7 親族や社内の人材が後継者として決まらなかった場合に、条件が合えば、後継者として外部の第三者を選んでもよいと考えますか。(単一回答)

- | | | |
|--------------|---------------|-------------------|
| ① はい → Q7-8へ | ② いいえ → Q7-9へ | ③ どちらでもない → Q7-9へ |
|--------------|---------------|-------------------|

[Q7-7で「①はい」と回答した方]

Q7-8 第三者に引継ぐに当たって、不安な点はありますか。(複数回答可)

- | | |
|---------------------------------|-----------------------|
| ① 従業員を引き続き雇ってくれるか | ② 従業員が引継ぎ先で待遇が悪くならないか |
| ③ 取引先をそのまま維持してくれるか、取引先に迷惑をかけないか | |
| ④ 想定している金額よりも安く買われないか | ⑤ 現在の代表者が再就職できるか |
| ⑥ 事業の売却に関する情報が漏洩しないか | ⑦ 売却に伴う税負担 |
| ⑧ 周囲からの反対 | ⑨ その他(具体的に:) |

[Q7-4で「① 決まっている」、「② 決まっていないが候補者はいる」と回答した方]

Q7-9 事業承継の時期についてお答えください。(単一回答)

- | | | |
|-------------|------------|------------|
| ① 1年以内 | ② 1年超～3年以内 | ③ 3年超～5年以内 |
| ④ 5年超～10年以内 | ⑤ 10年超 | |

[Q7-4で「① 決まっている」、「② 決まっていないが候補者はいる」と回答した方]

Q7-10 事業用資産(土地、建物、機械設備等)を承継する予定はありますか。(単一回答)

- | | | |
|------------------|------------------|----------------------|
| ① 予定がある → Q7-11へ | ② 予定はない → Q7-13へ | ③ 承継する資産がない → Q7-13へ |
|------------------|------------------|----------------------|

[Q7-10で「①予定がある」と回答した方]

Q7-11 承継する予定の事業用資産は何ですか。(複数回答可)

- | | | | |
|---------|---------------|-----------|--------------|
| ① 土地 | ② 建物 | ③ 機械・器具備品 | ④ 商品・製品・原材料等 |
| ⑤ 事業用債権 | ⑥ その他(具体的に:) | | |

[Q7-4で「③候補者はいない」と回答した方]

Q7-12 具体的に後継者候補が決まらない理由は何ですか。(複数回答可)

- | |
|-------------------------|
| ① 後継者として適任の人材が見つからないため |
| ② 後継者候補が継ぐのを嫌がっているため |
| ③ 後継者にするかどうかまだ決断ができないため |
| ④ その他(具体的に:) |

[Q7-1で「①事業を何らかの形で他者に引き継ぎたい」または「④まだ分からない」と回答した方]

Q7-13 事業承継を行う場合、どのようなやり方を検討されていますか。(単一回答)

- | | | |
|---------------|---------------|---------------|
| ① 贈与 → Q7-14へ | ② 譲渡 → Q7-14へ | ③ 賃貸 → Q7-15へ |
| ④ その他(具体的に:) | | → Q7-15へ |

[Q7-13で「①贈与」、「②譲渡」と回答した方]

Q7-14 事業承継を行う上で不安なことはありますか。(複数回答可)

- | |
|------------------------------------|
| ① 事業用資産が多く(高く)、贈与税が高いため |
| ② その他税制の優遇措置がないため |
| ③ 流動資金(キャッシュ)が少なく、買取資金、納税資金が足りないため |
| ④ 事業用資産の評価が不明なため |
| ⑤ 承継する資産などの見定め等が終わっていないため |
| ⑥ 事務が煩雑なため |
| ⑦ 事業に関わる許認可の引継ぎが困難なため |
| ⑧ その他(具体的に:) |

→ Q7-16へ

〔Q7-13で「③賃貸」、「④その他」と回答した方〕

Q7-15 贈与・譲渡を検討されていない理由についてお答えください。(複数回答可)

- ① 事業用資産が多く(高く)、贈与税が高いため
- ② その他税制の優遇措置がないため
- ③ 流動資産(キャッシュ)が少なく、買取資金、納税資金が足りないため
- ④ 事業用資産の評価が不明なため
- ⑤ 承継する資産などの見定め等が終わっていないため
- ⑥ 事務が煩雑なため
- ⑦ 事業に関わる許認可の引継ぎが困難なため
- ⑧ その他(具体的に:)

〔Q7-1で「①事業を何らかの形で他者に引き継ぎたい」または「④まだ分からない」と回答した方〕

Q7-16 相続税の負担についての不安はありますか。(単一回答)

- ① ある → Q7-17へ
- ② ない → Q7-21へ

〔Q7-16で「①ある」と回答した方〕

Q7-17 相続税の負担についての不安の理由についてお答えください。(複数回答可)

- ① 相続する資産が多く(高く)、相続税が高いため
- ② 流動資産(キャッシュ)が少なく、納税資金が足りないため
- ③ 相続税がどのくらい発生するのか不明なため
- ④ 相続する資産の見定めなどが終わっていないため
- ⑤ 事務が繁雑なため(納税実務が難しいため)
- ⑥ その他(具体的に:)

〔Q7-16で「①ある」と回答した方〕

Q7-18 相続対策で行っている取組はありますか。(複数回答可)

- ① 事業用土地の相続対策
- ② 事業用建物の相続対策
- ③ その他事業用資産(機械、器具備品等)の相続対策
- ④ 居住用土地の相続対策
- ⑤ 居住用建物の相続対策
- ⑥ 相続税の納税資金の準備
- ⑦ 相続財産の親族内における配分方法の検討
- ⑧ その他(具体的に:)
- ⑨ 特に考えていない

〔Q7-16で「①ある」と回答した方〕

Q7-19 相続税・贈与税の納税資金の原資として何を予定されていますか。(複数回答可)

- ① 事業用土地の売却
- ② 事業用建物の売却
- ③ その他事業用資産の売却
- ④ 相続した現預金を充当
- ⑤ もともと保有している現預金を充当
- ⑥ 金融機関からの借入
- ⑦ 居住用土地の売却
- ⑧ 居住用建物の売却
- ⑨ 延納
- ⑩ 物納
- ⑪ 生命保険金
- ⑫ その他(具体的に:)
- ⑬ 特に考えていない

〔Q7-16で「①ある」と回答した方〕

Q7-20 相続税の負担、不安などを理由に、廃業を考えたことはありますか。(単一回答)

- ① ある
- ② ない

〔すべての方〕

Q7-21 令和元年度から個人事業主の事業承継を促進する税制が創設されました（詳細は次ページを御覧ください）。この制度をご存知ですか。（単一回答）

- | | |
|------------------------|-------------|
| ① 制度のほとんどを知っている | } → Q7-22 へ |
| ② 制度の一部を知っている | |
| ③ 制度はあまり知らないが、聞いたことはある | |
| ④ 知らない → Q7-23 へ | |

〔Q7-21で「①制度のほとんどを知っている」、「②制度の一部を知っている」、「③制度はあまり知らないが、聞いたことはある」と回答した方〕

Q7-22 本税制に関して認知したきっかけについてお答えください。（複数回答可）

- | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------|
| ① 税理士・公認会計士 | ② 弁護士 | ③ 経営コンサルタント | ④ 取引金融機関 |
| ⑤ 商工会・商工会議所 | ⑥ 国・地方公共団体の公的機関 | ⑦ 他社の経営者 | |
| ⑧ 家族・親族 | ⑨ 親族以外の役員・従業員 | | |
| ⑩ その他（具体的に： | | | ） |

〔すべての方〕

Q7-23 この税制を使いたいと思いますか。（単一回答）

- | | |
|---------------|-----------------|
| ① はい → Q8-1 へ | ② いいえ → Q7-24 へ |
|---------------|-----------------|

〔Q7-23で「②いいえ」と回答した方〕

Q7-24 なぜそう思いますか。（単一回答）

- | |
|--------------------|
| ① よく分からないから |
| ② 手続きが煩雑だから |
| ③ 小規模宅地等の特例を選択するから |
| ④ その他（具体的に： |

<参考：個人版事業承継税制について>

個人版事業承継税制

- 個人事業者について、円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、**個人事業者の事業承継を促進するため、10年間限定で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する措置。**

制度概要

① 多様な事業用資産が対象

事業を行うために必要な多様な事業用資産が対象

○ **土地・建物**（土地は400㎡、建物は800㎡まで）

○ **機械・器具備品**

（例）工作機械・パワーショベル・診療機器 等

○ **車両・運搬具**

○ **生物**（乳牛等、果樹等）

○ **無形償却資産**（特許権等）
等

【工作機械】



【診療機器】



② 相続税だけでなく贈与税も対象

生前贈与による早期の事業承継準備を支援

③ 納税額の全額（100%）が納税猶予

後継者の承継時の現金負担をゼロに

④ 10年間の時限措置

平成31年1月1日～平成40年12月31日の間
に行われる相続・贈与が対象

注1：制度を活用するためには、①経営承継円滑化法に基づく認定が必要
②平成31年度から5年以内に、予め承継計画を提出することが必要

注2：既存の事業用小規模宅地特例との選択制

【Q8】資産の保有状況及び事業用資産についてお聞きします。

Q8-1 資産の保有状況について、それぞれ空欄に金額を記載してください。

※おおよその金額をお答えください。また、金額を記入することが難しい場合は、事業用資産総額に対する割合をカッコ内にご記入ください。

分類		金額・割合（※）	面積
事業用資産総額		約 万円	
内訳①	土地等	約 万円（ %程度）	約 m ²
内訳②	建物（注1）	約 万円（ %程度）	約 m ²
内訳③	機械（注1）	約 万円（ %程度）	
内訳④	器具備品（注1）	約 万円（ %程度）	
内訳⑤	車両（注1）	約 万円（ %程度）	
内訳⑥	商品・製品・原材料等	約 万円（ %程度）	
内訳⑦	事業用債権（注2）	約 万円（ %程度）	
内訳⑧	金融資産	約 万円（ %程度）	
内訳⑨	その他事業用資産（注3）	約 万円（ %程度）	
内訳⑩	借入金	約 万円	
内訳⑪	支払手形・買掛金	約 万円	
内訳⑫	その他の事業用負債	約 万円	
個人用資産総額		約 万円	
内訳⑬	個人用土地等	約 万円（ %程度）	約 m ²
内訳⑭	個人用建物（注1）	約 万円（ %程度）	約 m ²
内訳⑮	現金・預貯金	約 万円（ %程度）	
内訳⑯	その他の資産	約 万円（ %程度）	
内訳⑰	個人用負債	約 万円	

（注1）減価償却累計額を控除した後の金額をご記入ください。

（注2）貸倒引当金を控除する前の金額をご記入ください。

（注3）「その他事業用資産」は有形固定資産に含まれるものをご記入ください。

Q8-2 現在、事業に供している資産と、日常生活で使用している資産の切り分け方法についてお答えください。（単一回答）

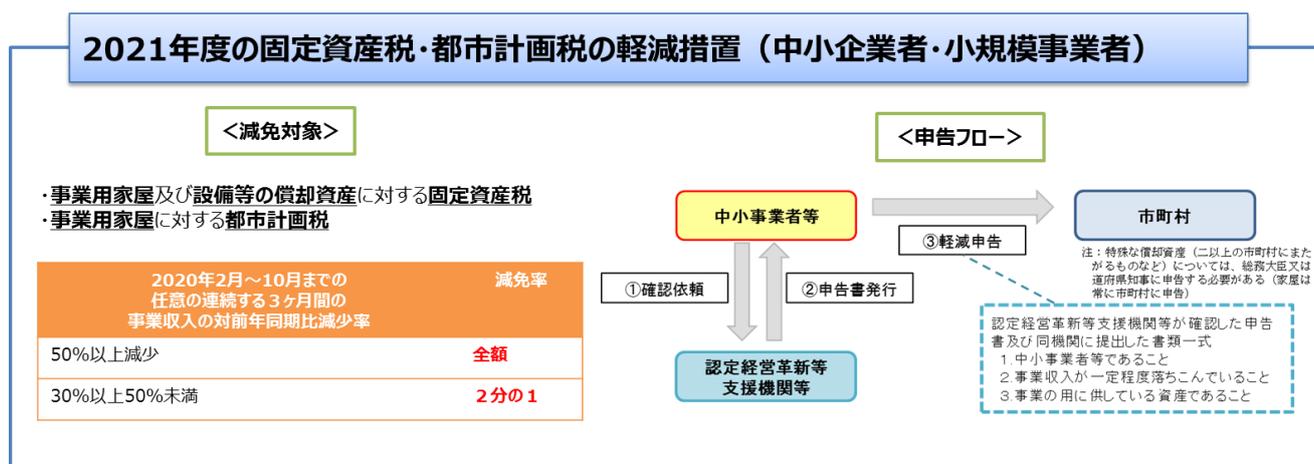
- | | | |
|--------------------|-----------------|----------|
| ① 面積 | ② 価額（例えば固定資産価額） | ③ 税理士の判断 |
| ④ その他（具体的に： _____） | | |

Q8-3 現在、事業に供している車両（自動車）がある場合には車種、購入価額、帳簿価額、事業割合、事業用途についてお答えください。

(1) 車種	
(2) 購入価額	
(3) 帳簿価額	
(4) 事業専有割合	
(5) (4)の算出方法	
(6) 事業用途	

【Q9】固定資産税・都市計画税の減免についてお聞きます。

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者等に対して、その申告に基づき、償却資産及び事業用家屋に係る 2021 年度の固定資産税・都市計画税を減免します。



〔すべての方〕

Q9-1 貴事業者における 2020 年 2 月～10 月までの任意の連続する 3 ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率について、現時点での割合をお答えください。（単一回答）

- | | |
|--------------------------------|------------------------|
| ① 30%以上 50%未満（1/2 減免） → Q9-2 へ | ② 50%以上（全額減免） → Q9-2 へ |
| ③ 30%未満（対象外） → Q9-3 へ | |

〔Q9-1 で「①30%以上 50%未満（1/2 減免）」、「②50%以上（全額減免）」のいずれかに回答した方〕

Q9-2 貴事業者における本税制措置についての利用意向をお伺いします。（単一回答）

- | | |
|---------------------------|----------|
| ① 利用する（すでに認定支援機関等へ確認依頼済み） | → Q9-4 へ |
| ② 利用する予定である | → Q9-4 へ |
| ③ 利用する予定はない | → Q9-5 へ |

[Q9-1で「③30%未満(対象外)」と回答した方]

Q9-3 貴事業者における今後の業況見込み及び本税制措置についての利用意向をお伺いします。
(単一回答)

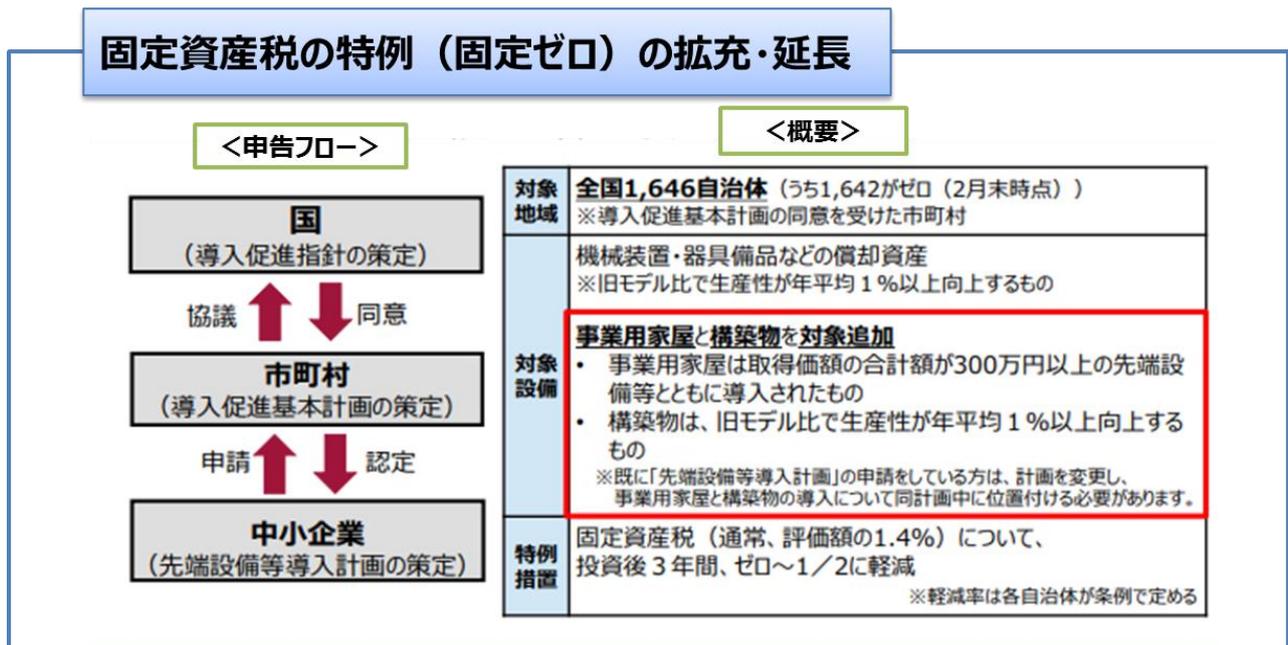
① 今後の業況が悪化する見込みであり、利用する可能性が高い	→ Q9-4 へ
② 今後の業況によっては、利用を検討する	→ Q9-4 へ
③ 利用する予定はない	→ Q9-5 へ

[Q9-2で「①利用する(すでに認定支援機関等へ確認依頼済み)」、「②利用する予定である」もしくはQ9-3で「①今後の業況が悪化する見込みであり、利用する可能性が高い」、「②今後の業況によっては、利用を検討する」のいずれかに回答した方]

Q9-4 償却資産及び事業用家屋に係る2020年度の①固定資産税、②都市計画税の納税額を記載してください。

- ①固定資産税 (1) 償却資産 () 千円 (2) 事業用家屋 () 千円
②都市計画税 (1) 償却資産 () 千円 (2) 事業用家屋 () 千円

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置について、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を追加します。



[すべての方]

Q9-5 本追加措置を受けて、貴社において事業用家屋及び構築物に係る新規設備投資を行い、令和3年度分の固定資産税の特例措置の適用を受ける予定はありますか。(単一回答)

① 利用する予定である	→ Q9-6 へ
② 利用する予定はない	→ Q10-1 へ

[Q9-5で「①利用する予定である」に回答した方]

Q9-6 本特例措置の対象となる予定の事業用家屋及び構築物の取得価額(予定額)を記載してください。
(1) 事業用家屋 () 千円 (2) 構築物 () 千円

【Q10】印紙税についてお聞きします。

〔すべての方〕

Q10-1 令和元年度における、印紙税の納付額についてご記入ください。

(※) 当該費目が無い場合は空欄とはせず、お手数ですが「0」（ゼロ）をご記入ください。

(※) 百万円未満は四捨五入してください。

納付額	
印紙税	百万円

Q10-2 以下に印紙税に係る課税文書を挙げておりますが、各課税文書の件数が課税文書全体の件数に占めるおおよその割合をお答えください。(任意回答)

第2号文書 (請負に関する契約書)	割
第7号文書 (継続的取引の基本となる契約書)	割
第17号文書 (売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書、 売上代金以外の金銭又は有価証券の受取書)	割
その他の文書	割

Q10-3 第2号(請負に関する契約書)文書に記載された契約金額について、最も件数が多いものを一つだけお選びください。(単一回答)

- | |
|--|
| ① 1万円以上～10万円以下
② 10万円超～50万円以下
③ 50万円超～100万円以下
④ 100万円超～500万円以下
⑤ 500万円超～ |
|--|

Q10-4 その他、印紙税に係る事務的な負担及び税負担に関して、御不満、改善点等を含むお気づきの点、コメントしたい点等ございましたら、ご自由にご記入ください。

【Q11】税務手続き関連の事務負担についてお伺いします。

我が国では、税務手続きの簡素化等が徐々に進められているものの、引き続き、税務手続きに関して様々な要望を頂いております。このような背景を踏まえ、税務手続きに関する負担感について明らかにさせていただきたく、以下の調査についてご協力いただければ幸いです。

本項目では、**消費税、所得税・社会保険料、固定資産税に係る税務手続き**について、質問させていただきます。（すべて任意回答）

企業におけるどのような活動が「税務手続き関連」の業務に該当するか（例示）については下記をご参照ください。

★企業におけるどのような活動が「税務手続き関連」の業務に該当するか（例示）

税目	税務手続き関連の業務
各税目共通	【納税申告手続き】 ・データ収集、会計システム入力（ <u>会計上の財務諸表作成以後の税務関連項目の調整手続</u> ） ・確定申告書の作成・提出 【その他（税務調査対応）】 ・税務調査・法定監査、行政指導対応 ・税制（税制改正含む）に関する研修への参加
消費税	・消費税の課税・非課税の判定、税率区分 ・消費税申告額の計算
固定資産税	・償却資産申告書の作成等
所得税・社会保険料	・年末調整 ・マイナンバーの取得・管理・提出 ・源泉徴収税額・社会保険料の計算 ・支払調書の作成・提出 ・社会保険料等に関する手続き（算定基礎届出等）

Q11-1 以下の税目について、会計上の財務諸表の作成以後に生じる、「税務手続き関連」の業務に係るおおよその延べ時間をご認識されている範囲でお答えください。また、税務手続き関連業務を除く、会計・経理作業に要する時間についてもお答えください。

特に事務負担の大きい作業等があれば、その税目と具体的な作業内容をご記入ください。

（※）ご回答に際しては、冒頭の「税務手続き関連」の業務の例示をご参照ください

（※）会計・経理作業については、データの収集・集計等を含めた、財務諸表の作成に要するおおよその延べ時間をお答えください

消費税	固定資産税	所得税・ 社会保険料	会計・経理作業 (税務手続きを除く)
時間	時間	時間	時間

特に事務負担の大きい作業内容 【税目】 【作業内容】
--

Q11-2 税務手続き関連の業務に関するおおよその外部委託費用（年間）をご記入ください。また、納税申告手続きとは別に、税務調査対応等の納税申告手続き以外の事項を外部委託されている場合は、該当する外部委託費用（年間）をご記入ください。尚、直近事業年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間内に終了する事業年度）についてお答えください。

(※) 外部委託費用は、顧問税理士、会計事務所、税務システム利用等に対する支出について、対象事業年度において費用計上した金額をご記入ください。おおよその金額で構いません。

(※) 外部委託されていない場合には、「-」をご記入ください。

(※) 1万円未満は四捨五入してください。

外部委託費用（年間）	
	（内）その他（税務調査対応等） 分
万円	万円

Q11-3 納税に当たり、電子申告を導入されていますか。また、されている場合、紙申告に比して事務負担の軽減につながっていますか。（単一回答）

また、その具体的な理由・原因があればご記入ください。

(※) 利用されていない方は「⑤ 本制度を利用していない」をお選びください

① 非常にそう思う ② そう思う ③ あまりそう思わない ④ 全くそう思わない ⑤ 本制度を利用していない
理由・原因

Q11-4 電子帳簿等保存法の規定に基づく承認を受けた帳簿書類等の電子保存は、貴社にとって帳簿書類等の保存に係る事務負担軽減につながっていますか。（単一回答）

また、その具体的な理由・原因があればご記入ください。

(※) 利用されていない方は「⑤本制度を利用していない」をお選びください

① 非常にそう思う ② そう思う ③ あまりそう思わない ④ 全くそう思わない ⑤ 本制度を利用していない
理由・原因

《ご記入いただきました個人情報の取扱について》

皆様の個人情報は、個人情報保護法に従い適切に取り扱います。

【利用目的】お預かりしている個人情報は、本アンケートの分析のために利用させていただきます。個々の調査票の結果やご回答内容が、貴事業者のご承諾がなく、他に知られることはございません。

【預託】お預かりしました個人情報は、集計作業等のために預託することがあります。その際には十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約等によって保護水準を守るよう定め、適切に取り扱います。

【ご同意頂けない場合】個人情報のご記入は任意です。個人情報をご記入いただけない場合であっても調査票は返信用封筒をご利用の上、投函をお願いいたします。個人情報が未記入であっても集計から除外されることはありません。

【お問い合わせ先】お預かりしている個人情報の開示、削除等のお申し出、その他のお問い合わせにつきましては、1ページ目に記載した連絡先までお願い申し上げます。

**質問は以上です。ご協力ありがとうございました。
ご回答終了後は、同封しております返信用封筒(切手不要)に入れて、
8月28日(金曜日)までにご投函ください。**

3. アンケート調査票 (M&A)



「中小企業のM&Aに関するアンケート調査」 ご協力のお願い

令和2年8月

各位

中小企業庁事業環境部財務課

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

中小企業庁では、中小企業に対する税制上の優遇措置等の施策の実効性を検証することを目的に、アンケート調査を実施させていただきます。ご回答いただきました内容は、今後の施策立案のための基礎資料として反映させていただく予定です。

本アンケート調査の調査票の送付、回収、集計、取りまとめは、株式会社東京商工リサーチに委託しております。つきましては、ご多忙中、誠に恐縮ですが、本アンケート調査の趣旨と意義をご賢察のうえ、是非ともご協力下さいようお願い申し上げます。

なお、ご回答いただいた内容は統計的に処理しますので、個々の調査票の結果が公表されることはありません。

～ ご記入にあたって ～

- ① ご回答は、代表者の方でも経理担当の方でもご回答できる方であれば、いずれの方でも結構です。
 - ② ご回答は令和2年8月1日時点としてご記入下さい。
- ご回答は、同封の返信用封筒に入れて、**令和2年9月4日(金)**までに
ポストにご投函下さい(切手不要)。

【お問い合わせ先】

(本アンケート調査の記入方法等についてご不明な点がある場合)

株式会社東京商工リサーチ

「中小企業のM&Aに関するアンケート調査」調査事務局

窓口対応電話番号：03-6910-3151

(平日 9:00～12:00、13:00～17:00 ※祝日及び年末年始を除く)

FAX : 03-5221-0716

E-mail : chushou.chousa@tsr-net.co.jp

(※ FAX、E-mail によるご回答も受け付けております)

M & Aについてお聞きします。

Q1 M & Aの実施について、該当するものをお選び下さい。(単一回答)

- | | |
|---|---------------|
| ① 2015年以降にM & Aを実施したことがある | →Q2-1へ |
| ② 2015年以降にM & Aの実施を検討したことはあるが、実施を断念した | →Q3-1へ (4ページ) |
| ③ 2015年以降にM & Aを実施したことも、実施を検討したこともないが、最近になってM & Aの実施を検討するようになった | →Q4-1へ (6ページ) |
| ④ 上記にあてはまるものはない | →Q5へ (9ページ) |

Q2-1～Q2-8はQ1で「①M & Aを実施したことがある」を選んだ方にお尋ねします。

Q2-1 実施したM & Aについて、具体的に下記内容に関してご回答ください。

※複数回実施した場合、案件のうち買収先の企業規模または事業規模が大きかった順に3件、ご回答ください。

	1件目	2件目	3件目
①実施時期 (〇年〇月)			
②実施手法 <small>(株式取得・事業譲受・合併・その他(自由記述)より選択)</small>			
③売買代金 (〇万円) <small>(概数でご記載ください)</small>			
④仲介手数料(〇万円) <small>(利用した場合のみ・概数でご記載ください)</small>			
⑤デューデリジェンス費用(〇万円) <small>(利用した場合のみ・概数でご記載ください)</small>			
⑥その他専門家費用(〇万円) <small>(契約書レビュー等・利用した場合のみ・概数でご記載ください)</small>			
⑦売上高の変化※ <small>(〇万円から〇万円へ)</small>			
⑧営業利益の変化※ <small>(〇万円から〇万円へ)</small>			

※M & Aを実施する直前の決算状況と、足下の直近の決算状況を比較してください。

Q2-2 どのような目的でM & Aを実施しましたか。重要視したものを3つまで、選択してください。

※Q2-6まで、複数回M & Aを実施した場合、最も買収先の企業規模または事業規模が大きかった案件についてご回答ください。

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 既存事業の拡大 ② 新規事業への参入 ③ 労働量の確保 ④ 専門人材の確保 ⑤ 欲しい技術の獲得 ⑥ 商圏の拡大 ⑦ 販売価格の引き下げ ⑧ その他 (|) |
|---|---|

Q2-3 M&Aを実施する過程で、障害となった事項は何ですか。(複数選択可)

- ① 取得、譲受費用の負担
- ② M&A仲介会社に対する手数料の負担
- ③ デューデリジェンスや契約書レビュー等に要した専門家費用の負担
- ④ 粉飾決算や簿外債務等のリスク管理
- ⑤ 買収方法の調整
- ⑥ 買収時期の調整
- ⑦ 課税上の問題 (差し支えなければ具体的に:)
- ⑧ その他 ()

Q2-4 M&A実施後、買収、合併を受けた企業の従業者について、どの程度継続雇用していますか。
(単一回答)

- ① ほぼ全員
- ② () 割程度

Q2-5 M&A実施後、買収、合併を受けた企業の経営者について、どのような処遇をしていますか。
(単一回答)

- ① 子会社等の経営者、部門等の長として採用
- ② 顧問・相談役として採用
- ③ 専門家、技術スタッフ職として採用
- ④ 引継ぎ後、退職
- ⑤ その他 ()

Q2-6 M&A実施後、どのような部分で課題がありましたか。(複数選択可)

- ① 企業文化・組織風土の融合
- ② 事業戦略の統合
- ③ 業務フロー、業務管理体制の構築
- ④ 給与体系・就業規則等人事労務関係の統一
- ⑤ 相手先従業員の理解
- ⑥ その他 ()
- ⑦ 特にない

Q2-7 新型コロナウイルスの流行により、今後のM&Aの検討状況に影響はありますか。(単一回答)

- ① 新たなM&Aの検討を始めているなど、積極化している
- ② 特に影響はなく、検討中のM&A案件について引き続き取り組んでいる
- ③ 計画していたM&Aの実施を様子見している
- ④ 計画していたM&Aの実施を取りやめている

(Q2-7で②以外を選択した方について)

Q2-8 計画していたM&Aについて、計画を変更した理由をご記載ください。(自由記述)

Q2-9 新型コロナウイルスの流行により、より重要視するようになったM&Aの実施目的について3つまで、選択してください。

- ① 既存事業の拡大
- ② 新規事業への参入
- ③ 労働量の確保
- ④ 専門人材の確保
- ⑤ 欲しい技術の獲得
- ⑥ 商圏の拡大
- ⑦ 販売価格の引き下げ
- ⑧ その他 ()
- ⑨ 特にない

Q3-1～Q3-5はQ1で「②2015年以降にM&Aの実施を検討したことはあるが、実施を断念した」を選んだ方にお尋ねします。

Q3-1 どのような目的でM&Aを実施する予定ですか。(複数選択可)

※3-2まで、複数回M&Aを検討している場合、最も売上高が上昇する案件についてご回答ください。

- ① 既存事業の拡大
- ② 新規事業への参入
- ③ 労働量の確保
- ④ 専門人材の確保
- ⑤ 欲しい技術の獲得
- ⑥ 商圏の拡大
- ⑦ 販売価格の引き下げ
- ⑧ その他 ()

Q3-2 M&Aを実施するにあたって、障害となっている事項は何ですか。(複数選択可)

- ① 取得、譲受費用の負担
- ② M&A仲介会社に対する手数料の負担
- ③ デューデリジェンスや契約書レビュー等に要した専門家費用の負担
- ④ 粉飾決算や簿外債務等のリスク管理
- ⑤ 企業文化・組織風土の融合
- ⑥ 買収方法の調整
- ⑦ 買収時期の調整
- ⑧ その他 ()

Q3-3 新型コロナウイルスの流行により、M&Aの検討状況に影響はありますか。(複数選択可)

- ① 新たなM&Aの検討を始めているなど、積極化している。
- ② 特に影響はなく、検討中のM&A案件について引き続き取り組んでいる。
- ③ 計画していたM&Aの実施を様子見している。
- ④ 計画していたM&Aの実施を取りやめている。

(Q3-3で②以外を選択した方について)

Q3-4 計画していたM&Aについて、計画を変更した理由をご記載ください。(自由記述)

Q3-5 新型コロナウイルスの流行により、より重要視するようになったM&Aの実施目的について3つまで、選択してください。

- ① 既存事業の拡大
- ② 新規事業への参入
- ③ 労働量の確保
- ④ 専門人材の確保
- ⑤ 欲しい技術の獲得
- ⑥ 商圏の拡大
- ⑦ 販売価格の引き下げ
- ⑧ その他 ()

Q4-1～Q4-5はQ1で「③2015年以降にM&Aを実施したことも、実施を検討したこともないが、現在、M&Aの実施を検討している」を選んだ方にお尋ねします。

Q4-1 どのような目的でM&Aを実施する予定でしたか。(複数選択可)

※Q4-2まで、複数回M&Aを検討している場合、最も売上高が上昇する案件についてご回答ください。

- ① 既存事業の拡大
- ② 新規事業への参入
- ③ 労働量の確保
- ④ 専門人材の確保
- ⑤ 欲しい技術の獲得
- ⑥ 商圏の拡大
- ⑦ 販売価格の引き下げ
- ⑧ その他 ()

Q4-2 M&Aを実施しないことに決めた主な要因をお答えください。(複数選択可)

- ① 取得、譲受費用の負担
- ② M&A仲介会社に対する手数料の負担
- ③ デューデリジェンスや契約書レビュー等に要した専門家費用の負担
- ④ 粉飾決算や簿外債務等のリスク管理
- ⑤ 企業文化・組織風土の融合
- ⑥ 企業間の相乗効果が見込まれない
- ⑦ 買収方法の調整
- ⑧ 買収時期の調整
- ⑨ その他 ()

Q4-3 新型コロナウイルスの流行により、M&Aの検討状況に影響はありますか。(複数選択可)

- ① 新たなM&Aの検討を始めているなど、積極化している
- ② 特に影響はなく、検討中のM&A案件について引き続き取り組んでいる
- ③ 計画していたM&Aの実施を様子見している
- ④ 計画していたM&Aの実施を取りやめている

(Q4-3で②以外を選択した方について)

Q4-4 計画していたM&Aについて、計画を変更した理由をご記載ください。(自由記述)

Q4-5 新型コロナウイルスの流行により、より重要視するようになったM&Aの実施目的を選択ください。
(複数選択可)

- ① 既存事業の拡大
- ② 新規事業への参入
- ③ 労働量の確保
- ④ 専門人材の確保
- ⑤ 欲しい技術の獲得
- ⑥ 商圏の拡大
- ⑦ 販売価格の引き下げ
- ⑧ その他 ()

Q5 は全員にお尋ねします。

Q5 M&Aの促進に関して期待する支援措置があれば、具体的にご記載ください。(自由記述)

→回答終了

《ご記入いただきました個人情報の取扱について》

皆様の個人情報は、個人情報保護法に従い適切に取り扱います。

【利用目的】お預かりしている個人情報は、本アンケートの分析のために利用させていただきます。個々の調査票の結果やご回答内容が、貴社のご承諾なしに他に知られることはございません。

【預託】お預かりしました個人情報は、集計作業等のために預託することがあります。その際には十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約等によって保護水準を守るよう定め、適切に取り扱います。

【ご同意頂けない場合】個人情報のご記入は任意です。個人情報をご記入いただけない場合であっても調査票は返信用封筒をご利用の上、投函をお願いいたします。個人情報が未記入であっても集計から除外されることはありません。

【お問い合わせ先】お預かりしている個人情報の開示、削除等のお申し出、その他のお問い合わせにつきましては、1ページ目に記載した連絡先までお願い申し上げます。

**質問は以上です。ご協力ありがとうございました。
ご回答終了後は、同封しております返信用封筒(切手不要)に入れて、
9月4日(金曜日)までにご投函下さい。**